

PRIMAFF REVIEW

農林水産政策研究所 レビュー No.14 2004.12

CONTENTS

論 説

集落消滅の実態と中山間集落の存続条件
——農家消滅集落の統計分析から——

農業所得税申告書の利用可能性に関する一考察
——「クロヨン」に関するマクロレベルの検討——

中国の食糧政策の動向
——保護価格政策から国際競争志向価格政策へ——

プロジェクト 研究の紹介

遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際政策研究

目 次

巻頭言

消費者の多様なニーズに応えるために ——野菜の消費を通して考える—— 神田敏子 1

論 説

集落消滅の実態と中山間集落の存続条件 ——農家消滅集落の統計分析から—— 橋詰 登 3

農業所得税申告書の利用可能性に関する一考察
——「クロヨン」に関するマクロレベルの検討—— 恒川磯雄 10

中国の食糧政策の動向 ——保護価格政策から国際競争志向価格政策へ—— ... 河原昌一郎 15

プロジェクト研究の紹介

遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際政策研究 山本昭夫 22

農林水産政策研究所第4回参与会議の概要 31

日中韓3カ国農業政策研究所による合同セミナーの概要 會田陽久 33

研修報告

平成16年度研修（パソコンによる統計分析）の概要（2）..... 38

コラム

スーパーの発展と職人問題のゆくえ 高橋克也 42

早期教育と研究 藤栄 剛 43

リスクコミュニケーションと今時の「迷信」 鈴木由紀 44

ブックレビュー

構造政策の理念と現実 鈴村源太郎 45

学会報告

日本フードシステム学会 清水純一 46

2004年度日本リスク研究学会 第17回春期講演シンポジウム 鈴木由紀 47

第2回ベトナム学国際会議 岡江恭史 48

第40回東北農業経済学会秋田大会 久保香代子 49

海外出張報告

中国内モンゴルの草原砂漠化と草地利用制度に関する調査 双 喜 50

中国北部条件不利地域における農業環境政策 鬼木俊次 51

GTAPモデルに関する米パーデュー大学主催の夏期短期集中講座 上林篤幸 52

北米農産物市場の統合・再編下におけるメキシコ農業・農村に関する現地調査 ... 千葉 典 53

スリランカの一村一品 櫻井武司 54

韓国における野菜の生産・流通実態調査 香月敏孝 55

駐村研究員だより

第2回EUREPGAP審査報告 片山寿伸 56

定例研究会報告要旨

牛肉の国際貿易の構造変化とその影響（上林篤幸）...58 / 品目横断的政策に関する一考察（足立恭一郎）...59 / 科学技術のリスク認知とその社会的受容に影響を及ぼす心理的要因（田中豊）...60 / 食の安全と安心に関する消費者意識調査（鈴木由紀）...61 / 新たな経営安定対策に関する予備的考察（吉井邦恒）...62

特別研究会報告要旨

カドミウムに関する健康リスク評価と対策の動向（間正理恵）...63 / 生物多様性条約の成立過程をとおしてみた生物多様性保全の意義（藤倉良）...64 / オーストラリア農業政策の手法（ドン・バンフィールド）...65 / 農業・食料政策に関するOECDの活動成果と今後の展開（ケン・アッシュ）...66 / 日本農業の発展を支えるもの（江川章・松田藤四郎）...67 / 構造改革の促進（マリ・シャーウィン）...68 / 農村地域開発における地域社会の役割（柏雅之・石井圭一）...69

研究活動一覽（平成16年7月～9月）..... 70

外国からの訪問 73

中国江西省「農業総合開発および農業生産経営」訪日交流研修団

最近の刊行物 74

巻頭言

消費者の多様なニーズに応えるために ——野菜の消費を通して考える——



全国消費者団体連絡会
事務局長

—— 神田 敏子*

私たちは今、世界中から輸入される野菜や果物によって、珍しい物も食べられるようになった。しかし珍しい物だけが輸入されるわけではない。たとえば夏の野菜であるカボチャは冬に、冬のみかんは夏に南半球から輸入される。これに加えて国内のハウス物が出回るので、一年中途切れることがない。ブロッコリーもアスパラもトマトも、そしてその他多くの物が、一年中好きな時に好きなだけ手に入る時代である。このように物が溢れる今、消費者は食の安全はもとより、本来のおいしさや季節感など、本当の豊かさを求めはじめてるように思える。

日本はもともと食材の豊かな国である。日本列島は南北に非常に長く、約3千数百kmにも及んでいる。四方を海に囲まれ、モンスーン気候帯で温暖多雨という気候に恵まれた環境にあり、海の幸山の幸が豊富な国である。お米を主食に、これらの幸を副菜にした日本型食生活は、世界からも注目され高い評価を得ている。日本には、四季折々の季節の風味が楽しめる物や地域ごとの特産品が豊かにあるはずである。

今、野菜の消費量が減っているという。しかし野菜だけでなく、米も果物も牛乳も魚も減っている。「一日に果物 200g 食べよう」「ご飯を毎食あと一口ずつ多く食べよう」「牛乳を一日 200cc 飲もう」といった具合に、関係者はそれぞれの食品毎に消費拡大を訴えている状況である。健康志向が高まっているというが、本来ならこれらの食品はしっかりとるべきものである。あるアンケートによると、若者の間では、野菜や果物はジュースで代用され、飲み物は牛乳からペットボトル入りお茶に取って代わられたという。そして魚は骨がじゃまだといわれ嫌われている。一方、サプリメントやいわゆる健康食品といわれる物がたくさん出回り、それらの利用はかなり増えている。健康の求め方がどこかずれているように思えてならない。健康を保つためにはどうするのがいいのか、消費者もしっかり学ぶ必要があるが、そのためには、栄養や機能性についての正しい情報や食べ方の提案も必要である。

今、食の外部化がかなり進んでいる。厚生労働省が実施した平成12年度の「国民栄養調査」によると、外食をよく利用する人ほど一人当たりの年間野菜消費量が少ない傾向にある。また、食生活情報サービスセンターが今年行った「野菜に関するアンケート」調査によると、外食・中食では「野菜があまり摂れない」「野菜がほとんど摂れない」と考えて

* 当研究所参与

いる人が約 80 %もいることがわかった。レストランでは、サラダメニューはあるものの、付け合せとしての野菜は非常に少ない。お弁当類もやはり野菜のおかずは限られている。レストランでの季節の野菜を豊富に使ったメニューや野菜のおかずが豊かなお弁当を提供することによって、自然に野菜の摂取量が増えることになる。そのためには、生産者が事業者向けの野菜作りにも力を入れてくれないと実現しない。是非その方向で努力していただきたいと思う。

野菜本来のおいしさとは何か。その一つはやはり、旬を味わうということだろう。旬の野菜はその野菜の特徴や本来の持ち味を一番持ち合わせているはずである。スイカを例にとると、千葉産から茨城産へ、次はそろそろ新潟産がおいしくなる頃、北海道産が出てくるともうスイカの季節は終わり、という具合に、夏のあいだ日を追って楽しむことができる。この楽しみはその季節でしか味わうことができない。だからこそ、そこには大きな価値があるのではないか。それをむやみに壊してほしくない。

もうひとつは、野菜その物の味がおいしくなくなったような気がする。姿かたちは非常によいが、味は薄く水っぽいものが多いと感じる。たとえば、白くて長いうどを買ったが、ほとんど香りがしなかった。勿論、山うどと比較するつもりはないが、香りが命のうどに香りが無いとは、季節を楽しむ食品だけに余計がっかりさせられた。長ネギも香りが薄い。これでは薬味としては役に立たない。総じて野菜本来の苦味や辛味、えぐ味というものが薄められているように思えてならない。大根も面白さが無い。最近は色々な種類が出回るようになってきたが、まだまだ「青首」が圧倒的に多い。これは煮物には良いが大根おろしにはむかない。おろしても水ばかりだし、味も辛味がなく繊維だけを食べているという感じでおいしくない。そもそも大根は、南北に長い日本列島、青森から鹿児島まで 100 近くの品種があったという。東京には、みの早生大根、秋づまり大根、源内大根、練馬大根、二年子大根、亀戸大根があり、京都には聖護院大根をはじめ桃山大根、中堂寺大根など 9 種類もあった。大根と一口に言っても、昔はいろいろな食べ方や味わい方があったのだろう。旬の味、季節の味を楽しんだに違いない。今や知られている名前は数種類しかない。色々な理由でつくられなくなったのだろうが、それにしても青首一辺倒ではいただけない。

今、全国に産地直売所が広がり、消費者の支持を得ている。地産地消が重要視され、学校給食やレストラン、外食店などでも取り組まれている。そして、地域のなかでの自給率を上げる試みも行われているが、こうした取り組みは、「消費拡大」ということよりも、「顔の見える関係づくり」という視点が重視されている。生産者は食材を供給するだけでなく、食文化の話をするなど、交流が各地で広がっているという。そうしたところでは、女性や高齢者が元気だ。地域のよさや強みを生かして、創造的に地域の農業を活発にしていってほしいと思う。そうした地域が増えることで、食文化も発展し、地域特産品も育ち、消費者の選択肢が広がることにもつながり、食卓も豊かになる。結果的に消費拡大や食の安全・安心にも結びついていくだろう。

論 說

橋詰 登

1 . はじめに

わが国の農山村地域において、定住人口の維持や地域資源の管理に重要な役割を担っているのが、農業生産面ばかりでなく生活面にまで密接に結びついた共同体としての機能を持つ農業集落である。しかし、近年における過疎化や高齢化の進行は、多くの農業集落でこれら共同体的機能の低下を招き、生産・生活条件の厳しい中山間地域などでは存続が危ぶまれる事態に直面している農業集落も少なくない。

2000 年農業センサスでは 10 年ぶりに農業集落調査が実施されたが、その結果を見ると、全国でこの 10 年間に約 5 千もの農業集落が減少し、その半数以上は中山間地域に所在するものであった。また、1980 年には全国で約 5 千集落に過ぎなかった農家数 5 戸以下の小規模農業集落が 2000 年には約 1 万 2 千集落へと急増しており、山間農業地域においては現存する農業集落の 1 割以上を占めるに至っている。農家数の減少が今のままのペースで進んでいくとするならば、中山間地域を中心に少なくない数の農業集落が消滅し、定住人口の減少はもとより集落内の農林地資源が荒廃することによって国土・環境保全や水資源の涵養といった公益的機能の喪失が危惧されるのである。

本稿では、農業集落調査において付随的に把握されている「農家数がゼロの農業集落概況表」のデータを独自に集計し、消滅集落の実態に接近する。しかる後、中山間地域を対象を絞り、存続集落との比較分析から農家消滅集落（農家数がゼロとなった農業集落）の発生要因を具体的に析出するとともに、農家数規模別農業集落数の相関表を作成し農業集落の動態を明らかにする。そしてこれらの分析から、農地資源の維持・管理に重要な役割を担う中山間集落の存続条件を探る。

2. 農業センサスにおける消滅集落の実情

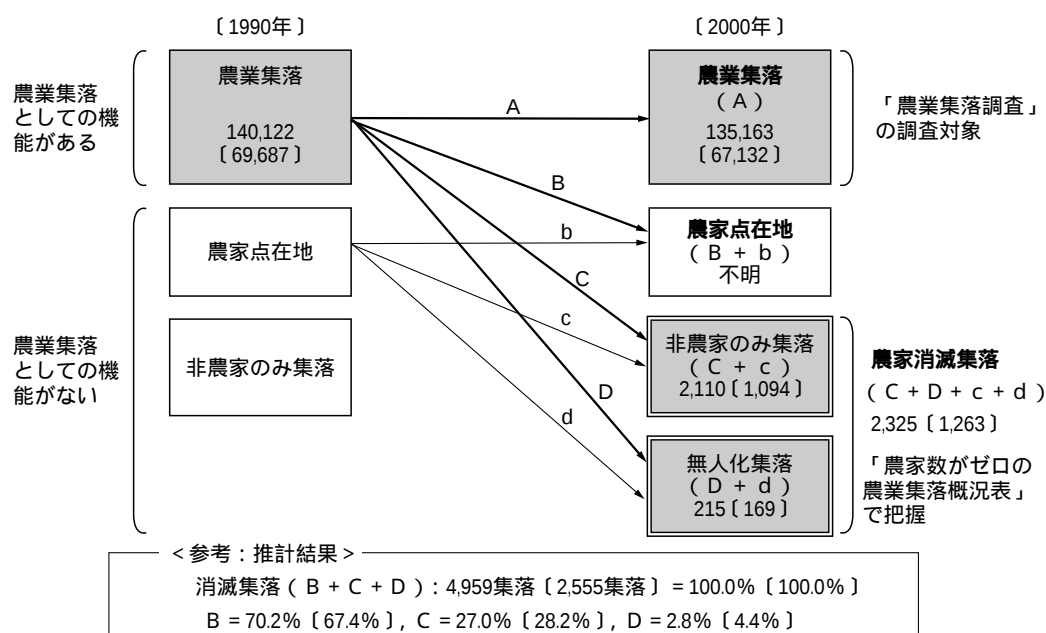
消滅集落を分析する上では、農業センサスにおける農業集落数の減少、換言すれば集落消滅がどのようにして起こるのか、その理論的発生メカニズムをまず確認しておく必要が

本稿の詳細については、農林水産政策研究第7号『中山間地域における農業集落の存続要件に関する分析』（平成16年12月）を参照されたい。

あろう。わが国で農業集落調査が最初に実施されたのは1955年の臨時農業基本調査においてであり、以降、1960年の農業センサスから10年ごとに6回の調査が行われてきた。農業集落は、農業センサスにおける最小の集計・表章単位であると同時に、農業生産基盤、生活環境、地域資源の賦存状況等を属地的に把握するための調査客体でもあり、その定義は「市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会（もともと自然発生的に存在する地域社会で、家と家が地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的単位）」とされている。すなわち、単なる属地的な地域範囲を指すのではなく、そこに何らかの農業上の社会的関係が存在していることが必要であり、この条件を満たすものが集落調査の調査客体となり、その数が農業集落数となる。

したがって、農家が全くなくなった農業集落ばかりでなく、市街化や過疎化によって農家がごく僅かとなり、農業生産や生活等に関する意志の統合あるいは調整といった農業集落としての機能がなくなったものも集落調査の対象から除外されることとなる。

この点を模式図で示したのが第1図である。1990年には農業集落であったが2000年にはそうでなくなったもの（ $B + C + D$ ）が「消滅集落」ということになるわけだが、その内訳は、少数の農家は残っているが集落機能がなくなった「農家点在地」と農家数がゼロとなった「農家消滅集落」に大別される。そして後者はさらに、「非農家のみ集落」と「無人化集落」に細分することができる。このうち、農家消滅集落については、「農家数が



第1図 農業センサスにおける農業集落の把握状況と集落数

注(1) 数値は農業集落数を示し、[]内は中山間地域(うち数)である。

(2) <参考：推計結果>に示した消滅集落数の構成比は、「農家数がゼロの農業集落概況表」で把握されている集落のうち、90年当時の農家が2戸以上のものを($C + D$)の集落数とみなして求めた推計値である。したがって、90年に農家数が2戸以上存在していてもすでに農家点在地となっていた集落もあることから、農家点在地数割合(B)は過小、農家消滅集落数割合($C + D$)は過大である可能性が高い。

ゼロの農業集落概況表¹⁾(以下、「ゼロ集落概況表」と略記)において情報収集が行われているが、農家点在地については、非農家世帯の状況など集落にかかわる情報を得ることはできない。

この図からもわかるように、この10年間に消滅した農業集落は、農家点在地、非農家のみ集落、無人化集落のいずれかになっていることから、ゼロ集落概況表によって農家消滅集落の数がわかれば消滅集落の実態が明らかとなる。しかし残念ながら、ゼロ集落概況表で把握されている農家消滅集落には90年時点ですでに農家点在地であった集落が含まれており、これを峻別することができない。そこで、90年センサス時に農家数が2戸以上あったものは全て農業集落であったとみなし、10年間に減少した農業集落の内訳を推計し、その構成割合を見た。

第1図にも参考としてその割合を示したが、今回減少した全国4,959集落のうち、農家消滅集落は約3割であり、残りの7割は農家点在地になったものと推定される。中山間地域に限定すれば、農家消滅集落の割合はやや高まるものの、それでも約3分の2は農家点在地である。また、無人化集落は、今回減少した農業集落の僅か2.8%、中山間地域でも4.4%に過ぎず、最も懸念された過疎化・高齢化の進行によって無人化した農業集落の発生、厳密な意味での「集落消滅」はごく僅かであったと言える。

したがって、今回顕著となった農業集落数の減少は、集落自体が消滅したのではなく、農家がごく僅かになった農業集落で農業集落としての機能が消失したことにより生じた現象、すなわち「農業集落の農家点在地化」によるものであったと指摘できよう。

3. 農家消滅集落の統計分析

ゼロ集落概況表で把握されている農家消滅集落(90年当時に農家点在地であったものを含む。前掲第1図参照。)は、全国で2,325集落であり、農業地域類型別の構成は、都市的地域40.7%、中山間地域54.3%(中間27.2%、山間27.1%)、平地農業地域5.0%となる。また、全地域共通して90年センサス時の農家数規模は小さく、農家数が5戸以上の集落は全国で僅か452集落(全体の19.4%)に過ぎず、2戸以上で見ても1,476集落(同63.5%)にとどまる。農家消滅集落の約3分の1は90年当時すでに農家数が1戸のみ、すなわち農家点在地であったことがわかる。

次に、第1表により農家が消滅した主な理由をみると、全体では「都市化・兼業化の進展により非農家化した」が46.0%、「挙家離村があいつぎ地域社会が保てなくなった」が15.7%、「土地転用による」が13.3%の順となる。「都市化・兼業化の進展により非農家化した」を主な理由とする集落は都市的地域および平地農業地域で、「挙家離村があいつぎ地域社会が保てなくなった」は中間および山間農業地域で、「土地転用による」は都市的地域および山間農業地域で相対的に高い割合となっている。ただし、「土地転用による」の中身は都市的地域と山間農業地域では大きく異なり、前者は「住宅造成」が13.5%、後者は「ダム建設」が4.8%と高い。

第1表 農家が消滅した主な理由

	実 数 (集落)							構 成 比 (%)						
	農家消滅集落	土地転用による	うち、ダム建設	うち、住宅造成	挙家離村があいつぎ地域社会が保てなくなった	都市化・兼業化の進展により非農家化した	その他	農家消滅集落	土地転用による	うち、ダム建設	うち、住宅造成	挙家離村があいつぎ地域社会が保てなくなった	都市化・兼業化の進展により非農家化した	その他
全 国	2,325	309	58	146	366	1,070	576	100.0	13.3	2.5	6.3	15.7	46.0	24.8
都市的地域	947	163	3	128	15	614	154	100.0	17.2	0.3	13.5	1.6	64.8	16.3
平地農業地域	115	10	1	4	11	56	38	100.0	8.7	0.9	3.5	9.6	48.7	33.0
中間農業地域	633	55	24	8	131	249	198	100.0	8.7	3.8	1.3	20.7	39.3	31.3
山間農業地域	630	81	30	6	209	151	186	100.0	12.9	4.8	1.0	33.2	24.0	29.5

注：理由が不明の集落が若干存在するため農家消滅集落数と内訳の合計は一致しない。

第2表 農家が消滅した年次

	実 数 (集落)						構 成 比 (%)					
	計	90-91年	92-93	94-95	96-97	98年以降	計	90-91年	92-93	94-95	96-97	98年以降
全 国	2,325	189	318	471	482	865	100.0	8.1	13.7	20.3	20.7	37.2
都市的地域	947	93	136	185	182	351	100.0	9.8	14.4	19.5	19.2	37.1
平地農業地域	115	8	16	19	31	41	100.0	7.0	13.9	16.5	27.0	35.7
中間農業地域	633	43	90	140	132	228	100.0	6.8	14.2	22.1	20.9	36.0
山間農業地域	630	45	76	127	137	245	100.0	7.1	12.1	20.2	21.7	38.9

注：2000年の農業集落調査は、2月1日現在（沖縄県は1999年12月1日現在）で実施されているため、「98年以降」の区分については25カ月となり他の年次区分に比べ1カ月分長い（沖縄県を除く）また同様の理由から、「90～91年」の区分は23カ月であり1カ月分短い。

また、第2表により農家が消滅した年次をみると、「90～91年」では全国で200集落にも満たない数であったものが、近年になるほどその数が増え「98年以降」では865集落と5倍近くになっている。90年以降に農家が消滅した集落の4割近くは98年以降に出現していることになる。なお、農業地域類型別にみても、全地域ほぼ同様の傾向を示しており、ごく最近になって農家消滅集落が急増している様子がうかがえる。

4. 中山間地域における農業集落の存続条件

中山間地域における農業集落の存続条件を明らかにするため、次の二つの分析を実施した。まず始めに、農家消滅集落の発生要因を析出するために、農家消滅集落と同一立地条件において存続する農業集落との判別分析⁽²⁾を実施した。分析は変数増減法による（F-in2.0，F-out2.0）。分析の結果は第3表に示すとおりであるが、選択された変数は9変数であり、「総農家数」のF値が最も大きい。判別係数の符号がマイナスとなっていることから、農家数が少ない集落ほど、農家消滅集落群に判別される確率が高くなる。つまり、90年当時の総農家数規模が農家消滅集落の発生要因として最も影響力の強いファクターであることを示している。

次いで両群の判別に有効な変数は、「役場までの道路距離」であり、ほぼ「総農家数」と同程度の影響力を有する。また、「耕地利用率」、「農家数増減率」も1%水準で有意な変数となっている。その他、「平年の積雪量」や「小学校までの道路距離」といった生活

環境に関する変数や「1農家当たり世帯員数」も両集落群の判別、すなわち農業集落の存滅に影響を及ぼしている。中山間地域における農家消滅集落の発生は、総じて農家数や世帯員の状況と生活環境に強く規定されていると言えよう。

次に、小規模集落の占める割合が高い島根県の中山間地域を対象に、農家数規模に焦点を当てた集落動態分析を実施した。第4表は、90年に中山間地域に所在した3,061

集落についての農家数規模別相関表である。この表からまず農業集落の存続状況をみると、90年の農家数が「4戸以下」の農業集落で存続率が極めて低いのがわかる。90年当時、この区分には203集落存在していたが、2000年も農業集落として存続しているものは3分の1に過ぎず、45.8%が農家点在地、15.3%が農家消滅集落となっている。一つ上の区分である農家数が「5～9戸」の農業集落の存続率が94.5%であり、農家点在地となった割合も5%に満たないことからすれば、農家数5戸前後が農業集落としての機能を維持できるかどうかの分岐点になっていると推察される。

第4表 島根県中山間地域における農家数規模別の農業集落動態(90年→2000年)

(単位：集落，％)												
		計	2000年農業集落								2000年 点在地	農家数 がゼロ
			4戸以下	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30戸以上	小計		
90年農業集落	4戸以下	100.0 (203)	33.5	4.9	0.5	-	-	-	-	38.9	45.8	15.3
	5～9	100.0 (602)	27.1	65.8	1.7	-	-	-	-	94.5	4.7	0.8
	10～14	100.0 (858)	2.6	41.1	54.3	1.3	-	-	-	99.3	0.5	0.2
	15～19	100.0 (614)	0.7	4.9	46.1	46.6	1.1	0.2	-	99.5	0.2	0.3
	20～24	100.0 (350)	-	0.6	13.1	48.6	35.4	1.7	-	99.4	0.3	0.3
	25～29	100.0 (227)	-	0.4	1.3	12.8	50.2	34.8	0.4	100.0	-	-
	30戸以上	100.0 (207)	-	-	-	1.0	9.7	29.0	60.4	100.0	-	-
	計	100.0 (3,061)	8.4	25.9	26.4	16.3	8.7	4.8	4.1	94.5	4.1	1.3

注：1990年・2000年農業集落カード、農家数がゼロの農業集落概況表、消滅農業集落コード表等により作成した。

なお、()内の数値は90年の農業集落数である。

またこのことは、農家数が「20～24戸」あるいは「25～29戸」といった比較的規模の大きな農業集落では、同規模階層にとどまった集落割合が30%台と低く、6割以上が下層規模に移動しているのに対し、農業集落としての存滅のボーダーラインに最も近い農家数が「5～9戸」の農業集落では約3分の2が同規模階層にとどまっていることから

第3表 中山間集落の消滅要因(判別分析結果)

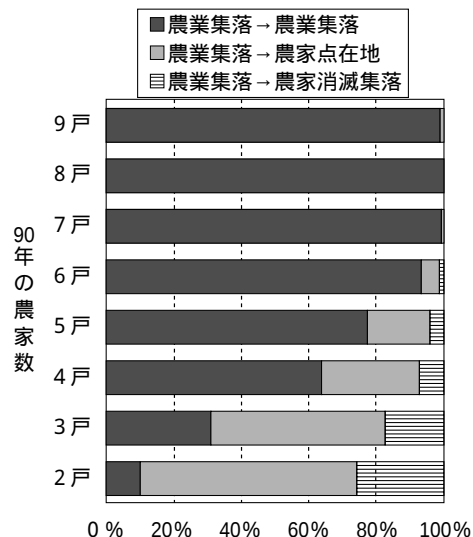
n = 162					
	判別係数	マハラノビス 平方距離	F値	P値	判定
総農家数(90年)	-0.0656	5.7346	15.269	0.0001	[**]
役場までの道路距離(80年)	0.1561	5.8046	14.069	0.0003	[**]
耕地利用率(90年)	-0.0428	6.0690	9.687	0.0022	[**]
農家数増減率(80-90年)	-0.0372	6.1452	8.467	0.0042	[**]
平年の積雪量(80年)	0.9962	6.1708	8.061	0.0051	[*]
1農家当たり世帯員数(90年)	-0.7045	6.3168	5.785	0.0174	[*]
小学校までの道路距離(80年)	0.2587	6.3425	5.391	0.0216	[*]
販売農家率(90年)	-0.0264	6.3674	5.010	0.0267	[]
耕作放棄地率(90年)	0.0253	6.5149	2.798	0.0964	[]
定数項	4.5463				
判別の中率(%)	91.4				
誤判別の確率(%)	9.8				
マハラノビス平方距離	6.708				
相 関 比	0.629				

注：変数増減法(F-in2.0, F-out2.0)による。

うかがわれる。すなわち、まだかなりの数の農家が存在する農業集落においては、多少の離農があっても農業集落を維持していく上での支障はないが、農家数が一桁となってしまったこれら農業集落では、数戸の離農によって農業集落としての機能を喪失しかねない。集落機能を維持するために必要な5戸程度の農家数を集落内に確保するために、既存の農家が安易に離農できない状況が生まれているとも考えられる。

そこで、90年当時に農家数が一桁であった小規模農業集落について、第2図によって10年間の存滅状況をみると、農家数が6戸以上の農業集落では集落存続率が9割を超えるが、農家数が5戸の集落でのそれは77.3%，同4戸では64.3%，同3戸では31.0%と農家数が少なくなるにつれ

存続率が急激に低下する。そして農家数が2戸の農業集落では約4分の1が農家消滅集落となり、農業集落として存続したものは僅か1割に過ぎない。農家数が5戸以下になると農家点在地になる集落が増えるとともに農家消滅集落が出現し、3戸以下になると両者の割合が急激に高まる傾向が確認できる。



第2図 小規模農業集落の存続率
(島根県中山間地域)

5. おわりに

この10年間に都市部と中山間地域を中心に約5千もの農業集落が消滅したが、その実態は、集落内の農家数がごく僅かとなり農業集落としての機能を消失したことによって農業集落調査の調査対象から除外された集落が多数出現したこと、すなわち「農業集落の農家点在地化」によるものだった。しかし、この間に農家が消滅した集落を分析してみると、90年当時に農家数が5戸以上あった集落は2割にも満たず、逆に農家数が1戸のみであったものが3分の1以上を占めていた。農家数がごく僅かとなり今回新たに農家点在地となったこれら集落においても、近い将来、農家数がゼロとなる可能性は高いと言えよう。

また、過疎化を理由として農家が消滅した中山間集落の発生要因を分析してみると、農家数規模からみた集落の零細性、農家数の急激な減少、生活利便性の低さ（役場、学校等の公共施設へのアクセス）が主な要因となっていた。さらに、小規模集落が多数存在する島根県中山間集落を対象に、農家数規模別集落数の相関表を作成し10年間の集落動態を分析したところ、農家数が5戸以下となった集落において農業集落の農家点在地化と農家消滅の動きが現れ、3戸以下になるとその動きが急激に加速することも確認された。農家数の減少が今のペースで進んでいくとするならば、中山間地域を中心に、少なくない農業集落が集落機能を維持することができなくなり農家点在地へ、そして農家消滅、さらには

無人化へと進み、市町村の定住人口の減少と農林地資源の荒廃がさらに加速すると危惧されるのである。

したがって、すでに小規模農業集落が多数存在する中山間地域においては、集落機能を維持していくためのボーダーラインである5戸程度の農家を集落内に確保できるかどうかが集落存続の鍵を握っており、そのための地域対策と併せコミュニティの再編も視野に入れた早急な施策対応が求められていると言えよう。

注1)「農家数がゼロの農業集落概況表」とは、農家がいなくなった集落に隣接する農業集落の代表者（実行組合長、区長等）、あるいは市区町村役場の関係者から、この集落の概況（1990年の農家数、2000年の非農家数、農家数がなくなった年次とその理由、耕地の管理状況等）を地方統計組織の職員が聞き取り、一覧表に整理したものであるが、集計結果は報告書等に掲載されていない。

(2) 判別分析とは、あるサンプルが一定の基準に照らしてどの群に属するかを、そのサンプルの特性から判断する手法である。判別の基準は二つのカテゴリーのSAデータを目的変数に、P個の諸特性をそれぞれ説明変数にとって作成される関数式（ $Z = a_0 + a_1X_1 + a_2X_2 + \dots + a_PX_P$ ）による。判別に当たって重要度の高い説明変数を見つけたことによって、要因分析にも用いることができる。

論 說

—「クロヨン」に関するマクロレベルの検討—

恒川 磯雄*

1. はじめに

そこで本研究では、業種間の不公平税制を批判する立場からクロヨンの存在に関して実証的に分析したとされる既往の主要な論考を取り上げ、その中で農業所得の全般的な捕捉状況について実際にどのように論じられてきたかに関して、原資料にまで立ち返った検討を行った。また、最近の統計資料に基づき、農業所得の捕捉率に関する筆者独自の推計を行い、納税申告資料の利用可能性に関して考察を行った。

2. 既往の論説の再検討

* 独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構 近畿中国四国農業研究センター（前 農林水産政策研究所）
本稿の詳細については、農林水産政策研究第7号『農業所得税申告書の利用可能性に関する一考察——「クロヨン」に関するマクロレベルの検討——』（平成16年12月）を参照されたい。

て実証分析が行われてきた。

このような課税所得の捕捉率の問題を取り上げた先駆的な研究としては、石弘光の論考がよく知られている。石は国民所得統計と税務統計に基づいて課税上の所得捕捉率を推計し、1970年以降の9年間の平均で給与所得者が95.5%に対し農業所得者は25.8%であり、大きな格差が存在すること、さらに農業の所得捕捉率が相当に低いことを論じている⁽⁴⁾。

しかし、そこで用いられた原データを吟味すると、農業所得総額がやや過大とみられること、差し引くべき課税限度以下の所得が過小とみられること、自給部分の取扱いが現実的でないこと、などを指摘できる。1978年を例にとると、石が22.5%と推計した補足率は必要と思われる修正を加えた結果、下限的な値として推計した場合でも39.5%になると見込まれた。なお、この場合において、課税限度以下の所得もすべて捕捉されたとみなしてこれを分母分子に加算し、農業所得の全体でみた場合には捕捉率は69.2%となる。範囲のとらえ方によっても補足率は大きく変わるのである。

石以外の主要な論考についても同様に再検討を行った。論者により年次や使用データ、推計法、比較ベースなどが異なるため一概には言えない面があるが、農業所得の捕捉率にあたる値は13～63%とかなりの幅がみられる。それらについても可能な限り原資料に遡り、データの使用法などを含めて吟味したところ、いずれも捕捉率に関しては多かれ少なかれ過小な値が導かれているという結論に達した。

その共通の要因として、農業経営においては多就労構造が一般的で結果的に所得分割につながるという実態が十分には捉えられておらず、事業主（納税単位）に帰属する所得額が過大に見積もられ、結果として低い捕捉率になっていることを第1に指摘できる。また、統計データの利用に関しても、特に低い値を導いたケースにおいて一部にデータの誤用が認められたほか、税務統計では実態が十分に明らかではない農業法人所得や畜産業所得などについても考慮が不十分であるなどの問題がみられた。そうした点を修正して再計算を行うと、捕捉率はそれぞれ62～82%程度となった。

農業所得の捕捉率に関する最近の論調に関してみると、クロヨンの実態が改善されておらず税制上の重要な課題であるとの指摘が依然としてある一方で、捕捉率の格差はかなり縮小したという見解も一部に出されるようになった。ただし、最近の論考は捕捉率について推計結果のみを提示し、根拠となるデータや算出方法までは明示していないものが多く、十分な再検討ができないという問題がある。また、不公平税制問題自体については給与所得控除の現状からみて実質的な格差はさほどではないという見方も増えている。

さらに、農業所得課税に関しては、税務行政の現場で広く用いられてきた農業所得標準の設定水準自体が低いという指摘があり、このことも従来の所得捕捉率を低めてきた一因と考えられる。この点については、収支計算方式への変更、青色申告の普及、農業構造の変化に対応した税務行政の現場での情報の蓄積などにより改善傾向にあるとみられる。

3．所得捕捉率の推計結果

既往の諸論考を参考に、筆者は主に石の方法に依拠しつつ新しいデータに基づいて独自に捕捉率の推計を行った⁵⁾。概略は以下の通りである。農業所得の階層分布については就業構造基本調査を用い、課税最低限所得を青色申告者 350 万円、白色申告者 250 万円として、課税限度以下となる所得の推計累計額を求めた。農業所得の総額については、農業食料関連産業の経済計算（農水省統計）の「個人業主所得のうちの農業」の値を採用し、1 戸法人など税務統計上では農業事業所得として扱われない部分を類推し差し引いて調整した。また、主として農業依存度の低い農業者に帰属し課税対象にはならないと見込まれる所得額については農業センサスの階層分布を用いて推計した。

その結果、算出された農業所得の捕捉率は、専門的農家の自給部分をすべて課税対象とみなす場合 62 %、同じく課税対象としない場合 69 %、さらに課税限度以下をすべて「捕捉済み」とみなして農業所得総額でみた場合 85 %、となった。なお、この推計では上記の限度額を超える所得階層では非課税者がいないことを仮定しているが、実際にはこうした階層でも非課税者があり得ること、非課税となる 20 万円以下の副業収入を一律に 1 戸あたり 1 人分だけ仮定していること、税務統計上農業所得とならない部分の割合を低めに見積もっていることなどから、これは下限と捉えてよいと思われる。以上は比較的単純な仮定に基づく結果ではあるが、対象年次の実際の捕捉率は 70 ～ 80 % 程度とみてよいと考えられる。

4．考察

農業所得課税の捕捉率に関する既往の実証分析においては、このように以前には 20 % 台あるいはそれ以下という低い値が示されたこともあったが、それらは詳細な再検討結果によれば多かれ少なかれ過小であると認められた。1970 ～ 80 年代の実際の捕捉率は、対象とする範囲の取り方によっても異なるが、おおよそ 4 ～ 7 割程度であったとみられる。また、収支計算に基づく申告の拡大、税務行政の現場における流通販売情報や個別経営のデータの蓄積、青色申告の普及などが相互に影響し、さらに最近では農業収益性自体も低下していることなどから捕捉率は上昇し、最近では 7 ～ 8 割かそれ以上になっていると思われる。

文字どおりの「クロヨン」と呼ばれる事態が常態化し農業所得の著しい過小申告が一般的であるという状況は、かつてについても疑問があり、現在では当てはまらないと言ってよいだろう。しかし、他方で農業所得の捕捉率の推計結果からは 2 ～ 3 割の脱漏が生じていることも認められる。この要因として考えられるのは、最近まで農業所得標準が広く利用されてきたこと、小規模経営において年によって課税限度を若干上回るような場合に申告漏れが生じる可能性があること、これに故意の過少申告が加わってのものと考えられる。ただし、米麦部門や酪農、また、系統出荷主体の大規模園芸産地などでは、現場の実態が

らみて故意に過少申告を行うことは難しいとみられる。これに対して系統外出荷の場合には所得の捕捉が相対的に難しい面があると思われるが、税務行政上の情報収集が進んでいることから、脱税と呼びうる事態があってもそれは構造的というよりは個別的な性格のものとして位置づけられよう。そして、総体的な捕捉状況がこうした状況であれば、特に青色申告を行っている場合の信頼性はかなり高いとみてよいであろう。

5. 税務申告書の利用可能性

以上から、経営収支の記帳に基づいて税務申告が行われる事例の多くは、正確さという点に限れば問題はないと考えられ、少なくとも農業者の申告所得書類は「クロヨン」が一般的であるために信頼できない、といったことはないと考える。これは、言わばマクロレベルにおける農業所得者の税務資料の利用可能性に関する一応の結論である。しかし、実際の利用を考えた場合にはこれは前提条件・十分条件となるに過ぎず、ミクロ次元での利用可能性については別の種々の問題があるのも事実である。以下、何点か指摘しておく。

第1は、正確性や厳密さをどこまで追求し、そのために形式的にはどのような資料を求めるかという点である。青色申告に限っても、貸借対照表を作成する場合と損益計算のみの場合では決算書の信頼性に差が生じる。また、白色申告でも収支計算に基づく申告義務が拡大しているが、現場段階では内容に精粗の差がある。税務申告として受理されたものであればよいというのも一つの考え方である。逆に決算書に高い精度を求めるのなら、青色申告者あるいはさらに限定された複式簿記の記帳者とすることも考えられる。本来なら複式簿記による決算が望ましいが、普及の実態からみると難しい面があるのも事実である。

第2は、税務資料や財務諸表の正確性の保証をどこに求めるかという審査や認定の方法についてである。収支の年次変動をもたらす部門や品目の変化、固定資産や棚卸しの扱いなどにも留意が必要である。こうした点も含めて、指標・基準に基づくチェックや調査を行う担当者とその手法の確立が不可欠となろう。地域の組織体制や税理士の関与にも関係する。違反行為への対処という問題もある。税務行政との連携・協調は可能であろうか。また、現在の様式では部門別収支の算出は不可能であるが、全部門横断的・総合的な施策として総額のみを問題にするならば現行の様式でも利用できよう。

第3に、法人経営では事業所得の意味が全く異なることから、両者の整合をどう取るかという問題も存在する。

以上は経営安定対策の具体的な内容によって問題の程度が変わる。個別経営を単位に、個々の収入や所得の変動に対する補償を行う場合は信頼度の高い決算データが必要となり、実施に関わる行政コストが大きくなることは避けられないであろう。

また、制度の導入にあたって暫定的な移行期間を設けるかどうかという問題もある。税務申告に関しては、所得標準から収支方式への移行が長期間にわたって徐々に進められてきた経緯があるが、これは簿記・記帳の広範な普及が容易ではないという農業経営の現場実態が理由の一つとみられるからである。

- 注 1) この点に関しては農林水産省「「経営を単位とした農業経営所得安定対策」の今後の検討方向」(2000 年 12 月)および経営安定政策に関する研究会の検討結果「農業構造改革推進のための経営政策」(2001 年 8 月)で言及された。しかし、その後の具体的進展は少なく、最近の食料農業農村政策審議会企画部会資料「中間論点整理」(2004 年 8 月)においても検討の必要性が指摘されるにとどまっている。この理由として、他の施策との調整や実施に伴う諸問題が多岐にわたることがあるとみられる。
- (2) クロヨンとは業種間の課税所得捕捉率が給与所得者：自営業者：農業者で 9 : 6 : 4 であるとする俗語表現である。
- (3) 税務上課税対象となる農業所得は、狭義には個人業主の事業所得のうち農業に由来する部分が該当し、本稿で農業所得の捕捉率という場合はこの意味で用いている。これに対し広義の農業所得には、これに加えて農業法人の所得、農外の事業所得(非土地利用型畜産業で非法人のものなど)、農業雇用者の給与所得などが含まれる。捕捉率を考える場合はこれらの部分を除くことになるが、その場合にも推計が必要となる。
- (4) 石弘光(1981)「課税所得捕捉率の業種間格差」『季刊現代経済』42 号。
- (5) 用いた資料と年次は以下の通り。就業構造基本調査(1997)、農業センサス(2000)、農業食料関連産業の経済計算(2000)、農家経営動向統計(1997)、国税庁統計年報(1997)。

河原昌一郎

15

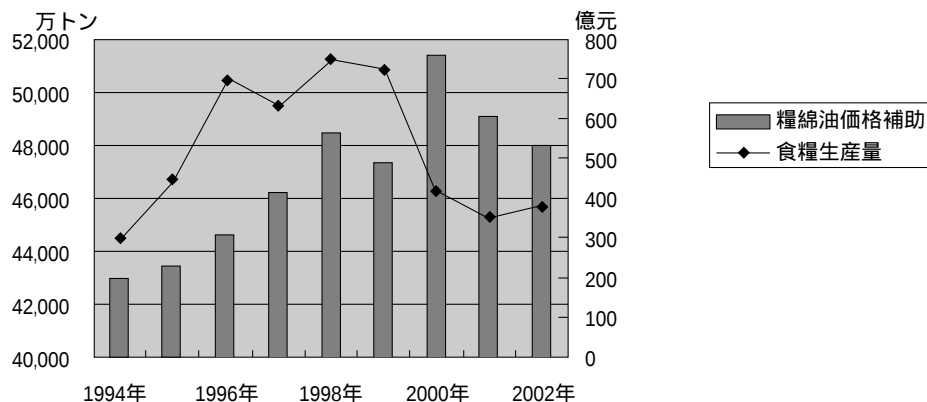


図 食糧生産量と財政負担の推移

資料：中国農業発展報告2003 .
中国統計年鑑2003 .

った。このため、1996 年において早くも食糧は過剰基調となり、市場価格は大きく下落する。従来は市場価格が政策的な買付価格よりも高かったが、1997 年以降は市場価格が買付価格を下回るような状況となった。

こうした中で、政府は、食糧生産量の確保を図るため、農家が売渡しを希望する余剰食糧は保護価格で全て買い付けるという政策を実施していたが、このような保護価格制度の広範な実施は、市場価格が保護価格を下回っている状況のもとでは、必然的に大きな財政負担を伴うこととなる。図の棒グラフの部分は政府の財政負担であるが、食糧生産量の増加とともに財政負担も急速に拡大したことがわかる。1994 年には 200 億元程度であった財政負担が 1998 年には約 3 倍の 600 億元近くにまで増大している。

食糧に対する多額の財政負担は政府にとって大きな重荷となったため、保護価格政策は基本的に維持した上で、財政負担の軽減を図ろうとする改革が 1998 年に実施された。

中国では、政府の食糧買付は全て国有食糧企業を通して行われており、政府の財政負担は国有食糧企業の赤字を補填することによるものである。国有食糧企業の赤字は、買付けた食糧の売買逆ザヤ、備蓄費等によって生じる。もし、国有食糧企業が順ザヤ販売を実現して赤字がなくなれば、政府の財政負担もなくなるはずである。1998 年改革はこうした考えをもとにして実施されたものであり、具体的には、食糧買付量の約 3 分の 1 のシェアがあった民間食糧企業等による食糧買付を禁止し、食糧買付は国有食糧企業に独占させるというものであった。すなわち、国有食糧企業の競争相手を排除することによって、国有食糧企業による独占的な価格決定を行い、順ザヤ販売を可能にしようとするものである。

しかしながら、食糧の買付価格および販売価格が市場均衡価格よりも高く設定されれば、供給は均衡量よりも増え、需要は逆に均衡量より少なくなり、需給ギャップが生じて売れ残りが生じることは経済理論的に見ても当然のことである。実際、この当時、中国では大量の食糧在庫が発生し、食糧倉庫の容量の著しい不足、備蓄食糧の劣化の加速、国有食糧

企業の順ザヤ販売の困難性等の問題が深刻化することとなった。こうした中で、2000年の財政負担は過去最高の約760億元にまで膨れ上がり、1998年改革の失敗が明らかとなる。

3. 国際競争志向価格政策への転換

市場均衡価格よりも高い買付価格を政策的に維持しようとした保護価格政策の破綻という現実を踏まえて、中国政府は食糧政策の方向を大きく転換させていく。

食糧政策の転換は、2000年から2001年にかけて一連の施策を伴いつつ段階的に進められたが、その中で保護価格対象の縮小および食糧買付規制の緩和という二つの改革が政策転換の本質をなすものであった。

保護価格対象縮小の経緯は第1表に示すとおりである。この表から明らかなとおり、従来は生産される食糧品種のほとんどが保護価格の対象とされていたが、2000年以降、比較的品質が劣り市場での競争力が弱いと考えられるものから、順次、保護価格対象からはずされていった。長江中流域、黄淮海地域、東北地域はかつてから中国の3大食糧主産地とされており、今後とも主産地としての発展が期待されているが、それでも保護価格対象の食糧がこれだけの範囲に限定されればその比率は全国食糧生産量の約3割程度にすぎないものとなる。

一方、食糧買付規制の緩和は保護価格対象の縮小に伴って進められた。国有食糧企業だけに買付が制限されていると、保護価格対象からはずされた食糧は、国有食糧企業が契約買付で買付けるもの以外は販売ルートがなくなることとなる。したがって、保護価格対象

第1表 保護価格対象縮小の経緯

根拠規定	保護価格対象に関する規定内容	実施時期
国務院「食糧保護価格買付制度に関する通知」 (1993年2月20日)	- 以下の食糧を保護価格対象として価格とともに列挙。 ・北方冬小麦 ・南方冬小麦 ・関内とうもろこし ・関外とうもろこし ・大豆 ・早稲インディカ米 ・中稲インディカ米 ・晩稲インディカ米 ・北方うるち米 ・南方うるち米	1993年
国務院「食糧流通体制改革政策措置をさらに改善することについての通知」 (1999年5月30日)	- 以下の食糧を保護価格対象からはずす。 ・黒竜江、吉林、遼寧省、内蒙古自治区東部、河北省東部、山西省北部の春小麦 ・南方の早稲インディカ米 ・江南小麦	2000年
国務院「食糧生産流通をさらに改善させるための関係政策措置に関する通知」 (2000年6月10日)	- 引続いて以下の食糧を保護価格対象からはずす。 ・山西、河北、山東、河南省等のとうもろこしおよび米	2001年
国務院「食糧流通体制をさらに深化させることについての意見」 (2001年7月31日)	- 今後保護価格対象とする食糧は主として次のものとする。 ・長江中流域の中、晩生米 ・東北地域の優良米 ・黄淮海地域の小麦 ・東北地域および蒙古東部のとうもろこし	

注：現実の運用の際の具体的な範囲は地域の実情に照らして各省級人民政府が定めることとされており、これ以外の品種を保護価格対象とすることができないわけではない。

の縮小は、食糧流通規制の緩和を必然的に相伴うものであったといえることができるであろう。

第2表は、この食糧買付規制緩和の経緯を示したものである。当初は上記の考え方をそのまま反映して保護価格対象からはずれた食糧だけについて買付ルートの拡大を認めるというものであった。ところが、後には保護価格対象となっている食糧についても買付ルートの拡大が認められ、最終的には保護価格対象となっているかどうかにかかわらず、あらゆる形態の企業が県級以上の行政機関の許可さえ受ければ食糧買付業務を行えるようになった。

第2表 食糧買付規制緩和の経緯

根拠規定	食糧買付規制に関する規定内容
国務院弁公庁「一部の食糧品種が保護価格買付範囲からはずれたことに関する問題についての通知」(2000年2月2日)	○保護価格対象からはずれた食糧については買付ルートを拡大する。 ...国有食糧企業以外に、地区(市)級以上の行政機関の許可を受けた食糧利用企業および食糧経営企業は農民から直接食糧を買付けることができる。
国務院「食糧生産流通をさらに改善させるための関係政策措置に関する通知」(2000年6月10日)	○保護価格対象となっている食糧についても、省級行政機関の許可を受けた食糧利用企業および食糧経営企業は農村で直接食糧を買付けることを認める。 ○保護価格対象からはずれた食糧について、県級以上の行政機関の許可を受けた食糧利用企業および食糧経営企業は農村で直接食糧を買付けることができる。
国務院「食糧流通体制をさらに深化させることについての意見」(2001年7月31日)	○企業の所有制の形態にかかわらず、一定の条件に適合する经营主体が県級以上の行政機関の許可を受けて食糧買付に従事することを奨励する。

注。「食糧利用企業」とは、食糧加工、飼料、飼養、醸造、医薬等、食糧を使用して事業を営む企業をいい、「食糧経営企業」とは食糧の流通販売等に従事する企業をいう。

これらの一連の改革は、直接的には1998年改革の失敗に対処したものであるが、それにとどまらず、食糧価格は基本的に市場価格での形成にまかせること、食糧主産地の育成や品質の向上を図ること、これらによって中国の食糧生産に国際競争力を付与することを改革の方向としており、すなわち、国際競争志向価格政策への移行が意図されたものである。中国の食糧政策は、これまで、中国の食糧価格に国際競争力が乏しいことが前提とされ、政府による管理や規制が多かった。その意味で、この国際競争志向価格政策は、従来にない新しい方向をめざしたものである。

保護価格対象の縮小および食糧流通規制の緩和に関する改革が一段落する2001年半ばには、中国の食糧政策は保護価格政策から国際競争志向価格政策への移行を終えたものといえることができる。

4. 国際競争志向価格政策の手法と課題

(1) 食糧価格および貿易の動向

国内での価格支持を行わず国際的に競争力を有する価格を維持し、さらに品質の向上等による国際競争力を強化して輸出を促進することは、国際競争志向価格政策の重要な目的

の一つである。

第3表は中国の米、小麦、とうもろこしの市場価格を国際価格と比較したものである。この表で明らかなように、2001年4月に比較して2002年4月の国際価格が国際的な食糧市況を反映して上昇している一方で、中国は膨大な在庫圧力によって価格は低落傾向にあったため、もともと国際価格よりも低かった中国の早稲長粒米はマイナスの価格差比をさらに拡大し、国際価格よりも高かった小麦およびとうもろこしは価格差比を縮小している。この表で見ると、中国の国内市場価格は国際価格とほぼ変わらないものになっているといえるであろう。

第3表 食糧の国際価格との比較

年 月	米			小 麦			とうもろこし		
	国 際	中 国	価格差比 (%)	国 際	中 国	価格差比 (%)	国 際	中 国	価格差比 (%)
2001.4	1,407.6	1,388	- 1.4	819.72	1,144	39.6	720.36	1,130	56.9
2002.4	1,614.6	1,441	- 10.8	968.76	1,028.75	6.2	736.92	1,028.75	39.6

資料(1) インターネット「国家糧食局・<http://www.chinagrains.gov.cn/> 鄭州糧食批發市場交易價格月報」2003年12月8日アクセス。

(2) FAO Food Outlook (May 2002)。

注(1) 価格差比は「(中国/国際)×100-100」で算出。

(2) 米の国際価格はタイ100% B (白米100% 2級) バンコクf.o.b指標取引価格。

(3) 米の中国価格は早稲長粒標一鄭州食糧市場卸売価格。

(4) 小麦の国際価格は米国軟質赤色冬小麦No.2米国ガルフ港価格。

(5) 小麦の中国価格は白小麦三等鄭州食糧市場卸売価格。

(6) とうもろこしの国際価格は米国No.2イエロー米国ガルフ港価格。

(7) とうもろこしの中国価格は黄玉米二等鄭州食糧市場卸売価格。

(8) 1USドルを8.28円で換算した。

こうした価格の国際競争力の強化を反映して、2002年には米、小麦、とうもろこしのいずれもが輸出超過となった。このうち小麦の輸出入の動向は特に注目に値する。1990年代の半ばごろまで中国が毎年1,000万トン以上に及ぶ小麦を輸入していたのは記憶に新しいが、中国の食糧需給が過剰基調になって以来輸入は激減し、近年では60～90万トン程度にとどまっている。一方で以前はほとんどなかった輸出が増え、2002年には輸入よりも多くなるとともに、2003年1-12月では223.8万トンにまで増加した。また、中国からの小麦の輸出はこれまで飼料用であったが、2002年からは食用小麦も輸出されるようになっている。

(2) 主産地の育成

国際競争志向価格政策の一環として進められている主産地育成のための主たる方策としては、主産地における保護価格制度の適切な運用とともに、WTO加入後に特に注目され重要視されるようになっている農家直接補助の実施が挙げられる。

保護価格制度の運用による主産地育成の効果について、たとえば東北3省について言えば、米、とうもろこしは保護価格対象であり小麦はそうでないが、各省とも保護価格対象でなくなった小麦の作付面積が近年著しく減少している。特に黒竜江省では1995年に比較して米の作付面積が倍増する一方で小麦の作付面積は4割以下に落ち込んでおり、その傾向がはっきりしている。また、遼寧省、吉林省とも米の作付面積は増加基調にあり、東北3省が米の主産地としての地位を固めつつあることが伺える。このことから、保護価格対象の限定による主産地の選別は、一定の効果を果たしているものと見てよいであろう。

主産地育成のためのもう一つの重要な手法として考えられている農家直接補助は、これまで農家に補助よりも負担を求めることが多かった中国の農業政策において農家に純粋に所得移転を行う初めての試みとなるという点で、画期的な意味を有するものである。江蘇省で2003年11月20日に決定された蘇北5県の食糧主産地での試験実施、江西省の2004年農家直接補助実施方法等によってその手法を見ると、補助の対象は食糧生産農民とすること、食糧の生産を補助の要件とし、作付面積を算定根拠とすること、補助の基準はおおむね1ムー（1/15ha）当たり10元とすることというのが一般的なようである。

農家直接補助は、今後、主産地育成のための有力な手法になるものとして大きな期待が寄せられているが、この取組は開始されたばかりであり、その効果については、今後の推移をみるほかはない。

（3）国際競争志向価格政策の課題

中国の国際競争志向価格政策が、現在では一定の成果を上げているものと見られるということについて述べてきたが、現在のような食糧政策が今後とも維持継続できるのか、中国の食糧需給と価格の安定に将来とも不安はないのかという点については全く予断を許すものではない。特に次の2点が今後の重要な課題として考えられる。

その一つは食糧生産農家の経営規模の問題である。中国の農家1戸当り耕地面積は平均で0.69haと零細であり、しかも人民公社体制から農家生産請負制に移行した歴史的経緯があるためその規模はほぼ均一化されている。このように零細な経営規模でほぼ国際価格での食糧生産が可能なのは農業の機械化が進んでいない一方で農家の所得（労賃）水準が極めて低いためである。今後、所得水準が上昇し、また農業の機械化が進めば必然的に農業生産費は上昇する。国際競争力のある価格での生産を維持するためには経営規模を拡大し効率的な経営を図るほかはないが、中国の現在の農業農村をめぐる情勢に鑑みると経営規模の拡大は容易ではない。

もう一つは食糧価格の安定化の問題である。中国では、これまで地方政府を通して間接的に行ってきた食糧備蓄を中央直轄型の垂直管理が可能となるよう2000年に中国備蓄食糧管理総公司を設立した。中央政府の食糧備蓄規模の目標は7,500万トンとされる。しかしながら、こうした食糧備蓄が食糧価格の安定化にどれだけ有効に機能するのかということについては疑問も多い。中国の食糧需要量は2000年以来4億8,000～9,000万トン、生産量は4億5,000～6,000万トン程度で推移し、3,000万トン程度の需給ギャップがあった

が、こうした状況でも食糧価格が上がらなかったのは国内に膨大な在庫圧力があったためである。ところが、最近になって中国の食糧価格は上昇し始めており、今後の食糧生産の動向によっては価格が高騰する可能性も否定できない。備蓄制度の運用によって価格の安定を図るためには、食糧の放出価格や放出ルートが適切に定められる必要があるが、現在のところそれがどのように行われるのかは明らかでない。価格が上昇して価格の国際競争力がなくなれば、現在のような国際競争志向価格政策は維持することができなくなる。

5．おわりに

以上のように、本稿では、一定の矛盾を内包した保護価格政策の破綻を契機として、主産地を育成しつつ食糧生産の確保と輸出の振興を図るという国際競争志向価格政策へと転換した中国食糧政策の手法、目的、課題等を明らかにしてきた。ただし、この国際競争志向価格政策が今後どのように展開するのかということについて予測することは必ずしも容易ではない。また、この問題は農業経営や農家所得を含めた中国の農業農村の全般的な情勢と深く関わっている。そうした中国の食糧政策をめぐる各般の動向にも十分に留意しながら、今後とも、国際競争志向価格政策の動きを注視し、中国の食糧政策に関する研究を進めていきたいと考えている。



プロジェクト研究の紹介

行政対応特別研究「遺伝資源へのアクセスと 利益配分に関する国際政策研究」



山本 昭夫

1. はじめに

本稿は、行政対応特別研究「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際政策研究」（研究実施期間：平成 15 年度）の研究成果概要をとりまとめたものである（山本・伊藤（2004a および b）も参照されたい）。

はじめに、本研究の背景などを簡単に紹介する。まず遺伝資源とは、植物・動物・微生物などのあらゆる生物と考えて支障ない（たとえば農業では品種改良の素材として活用される作物（最新の品種のみならず、古い品種や有用性がはっきりしないが潜在的に利用可能と思われるものも含む））。この遺伝資源については、その国境間移転のあり方（遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の遺伝資源提供国への配分）をめぐる、国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO）や「生物の多様性に関する条約」（Convention on Biological Diversity: CBD）において、激しい議論が展開されている。単純化すれば、FAO では 1983 年の「植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ」（International Undertaking on Plant Genetic Resources: IU）により、遺伝資源を「人類の財産」であり誰もが自由に利用（＝フリーアクセス）できるものであると考えてきたが、この IU が「植物の新品種の保護に関する国際条約」（UPOV 条約）に定められる植物品種の育成者権に抵触する可能性があるとして態度を留保した国が多数あったことから、その補完（合意解釈）交渉が続いた。そこでは、「農民の権利」（農民が植物遺伝資源の保全・改良・供給面で行ってきた、また今後行うであろう貢献）を認めた。その後フリーアクセスの考え方が、1992 年に採択された CBD によって否定され、遺伝資源へのアクセスは各国の国内法令に従って行われ、同時に遺伝資源の利用から生じる利益は遺伝資源提供国に対して公正・衡平に配分することとなったのである。

CBD を承けて、FAO は IU を CBD と調和させるべく、1994 年にその改定交渉を開始した。この結果が、2001 年の FAO 総会で採択された「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約」（International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture: ITPGR）である¹⁾。同条約は、2004 年 6 月 29 日に発効したが、我が国は現在も加入に向けた検討を進めている状況にある。この検討にあたっては、関連する多

数の条約や国際フォーラム，とくに知的財産権に関連する条約などとの関係を把握し各所に錯綜した議論を整理しておく必要がある。

本研究は，このような議論の整理を目的として，各種国際文書などを精査し，ITPGRへの我が国の対応決定を支援するものである。

なお，本稿では，平成15年度の研究成果に加えその後の動きについても若干の補足をを行い，可能な限り時宜に応じた内容としている。

2．研究の対象と整理の考え方

(1) 研究対象事項

本研究で対象とした事項は，

遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益配分問題（国際的には Access and Benefit Sharing: ABS という用語が定着）

伝統的知識（国際的には Traditional Knowledge: TK という用語が定着）²⁾

知的財産権（Intellectual Property Rights: IPR）

である。

また，対象とした条約あるいは国際フォーラムの主なものは，

生物の多様性に関する条約（CBD）

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS 協定）³⁾

植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）

食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）

である。

(2) 整理の考え方

本研究では，CBD が利益配分規定を設けていることから，この規定が関連する条約などにおける交渉・議論の「共通軸」となり，とくに IPR 関連条約を巻き込んで，大きな南北対立が生じているという見方をとる。これは，IU 補完交渉（知的財産権の観点から，フリーアクセスに最低限の制限をくわえることや，「農民の権利」の認知など），UPOV 条約改定交渉（'78 年条約から '91 年条約へ），TRIPS 協定策定交渉，CBD 策定交渉が併行的に行われ，相互に影響しあったと考えられるからである。

3．研究結果の概要

ここでは，各条約などの概要を整理し，次いでこれらの間の関係を簡単な図で示すこととする（以下，本稿末の参照条文なども参照されたい）。

（１）各条約などの概要

１）CBD

CBD においては、第 15 条、第 19 条が ABS について規定し、第 16 条が技術移転（IPR 保護下のものを含む）を規定する。また、第 8 条（j）が、TK についても ABS を規定している。

CBD においては、ABS の枠組みだけが合意され具体的な実施手続きまで言及されていない。そこでより具体的なものとして、2002 年の COP 6（第 6 回締約国会議）において、「ボン・ガイドライン」が定められた。同ガイドラインで注目すべき点のひとつに、知的財産権申請時における利用遺伝資源（あるいは利用 TK）の出所開示措置がある。これは、遺伝資源などの利用から生ずる利益配分を確実なものとするため、遺伝資源などの移動監視機能を IPR 制度に求めるものであり、WIPO をはじめとして、ABS と IPR との接点における議論となっている。

また、この「ボン・ガイドライン」が法的強制力のない任意のルールに留まっていることに不満を感じる南側の国も多く、これを法的拘束力のある議定書にいわば「格上げ」しようとする動きが発生している。具体的には、2002 年 8 月に行われたいわゆる「ヨハネスブルク・サミット」の行動計画において、このような交渉を CBD の枠組み中で行うことに合意している。これを承けた CBD の COP 7 では南北間で激しい議論が行われたが、結局 COP 8 までに 2 回のワーキンググループ会合を開催しそこで交渉するという手続きの合意に留まった。このワーキンググループ会合は、2005 年 2 月（タイ）および 2006 年 3 月（スペイン）に行われ、2006 年 5 月に予定されている COP 8（ブラジル）においてさらなる交渉が行われる予定である。

２）TRIPS 協定

TRIPS 理事会では、植物品種保護を定めた第 27 条 3 項（b）のレビューが行われている。同項では、植物品種を、「特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せ」によって保護することとしている。この「効果的な特別の制度」とは、UPOV 条約加盟国などにおいては同条約を指すものと解されているが、開発途上国の中にはこれと異なる解釈（「農民の権利」が ITPGR で認められたことにより、IPR 制度の中に利益配分規定を導入すること）を取る国もある。こうした国内法の動きにより、ここに CBD と TRIPS 協定との間の整合性が問われることになった。WTO ドーハ閣僚宣言において、TRIPS 協定と CBD との間の関係の検討が同協定理事会に指示されたのは、こうした論争が、国際フォーラムでの正式な議題として位置づけられたことを意味する。

３）UPOV 条約

UPOV 条約は、「農家の特権」（権利保護下にある品種の自家増殖利用など）により、知財権保有者の権利保護水準は農業における種苗利用の実態を踏まえたものに設定されている。しかし'78 年条約と'91 年条約を比較すると、後者ではこの特権の保護が各国の裁量に委ねられたことにより、開発途上国側からは「農家の特権」の保護水準が低下したと理解された。

4) WIPO

WIPO においては、そこに設置された「知的財産権・遺伝資源・伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会」において、活発な議論が行われている。TK の保護に関することが多いが、最近では、知的財産権申請時における利用遺伝資源（あるいは利用 TK）の出所開示措置についての議論が激しい⁽⁴⁾。

5) ITPGR

ITPGR は、IU を CBD と調和させるために改定し、最終的に法的拘束力を有する条約としたものである。条約の核心は、IU の補完交渉で問題となっていた「農民の権利」の処理、多国間で共同して遺伝資源をプールし、共通ルールにしたがって可能な限り促進されたアクセスを確保すること（多国間システム（Multilateral System: MLS）の構築）であった。

「農民の権利」は、従来から FAO で議論してきたもの（農民が植物遺伝資源保全に果たしてきた貢献などの認知）に加え、CBD に由来すると思われる TK の要素が新たに加わったものである。

MLS 交渉での問題は、その対象作物範囲の広さと、MLS における利益配分規定であった。対象作物は、附属書 1 に示されるリストに掲載されたものに限定されているが、北側はその範囲を大きく、南側は小さくしたいという構図の中で決着した。

MLS から取得した遺伝資源を用いて商業的利益が発生する場合には、その利益の一部を、FAO の基金を通じ主として開発途上国に配分する。この基金への支払い義務には、「かかる成果物がさらなる研究及び育種のために他の者に対する制限なく利用できる場合を除く。」という但し書きが付されている。これは MLS から受領した遺伝資源から開発された植物品種が UPOV 条約によって IPR 保護を受けるとき、義務的支払いからは免除されると解されている（しかし、義務的でない支払いは常に奨励されている）。MLS から遺伝資源を取得する場合の具体的なルールは条約交渉において合意できず、標準的な MTA（Material Transfer Agreement）を第 1 回締約国会議で決定するという形で処理された。それに先立つ専門家会合が 2004 年 10 月に行われたところである。

（２）相互関係

以上の条約および関連国際フォーラムの間に見られる相互関係を、図に示す。

中心には、CBD と WTO の TRIPS 協定が、対立的な可能性を含みつつ置かれる。CBD には知的財産権問題（第 16 条）や利益配分問題（第 15 条、19 条）が含まれており、また、第 8 条（j）項のように TRIPS 協定の「効果的な特別な制度」として読み込みうる条文があることから、両条約間の関係には今ひとつ明確性が欠ける。くわえて、こうした利益配分問題が南北間の対立構図の原因となっているので、両条約間の整合性が、あくまでも中心的な争点と考えられるためである。

ITPGR は、食料農業植物遺伝資源のみを対象とする CBD に対する特別な制度である⁽⁵⁾。ITPGR と UPOV は、ITPGR の MLS における利益配分義務の免除規定として密接に関係

するほか、UPOV は TRIPS 協定に対して、特許における「効果的な特別な制度」と位置づけられている。

利益配分という行為は、CBD、ITPGR および砂漠化対処条約で規定されている。利益配分を確実にするための遺伝資源原産国開示問題については、CBD の「ボン・ガイドライン」がこれを定めているが、この議論は、知的財産権の申請時における利用遺伝資源（あるいは利用 TK）の開示問題として、CBD から WIPO・UPOV にも検討が依頼された。さらに「ボン・ガイドライン」の議定書への「格上げ」問題は、「ヨハネスブルク・サミット」において「International Regime」のさらなる交渉という形で明確に打ち出された。

TK については、CBD が転機となって、WIPO や ITPGR にも影響が及んでいる。

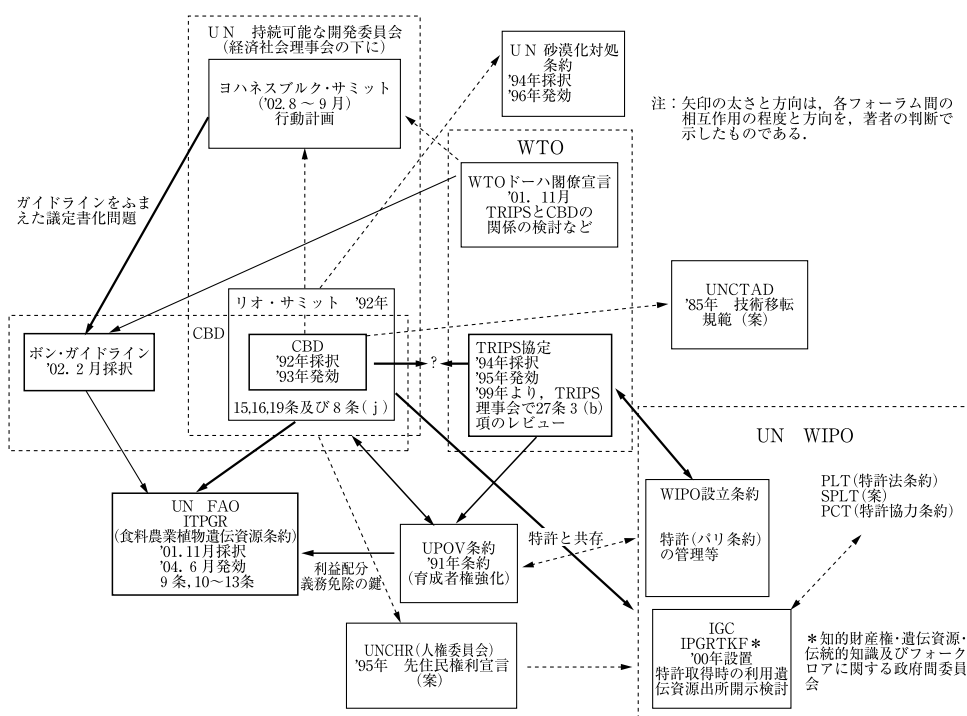


図 各種国際フォーラムの間の関係図

4. まとめ

以上要約すれば、CBD において、利益配分や知的財産権の（南側への）有利な移転といった新たな方向が合意されたが、その実施面について、これに関連する様々な場所で交渉が続いていると言える。そしてその中心には、常に CBD がある。CBD で合意されたこうした方向は、必ずしも生物多様性の保全に直結するとは言えないであろう。むしろ、北側主導で進められてきたグローバリゼーションへの、南側の反発と読み取るほうが正しいと思われる。

したがって、ITPGR はこうした国際的争点の一側面にすぎないと言える。すなわち今後の ITPGR への対応も、このような全体構図との関連の中で見ていくべきであり、そのためには、とくに知的財産権の側面を中心として政府内部の省庁横断的な対応が必要であろう。

注 1) 採択時の投票では、賛成 116、反対 0、棄権 2 (日米) であった。

(2) CBD 第 8 条 (j) に規定されるような知識。すなわち、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行」である。

(3) WTO 協定附属書 1 - C。

(4) 本年 9 月に WIPO が開催した「知的財産権と遺伝資源に関する広報会合」においては、CBD、FAO、UNEP、WTO などからの簡潔な説明も行われており、遺伝資源をめぐる関連機関の動向・相互関連がわかりやすく把握できる (available at http://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_gr_im_ge_04/presentations.html last visited on October 14th, 2004)。

(5) 厳密には、MLS 対象作物の範囲で CBD の例外となっている。MLS に含まれない食料農業植物遺伝資源については、ITPGR と CBD が重なって適用されると解釈され、とくにアクセスについては「ボン・ガイドライン」に従うと考えられる。

参照条文など (いずれもアンダーラインは著者による。)

1 CBD (公定訳)

第 8 条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

第 15 条 遺伝資源の取得の機会

1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。

7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第 19 条の規定に従い、必要な場合には第 20 条及び第 21 条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

第 16 条 技術の取得の機会及び移転

2 開発途上国に対する 1 の技術の取得の機会の提供及び移転については、公正で最も有利な条件 (相互に合意する場合には、緩和されたかつ特恵的な条件を含む。) の下に、必要な場合には第 20 条及び第 21 条の規定に基づいて設ける資金供与の制度に従って、これらを行い又はより円滑なものにする。特許権その他の知的所有権によって保護される

技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う。この 2 の規定は、3 から 5 までの規定と両立するように運用する。

第 19 条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

2 締約国は、他の締約国（特に開発途上国）が提供する遺伝資源を基礎とするバイオテクノロジーから生ずる成果及び利益について、当該他の締約国が公正かつ衡平な条件で優先的に取得する機会を与えられることを促進し及び推進するため、あらゆる実行可能な措置をとる。その取得の機会は、相互に合意する条件で与えられる。

2 ボン・ガイドライン（（社）バイオインダストリー協会仮訳）

16. 締約国と利害関係者が利用者と提供者のいずれにもなりうることを認識し、実行されるべき重要な要素を以下に示す：

（d）遺伝資源の利用者を管轄下に持つ締約国は、適宜、遺伝資源を提供する締約国の事前の情報に基づく同意およびアクセスが認められる際の相互に合意する条件を遵守することを支援するために、適切な法律上、行政上、政策上の措置を取らなければならない。

（ii）知的財産権の申請における遺伝資源の原産国、原住民・地域社会の伝統的知識、工夫および慣行の出所の開示を奨励する措置

3 ヨハネスブルク・サミット行動計画

42（O）Negotiate within the framework of the Convention on Biological Diversity, bearing in mind the Bonn Guidelines, an international regime to promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of genetic resources.

4 TRIPS 協定（公定訳）

第 27 条 特許の対象

3 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

（b）微生物以外の動植物並びに非生物学的な方法及び微生物以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この（b）の規定は、世界貿易機関協定の発効の日から 4 年後に検討されるものとする。

5 WTO ドーハ閣僚宣言

19. We instruct the Council for TRIPS, in pursuing its work programme including under the review of Article 27.3（b）the review of the implementation of the TRIPS Agreement under Article 71.1 and the work foreseen pursuant to paragraph 12 of this declaration, to examine, inter alia, the relationship between the TRIPS Agreement and the Convention on Biological Diversity, the protection of traditional knowledge and

folklore, and other relevant new developments raised by members pursuant to Article 71.1. In undertaking this work, the TRIPS Council shall be guided by the objectives and principles set out in Articles 7 and 8 of the TRIPS Agreement and shall take fully into account the development dimension.

6 UPOV'91 年条約（公定訳）

第 15 条 育成者権の例外

（１）義務的例外

育成者権は、次の行為には及ばない。

（ii）試験目的で行われる行為

（iii）新品種を育成する目的で行われる行為及び・・・

（２）任意的例外

前条の規定にかかわらず、各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、農業者が、保護される品種・・・を自己の経営地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用する事ができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができる。

7 ITPGR（農林水産技術会議事務局仮訳（未定稿第 3 校））

第 9 条 農民の権利

9.1 締約国は、世界中の地域の地元社会及び原住民の社会並びに農民、特に起源地及び作物多様性の中心地のもの、が世界中食料及び農業生産の基礎を構成する植物遺伝資源の保全と開発に対してこれまでに果たしてきた、また今後も果たすであろう多大な貢献を認める。

9.2 締約国は、農民の権利が食料農業植物遺伝資源に関係することから、その実現のための責任が各国政府にあることに同意する。各締約国は適当な場合には、その必要と優先順位に従い、国内法令に従い、農民の権利を保護、促進するための以下のものを含む措置を講じるものとする。

（a）食料農業植物遺伝資源に関連した伝統的知識の保護

（b）食料農業植物遺伝資源の保全に起因する利益の配分に衡平に参加する権利

（c）略

9.3 本条のいずれの規定も、国内法に従い、かつ適当な場合には、農民が農場に保管した種子/繁殖材料を備蓄、利用、交換及び販売する一切の権利を制限するものと解釈されないものとする。

第 10 条 取得の機会と利益配分のための多国間システム

10.2 主権の権利の行使に当たっては、締約国は、補完及び相互補強の原理に基づき、食料農業植物遺伝資源の取得の機会の促進と、公正かつ衡平な方法によるかかる資源の利用から生ずる利益の配分の双方を行うための、効率的、効果的かつ透明性のある多国間システムを設立することに同意する。

第 11 条 多国間システムの適用範囲

11. 1 第 1 条に述べたように食料農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにそれらの利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分という目的を促進するために、多国間システムは食料安全保障と相互依存の基準に従って決められた付属文書 1 に列挙された食料農業遺伝資源を対象とするものとする。

第 12 条 多国間システムにおける食料農業植物遺伝資源への円滑な取得の機会の提供

12. 3 かかる取得の機会は以下の条件に従って提供されるものとする。
- (a) 取得の機会は食料及び農業のための研究、育種及び研修における利用及び保全の目的にのみ提供されるものとする。・・・
 - (d) 受取人は多国間システムから受領したそのままの形態の食料農業植物遺伝資源またはその遺伝的部分もしくは構成要素の円滑な取得の機会を制限する知的財産権またはその他の権利を主張しないものとする。
12. 4 このため、円滑な取得の機会は、第 12 条 2 及び第 12 条 3 に従いつつ、標準材料移転契約（MTA）に基づいて提供されねばならない。・・・

第 13 条 多国間システムにおける利益配分

13. 2 締約国は多国間システムに基づく、商業的な利益を含む、食料農業遺伝資源の利用から生じる利益が以下のメカニズムを通じて公正かつ衡平に配分されるものであることに同意する。・・・
- (d) 商業化による金銭的利益及びその他の利益の配分
 - (ii) 締約国は、第 12 条 4 に規定する標準材料移転契約に、食料農業植物遺伝資源である成果物及び、多国間システムから取得された材料を取込んだ成果物を商業化する受領者が第 19 条 3 (f) に規定するメカニズムに対してかかる成果物の商業化から生じる利益の衡平な一部を配分する義務を含めることに同意する。但し、かかる成果物がさらなる研究及び育種のために他の者に対する制限なく利用できる場合を除く。この場合でも、商業化を行う受領者がかかる支払いを行うことを奨励されるものとする。
締約国会議はその第 1 回会合において商習慣に従ってその支払いの水準、形式及び方法を決定するものとする。・・・締約国会議は利益の公正かつ衡平な配分を達成する観点から支払い水準を随時見直すことができ、また、かかる商業化された成果物がさらなる研究と育種に関して他者への制限なく利用できる場合にも材料移転契約における強制支払い義務が適用されるべきかどうかについて本条約の発効から 5 年以内に評価することができるものとする。

〔参考文献〕

- 山本昭夫・伊藤正人（2004a）「FAO 植物遺伝資源条約の発効を迎えて（第 1 報）——植物遺伝資源条約と生物多様性条約——」『育種学研究』第 6 巻第 3 号
- 山本昭夫・伊藤正人（2004b）「FAO 植物遺伝資源条約の発効を迎えて（第 2 報）——「るつぽ」としての生物多様性条約——」『育種学研究』第 6 巻第 3 号

農林水産政策研究所

第4回参与会議の概要

参与会議は、所の設置目的に即した研究活動の実施等の観点から機関運営についての評価（機関評価）をしていただくとともに、研究の方向、内容等について助言・意見をいただくことを目的として設置されています。

第4回参与会議は、平成16年7月9日（金）農林水産政策研究所霞が関分室において、平成15年度における農林水産政策研究所の機関評価を主な議題として開催されました。参与の出席者は、11名中次の6名でした。

猪口 邦子（上智大学法学部教授）

神田 敏子（全国消費者団体連絡会事務局長）

北里 一郎（明治製菓株式会社代表取締役会長）

中川聡七郎（鳥取環境大学環境政策学科教授）

西村紳一郎（北海道大学大学院理学研究科教授）

山本 和子（フリージャーナリスト）

（敬称略，五十音順）

会議においては、まず研究所側から、研究所が実施した機関運営に係る自己評価結果を説明した後、設定された評価項目について、活発な意見交換をしていただきました。

参与の方々からの主な意見を、以下に紹介します。

- 政策研究所としての戦略的な意味をふまえて、国際交渉の材料を提供するなど、国益の本質に沿った研究を推進することが重要。



- 他国に啓発的効果を持つような普遍的に役立つ発見や、次世代に向けた哲学的メッセージを日本から生み出すためのシーズとなるような研究も目指してほしい。
- 地域資源の保全と利用高度化は非常に重要な研究テーマであり、他の課題との連携を重視して進めるべき。
- 成果を上げた研究には予算を多く配分し、成果が上がらない研究は廃止するとしているが、予算が不足するため成果が上がらない場合や、研究内容によっては多くの予算が必要になるなど、単純な問題ではない。判断基準については十分な配慮が必要。
- 女性研究者を積極的に登用するよう希望する。
- 食料の需給ギャップについて、国際的な議論を展開してほしい。
- 本省の政策ニーズへの対応とともに、努力の結果社会的ニーズにも接近してきているとの印象を持った。
- 農業・林業のみを通して地域政策を論じても不十分ではないか。環境政策・国土政策等、関連政策との整合性を追求する政策の構築が求められている。農業という政策枠組みを超えた議論にも取り組んでほしい。
- 遺伝子組換え作物の問題等について、科学的な論拠や情報が十分に伝わっていないことに、危機感を覚える。研究所は、研究成果が地方自治体の担当者等にも伝わるよう、意見力を発揮すべきである。
- 情報源としては素晴らしいが、何をしているのかが見えにくい。これからは国民の支持を受けるような組織でなければ、研究成果がすばらしくても存在できない。広報を重視するとしているが、アピール力がまだ足りない。
- 食品安全性やトレーサビリティの問題について、国際分野の研究と国内問題の研究との連携が十分でないように感じる。国民に対する説明責任と、研究成果の社会への還元について、よりいっそうの努力を望む。



この会議における論議等をふまえて、各参与に評価票を作成していただき、研究所では、参与による評価結果とこれへの対応方針を ホームページ (<http://www.primaff.affrc.go.jp>) に公表することとしています。

日中韓3カ国農業政策研究所による 合同セミナーの概要

会田 陽久

農林水産政策研究所が、諸外国との研究交流を進めようとしている中で最も具体的に確立されているものに「北東アジア農政研究フォーラム」がある。その交流事業の中で主要なものの一つが、3カ国合同で行う農政研究のセミナーである。現在フォーラムに参加している機関は、日本では当研究所（PRIMAFF）、中国では農業科学院農業経済研究所（IAE / CAAS）、韓国では農村経済研究院（KREI）の三つである。

昨年のフォーラム設立と共に、第1回合同セミナーが韓国農村経済研究院を担当機関として、2003年10月にソウルで開催され3機関の研究員が集うこととなった。本年は、昨年の申し合わせにしたがい第2回合同セミナーを中国で開催した。現在の会員機関は、すべて各国の首都に位置しているので、昨年の例にならえば、北京での開催となると考えていたが、北京から南東に600km程離れた山東省威海市での開催となった。

今回のセミナーは、同期間に威海市で開催される北東アジア経済協力サミットと提携して開催されることとなり、セミナー参加者はセミナーの開催に先立ち威海金海岸大酒店で行われた北東アジア経済協力サミット開会式にも出席した。開会式は、中国国務院副総理の呉儀（Wu, Yi）女史をはじめとする、中日韓蒙の要人の挨拶、祝辞で進められた。



1. 合同セミナーの概要

セミナーは、サミット会場となっているホテルに隣接した山東大学国際研究交流センターで開催された。セミナーは、3機関の共催であると共に、山東省政府、山東省威海市政府、民盟中央科技委員会の後援という形をとっていた。日程は、セミナーを10月8日と9日午前に行い、その後、3カ国の所長と事務担当者による来年の開催に向けての会議を実施し、市内視察（水産物加工会社等）で主要な行事を終えた。

参加者は、日本から、西尾健農林水産政策研究所所長ほか同研究所研究員4名（伊藤正人・渡部靖夫・立川雅司・會田陽久）、国際農林水産業研究センター、チェン・シャオピン（銭小平）主任研究官の計6名、中国からはリ・チョアン（李重庵）全人大常任委員とユ・ヨンジ山東省威海市副市長の両名と、シュ・シャオチン（徐小青）国務院発展中心農村部副部長、シュ・シャオジュン（徐肖君）農業部市場・経済信息司副司長、ジュ・シガン（朱希剛）中国農経学会顧問、チェン・クミン（銭克明）IAE所長ほか10名の計16名、韓国からイ・ジョンファン（李貞煥）KREI院長ほか6名の計7名で、全体で約30名ほどの出席者により報告と質疑応答が行われた。

前回との相違点は特別にコメンテーターを設定しなかったことである。使用言語については、前は3カ国の出席者が各々母国語で報告、コメントをし、通訳が各国語に翻訳して出席者がイヤホンでそれを聴くという形式であったが、今回は、英語と中国語の2カ国語により進行された。日韓の出席者は、英語を使用し、中国側出席者は銭所長が開会に当たっての歓迎の挨拶と座長としての進行を英語でした以外は、報告には中国語を用いた。セミナーの統一テーマは、「グローバル化下の食品安全と食料安全保障」であり、各セッションの概要と発表者は次の通りである。

10月8日

第1セッション「開会式」

司会：リウ・フェンヤン（劉鳳彦）（IAE）

歓迎の辞 チェン・クミン（銭克明）（IAE）

第2セッション「北東アジアの食料安全保障政策」

座長：イ・ジョンファン（李貞煥）（KREI）

第1報告「中国における穀物安全保障政策と流通機構の改善」

シュ・シャオチン（徐小青）（国務院発展中心）

第2報告「日本の食料安全保障問題と政策方向」

伊藤正人（農林水産政策研究所）

第3報告「韓国における食料安全保障問題と政策対応」

イム・ソンス（林頌洙）（KREI）

第3セッション「北東アジアの食品品質保証と食品安全」

座長：西尾健（農林水産政策研究所）

第1報告「非汚染食品行動計画実施以降の中国農産物の品質状況」

シュ・シャオジュン（徐肖君）（農業部市場・経済信息司）

第2報告「遺伝子組換え作物：国際的フードシステムに及ぼす影響」

立川雅司（農林水産政策研究所）

第3報告「韓国の食品安全システム」

チェ・ジヒョン（崔志弦）（KREI）

第4報告「中国の穀物需給均衡分析」

ジュ・シガン（朱希剛）（中国農経学会顧問）

10月9日

第4セッション「北東アジアの農業貿易モデルとデータベース」

座長：ジュ・シガン（朱希剛）

第1報告「北東アジア諸国の農産物貿易と問題点」

クォン・オーボク（権五復）（KREI）

第2報告「牛肉の国際貿易の構造変化とその影響：AGLINKモデルを利用したシナリオ分析」

上林篤幸（農林水産政策研究所）

代理報告 渡部靖夫（農林水産政策研究所）

第3報告「北東アジアの農産物貿易問題に対する研究方法の検討」

リウ・シャオヘ（劉小和）（IAE）

2. 報告の主な内容

順番にしたがって各報告について概略を説明する。第1セッションは、前述したとおり歓迎、開会の辞であった。

第2セッションは食料安全保障政策がテーマであり、シュ・シャオチン（国務院発展中心）報告は、穀物の安全保障政策に関し、生産貿易、政策について説明した上で、流通体制の改革について現状で改革されるべき問題点を示した。日韓が先進国であるのに対し、中国はまだ発展途上国であると位置づけをし、これから二極、多極の協力体制が始まるときであると締めくくった。

伊藤報告は、日本の食料・農業について、日本の食料自給率が低いことを示し、農業に関し土地、労働、農村についての分析を行った。食料安全保障のための国内生産の役割を示し、日本の食料安全保障について説明し、基本計画と今後の方向性について考えを述べた。

イム・ソンス（KREI）報告は、食料安全保障の概念を整理し、地球規模での食料安全

保障について、可耕地と人口、生産と貿易、備蓄、カロリーとタンパク質の消費、価格とその変動の各側面から接近した。同様に韓国の食料安全保障の問題を分析し、人口増加、農業投資の制約、貿易自由化と国内政策といった側面から政策的対応を考察した。

第3セッションは食品安全の問題を扱った。シュ・シャオジュン（農業部市場・経済信息司）報告は、中国農産物の質と安全性の問題、農産物の品質管理の現状、非汚染食品の推進計画について説明した。

立川報告は、遺伝子組換え作物が国際的フードシステムに与える影響について検討を行った。検討の観点は貿易相手先の変化と国際的フードシステムの変化の二つに分けて進められた。前者については、GMOの登場によるトウモロコシ、ナタネ、小麦の貿易相手国の変化について概観した。後者については、国際的フードシステムの変化、特に分別流通システムの構築に伴う変化を日本とアメリカの食品用大豆を事例に分析した。

チェ・ジヒョン（KREI）報告は、韓国での食品安全性に対する消費者の関心の高まりを踏まえ、リスク分析システムと関連問題、食品安全性計画（HACCP、GAP、トレーサビリティ）、食品安全性についての戦略に渡って検討を加えた。

ジュ・シガン（中国農経学会顧問）報告は、中国の穀物需給の動向を生産の変動を軸に貿易に及ぼす影響を中心に説明した。

第4セッションは農業貿易を扱い、モデル構築という手法的関心が強い報告でまとめられた。クォン・オーボク（KREI）報告は、農産物の大輸入国である日中韓の農産物貿易の動向について品目、貿易相手国を中心に分析し、農業貿易への依存度を検討した。また、北東アジア諸国における農産物貿易問題をFTA、WTO交渉等について検討した。

上林報告は、AGLINKモデルを用いて、BSEの発生によるアメリカ産牛肉の輸入中止が、日本をはじめとする環太平洋地域の牛肉市場に及ぼした影響を分析した。牛肉の国際価格上昇とBSEが発生していない輸出国の利益拡大、アメリカの国内価格の下落、輸入国における代替的食肉の需要増加が予測されていた。

リウ・シャオヘ（IAE）報告は、貿易の分析手法を検討することと今後の共同研究計画について述べた。

報告の内容とセッションごとの報告の構成は昨年年第1回セミナー以上に整合性のとれたものになりつつあると感じた。一部に齟齬を感じることもないではないが、共同セミナーを開催することによる利益がそれにまさっているといえよう。質問は、事実認識、手法等に渡って活発になされた。農業の問題に関する関心事項については、日韓と中国の間では微妙に差があることを感じるが、それも北東アジアの農業を把握、分析する上でセミナーがもたらしてくれた恩恵であると思う。

3．威海市について（若干の紹介）

前述したとおり、今回のセミナーは北東アジア経済協力サミットと提携して開催されたが、そちらの方の参加者の多さに比べるとこじんまりした環境で落ち着いた報告が行われ

た。図らずも北京以外の威海という土地での開催であったので、現地視察も含めて若干記述しておくこととする。

威海は、地図上で測ると直線距離で北京から 600km 位であるが、渤海に突き出た山東半島の北部に位置しているため、間に海もあり陸路の距離はそれ以上になる。中国農業経済研究所の職員が、今回の会議のために関係機材を北京から運び込んでいたが、片道車で 13 時間ほどかかったということである。我々は、成田から韓国仁川を経て煙台（イェンタイ）空港まで行き、車で小 1 時間かけて威海市に到着した。山東半島は、黄海を朝鮮半島に向かうように突き出ており、煙台空港は仁川から飛行機で 1 時間もかからないような近さであり、威海市の住民の中で最も多い外国人は韓国人とのことであった。

聞き取った話を総合すると威海市の人口は 50 万人、その周辺を含めて 300 万人であり、山東省の人口は 9,000 万人とのことであった。山東省は、果樹、野菜作が盛んで、韓国人研究者の話によると、りんご、なし作の調査をしたことがあるとのことであった。煙台から威海までの風景は、防風林としてのポプラの並木と色づいたりんご畑が印象に残った。日本でスーパーマーケットに行くと、山東菜という小松菜に似た野菜があるし、山査子のドライフルーツには山東産の表示があり山東省が園芸作の盛んな地域ということが窺える。

威海のもう一つの特徴は、港湾都市ということであり、日本ではなかなかお目にかかれないような 2, 3km に渡る長い砂浜があり、漁業も盛んである。視察した水産加工会社は、1 社は日本企業の資本が入っており、ちょうど日本向けのアカウオをさばいていた。もう 1 社では、日本向けの水産加工品を主力商品としており、シメサバの生産現場を見学した。また、水産加工品以外にも味付けかんぴょう、すし用のがり等も日本向け輸出品として製造していた。威海というと歴史的な話では清の北洋艦隊の基地としての威海衛の地名が思い浮かぶかもしれない。明代に倭寇対策の衛所があったためそういわれたが、清代に入ってから現在の名称になり、その後も慣用的に威海衛と呼ばれたそうである。

研 修 報 告

平成16年度研修(パソコンによる統計分析)の概要(2)

経済関係企画職員研修【個別課題コース】「パソコンによる統計分析」

農林水産政策研究所では、「経済関係企画職員研修」として、先に実施した「基礎コース」に続いて、「個別課題コース」として「パソコンによる統計分析」を実施しました。統計分析はどのような部署においても必要とされる基本的なツールです。本講義では、講師が用意した練習問題に基づき、マイクロソフト・エクセルを用いて、基本的な統計量の計算、回帰分析の計算方法、計測結果の読み方等について講義と演習を行いました。以下、研修の概要と参加された研修生の感想をご紹介します。

1. 実施概要

実施期間：平成16年7月13日～8月31日（8月17日は休講）、毎週火曜日、計7回実施

研修場所：農林水産政策研究所霞が関分室（中央合同庁舎第2号館9階）

講 師：稲葉 弘道（千葉大学法経学部経済学科教授）

2. 研修生の感想

「パソコンによる統計分析」を受講して

大臣官房情報課情報分析室 島田依佐央

「ああ、どんな分析をしたらいいんだ…」

今までこれといった分析もやったことのないわたしが、この4月から白書を担当することになり、不安な日々を過ごしておりました。そんな矢先に『パソコンによる統計分析』の研修案内が目にとまったのでした。もともと統計学に興味があったこともあり、迷わずこの研修を希望しました。

研修期間は約1ヶ月半、毎週火曜日の午前中という負担の少ないスケジュールで組まれており、しかも政策研の分室で開催されていたので、通うのに便利だったことが良かったです。

研修の進め方についても、単に理論や公式を教わるだけでなく、身近なデータを使っていろいろな例題を解きながら教えていただいたので、分かり易かったです。たとえば、

VTRの普及率の飽和水準の求め方など、たいへん興味深く思いました。

また難しい係数の計算なども、エクセルを使うことで、公式を覚えていなくても瞬時にでき、初心者でも比較的容易に分析に取り組めると感じました。こうしたエクセル機能の習得といった点も有益だったと思います。

ただ、研修内容のボリュームに比べ、研修期間が少し短いような気がします。たとえば、検定の部分など、もう少し時間をかけて講義を受けたかったです。このほか、見やすいグラフの作り方なども講義に盛り込んでいただき、引き続きこのような研修が継続されることを期待しております。

研修が終了した今、後は実践あるのみです。何かひとつでも研修の成果を活かした分析ができればと、心に願う次第です。

「パソコンによる統計分析」研修を受講して

生産局果樹花き課 漆間 利明

本研修の受講に関しましては、講師の稲葉先生をはじめとして、農林水産政策研究所の皆様大変お世話になりました。ありがとうございます。

当方は、入省して15年間生産局関係の仕事に携わっておりますが、これまでの業務の中で、何度か「回帰分析等を用いて将来の生産量や需要量、価格の動向等を予測する」や「価格異常値の除去」等の業務に携わってきました。実際に検討した際には、分析マニュアルを読み、エクセル等で推計を行ったのですが、分析の手法としては理解していても、計量経済学の基礎的な知識が不足していることから、算出された数値の意義等について必ずしも適切に理解をしていたとは言い難く、これを補うために今回の研修に参加しました。

今回の研修に参加した感想ですが、講師の稲葉先生の創意工夫もあり、実際にエクセルを使った例題の演習はとても参考になりました。また、研修のカリキュラムも実施場所も利便性が良く、通常業務の合間に参加できて大変受講しやすい研修だと感じました。物足りないと感じたところは、実際に業務でよく活用する回帰分析の部分です。今回の研修では最終日となりましたが、時間的な制約もあることは理解していますが、もう少し、例題等を交えて時間を十分に取っていただければと感じました。また、統計学の基礎知識の部分は講義が中心となっていましたが、例題による演習をもっと取り入れた方が理解しやすいと感じました。

以上、甚だ簡単ですが、研修を受講した感想です。

最後になりますが、稲葉先生をはじめ、本研修の実施に関してご苦勞をいただきました関係者の皆様に改めて御礼申し上げる次第です。

「パソコンによる統計分析」研修に参加して

経営局保険監理官補佐 吉武 朗

まず、講義いただいた稲葉弘道先生に厚く感謝いたします。

現在、農業共済事業を担当していますが、当該事業では国が指導監督とともに、再保険事業を行うこととなっており、再保険金の審査をはじめ、法令や通知による指導、事故低減のための損害防止事業等を行っています。

このため、多大なデータを処理するのみならず、その取りまとめを行うとともに、今後の事業を運営していく上でも、指標となる数値の分析や調査が必要であります。現在、ある程度の統計処理については、業務を通じて身につけてはいましたが、理論的な理解が十分でない点を感じるとともに、より合理的な処理を行うことで業務の効率化や事業分析が可能となると考えていたことが当該研修に参加することとした最大の動機です。

特に、農業共済事業については、昭和23年に発足してから半世紀を超えるデータの蓄積があります。これらの事項ごとのデータを他の関連事項や統計情報部が公表している統計データとの関係について、経時的変化を要因ごとに的確に分析していくことが、今後の事業のあり方に大きく役立つものと考えます。

また、今回の研修に参加しようと考えたもう一つの理由は、研修日時が火曜日の午前中だけということ、研修場所が中央合同庁舎第2号館ということで、業務の面から比較的参加しやすかったことです。

次に講義内容ですが、前半5回は非常にわかりやすかった反面、後半3回は時間が足りず、先生も大変苦勞されていたようですが、少しペースが速く理解できないもののがかなりありました。しかしながら、この研修で全てがわかってしまうほど、計量分析が簡単なものでないことは自明ですので、今後とも勉強していく必要があると痛感いたしました。また、講義終了後のフォローを十分に考慮していただき、フロッピーで講義内容を復習できるようにしていただいていること、参考となる書籍全般をはじめ、インターネット等を通じて計量モデルが得られることや先生への質問アドレスまでもお教えいただいている点については感謝に堪えません。

参加して得た成果としては、エクセル等に存在する関数の内容や統計学的理論が今までより自信を持って適切に使用できるようになったこと、直ちに利用できる効率的な操作方法を学べたことが挙げられます。

特に、標本集団における自由度の意味とその証明、回帰方程式を作成する上での理論、エクセルの分析ツールを用いた解析等です。

もう少し詳しく講義いただいたかったことは、「DW比」や「AIC」の意味、重回帰モデルや連立方程式モデルの推計法、「マイクロ AGNESS」の利用方法、2～3の説明変数がある場合の散布図等の作成方法（第三者に視覚的にもわかりやすい資料作成のため）等ですが、少し時間的に無理かもしれません。

今後の研修では、日程面でもう少し余裕ができるようにしていただければ、研修の成果が上がるのではないかと思います。

今後とも、こういう研修が企画され、多くの職員が参加することにより、適正かつ効果的な農政の運営、正しい展望の把握、国民へのわかりやすい資料の提供等が行われるようになることを期待しています。

最後に、当該研修を企画していただいた農林水産政策研究所の担当の方に感謝いたします。



Column

スーパーの発展と 職人問題のゆくえ

高橋 克也

スーパーは面白い。何かセール品があるか、新商品や新しいメニューがないか、ながめるだけでも楽しい。

季節の野菜や果物が並べられ、市況を反映した値段の動きも興味深い。冷凍食品では「プロの味を再現」、「本場の味を食卓で」のコピーさながら、本格的なものから世界のものまで日々新しい商品が陳列されている。一方では、漬物や乾物、練り物といった、これまでの伝統的食品まで幅広く取り揃えている。最近では惣菜部門の拡充がめざましい。デリ、またはミール・ソリューションとも呼ばれ、食材を最終消費形態で提供しようとする新しい動きである。

このように多種多様な食料品を消費者のニーズに応えながら提供するスーパーは、我々の食生活にとって不可欠であり、時代を映す鏡といっても大げさではない。なかでも、野菜、精肉、鮮魚といった生鮮部門を持つ日本のスーパーは、これだけ多品目の食料品の鮮度をコントロールしながら、販売し利益を上げていくシステムは、世界的にみても最高の水準にあることは間違いない。

米国で発明されたスーパーは、多様な品揃えによるワンストップ・ショッピング、気兼ねなく選べるセルフサービス、大量仕入れによる廉価販売、現金・持ち帰り等、その新しい販売方法は小売業における革命であった。日本におけるスーパーは1953年の青山紀伊国屋をその嚆矢とするが、本格的な発展は1960年代の高度経済成長がスタートしてからである。大量生産体制、大量消費社会の到来に応える新しい大量販売体制としてスーパーは急成長を遂げた。すでに、半世紀の歴史を持つスー

パーであるが、その発展は決して平坦なものではなかった。特に、スーパーの顔とも言える生鮮部門のマネジメントができるようになったのは、わずかここ20年の出来事に過ぎない。

現在は当たり前となっている食品パックをみても、当時の日本にはトレイやラップ、ラベルすらなく、冷蔵ショーケースも米国から輸入していた状況であった。しかも、その性能は生鮮食品が中心の日本では不十分で、鮮度劣化による廃棄という大きなロスに苦しんでいた。これら生鮮食品の販売に関わる関連技術や周辺設備の開発は、ほとんどゼロから始めなくてはならなかった。

もう一つの大きな問題は「職人」の存在であった。スーパーが出現する以前では、八百屋、魚屋、肉屋といった専門店が伝統的に流通の末端を担っていた。そこでは長い歴史の中で専門的な商品知識と技術を持った職人たちが、これら商品を扱い鮮度と利益を管理しながら商売を行っていた。野菜一つをとっても、単に店頭に並べるのではなく、小分け、カット、包装、温度管理等の前処理が必要で、しかも品目別に行わなくてはならない。このような職人技術のスーパーへの移転は困難を極め、当事者にとっては筆舌し難い長い時間がかかっている。いわゆる「職人問題」については、サミット会長の荒井伸也（安土敏）氏や映画『スーパーの女』に詳しい。現在のスーパーは、これまで職人が持っていた技術やノウハウといったものを徹底的に分析し、一般化・普遍化したことで成り立っている。今では、パート社員がレジ担当し、魚を捌いて立派な刺身盛りを作ることができる。

今でこそ、この職人問題は単なる技術的な問題ではなく、当時のスーパーを取り巻く様々な規制や制約といった、いわば旧制度全般を象徴する問題であったと考えられる。メーカーや問屋による流通支配、閉鎖的な市場制度、大店法や各種免許や許可といった様々な問題である。スーパーという効率的な流通体制を手に入れたことによって、食料品の流通コストは低下し現在の豊かな食生活をもたらされた。しかし、残念ながら食料品そのもののコスト低減はなかなか進んでいないのが現状である。未だ残されている職人問題はいつ解決するのだろうか。



Column

早期教育と研究

藤 栄 剛

私はクラシック音楽が好きなので、その類の音楽を聴いたり、時折、テレビで演奏を鑑賞したりする。スピーカーや画面のむこうのプレーヤーは、人間業とは思えないテクニックと多彩な表現力をもって、時には胸を打つような演奏を聴かせてくれる。

バイオリンやピアノといった楽器は英才教育、早期教育の象徴のようにみなされている。二十歳を過ぎて、バイオリンを手に取った人がある日どういう心変わりか、プロを志して猛練習を始めたところで、失笑を買うか新手の冗談としかとられないだろう。まず誰も本気とは受け取ってくれない。なぜか。それは手遅れだからだ。早期教育が必要とされる楽器はみな、極めて繊細な聴覚、音に対する感受性を体得していること、そして、幼少からの毎日の技術的トレーニングを必須とする。早期教育が必要とされるのは、こうした能力が幼少の頃にしか習得できず、しかも絶え間なき鍛錬によってしか養われないからだ。いくら優れた知覚・能力・知識・才能を有していようと、そのタイミングを見失えば、ダイヤモンドはただの石ころになる。胸を打つ演奏ができるか否かは初期（＝幼少時）の状態に大きく依存していると言ってもおかしくないだろう。特定の年齢でしか養えない能力が厳然と存在し、いったんその時期を見逃せば、どうあがいても取り返せないのである。

その一方で、音楽・楽器に関する知識の蓄積にそのようなタイミングはない（厳密にはあるかもしれないが）。だから、耳を肥やして、プレーヤーの演奏に蘊蓄を傾けたり、評論や感想を述べることもできるし、ある作曲家の作風や曲の背景など、いくらでも知識を身につけることはできる。しかし、どんなに知識

を得たところで、感動を与える音を創り出せるようになれるわけではない。どんなに切望しても、である。

ところで、私が最近読んだ本の中で、技能は二つのタイプに分類されていた（青木・奥野編著『経済システムの比較制度分析』東大出版会、1996）。一つは機能的技能、もう一つは文脈的技能と呼ばれる技能である。機能的技能とは専門的に特化され特定の場を越えた価値を持つ技能をさし、文脈的技能とは一般的な情報処理能力を意味し、ある文脈の中で有用な特殊的技能をさす。この分類から、演奏技術は機能的技能、演奏を取り巻く知識は音楽という文脈の中で有用であるという意味で、文脈的技能と類推することができる。

音楽の世界から研究の世界に目を転ずると、研究は一般的な情報処理能力を駆使する行為というよりはむしろ、専門的に特化され特定の場を越えて流通可能な情報を生産する行為ととらえる方が近い。つまり、さきの分類に従えば、研究は機能的技能ということになるだろう。であれば、研究にも上記の音楽の話当てはめられるのではないか。

一見すると、社会科学の研究では情報量の多寡が物を言うかのように思われることが多い。たしかに、政府の資料、統計など様々な社会情報はあつては越したことはない。しかし、音楽の世界がそうであるように、最も重要なのは幼少の頃にしか身に付けられない早期教育で培われる部分である。この部分が養われていなければ、趣くままに蘊蓄を述べたり、批評をする素人の音楽好事家と何ら変わりない。つまり、機能的技能である研究を行うには、研ぎ澄まされた感覚とよくトレーニングの積まれた技術が最も重要であるということになるだろう。そして、基礎トレーニングを20年以上積んだソリストがようやく開花するのと同じように、研究にもその程度の不断の積み重ねがあつてこそ、その演奏（＝研究）は輝きを帯びる。社会科学研究が年輪とともに深まるといわれるゆえんはこの点にあるのであつて、様々な情報を知っているそのこと自体はあまり意味を持たない。

少し乱暴な議論になってしまったかもしれないが、それでもこの点はとても重要であるように思う。



Column

リスクコミュニケーションと 今時の「迷信」

鈴木 由紀

ご縁があって、本省から政策研に来て1年半。リスクコミュニケーションに関して消費者意識を研究しています。学生のころ、食や健康に関して科学を装った迷信が広まっていることに気づいたのが、この問題に関心を持ったきっかけです。

80年代、こんな噂が流行りました。「キュウリの粉は農薬だ」、「砂糖を食べると骨が溶ける。」...粉はキュウリが身を守るために分泌するものです。後者は事実無根です。そこで、周囲の方々に訴えました。「消費者が生産者や行政に対して、誤解に基づく要求をし始めてます。現にキュウリは、ブルームレスですがコストがかかり味の劣る品種に切り替えられました。これでは農家も消費者も不幸です。食の誤解を解く必要があります。」しかし、時代が早すぎてこの問題を理解する方はいませんでした。

その後も消費者の間で、誤解や迷信がますます広まっています。たとえばアルカリ性食品や、「砂糖は危険」という話は未だ信じられています。アミノ酸ドリンクは、アミノ酸含量がわずか1g（肉や魚なら一切れ以下）入っているだけで大流行です。それなのにアミノ酸の一種のグルタミン酸は、化学調味料だと嫌われるのは矛盾です。添加物は尾ひれ付きで恐れられています。「マヨネーズが腐らないのは添加物の固まりだから。」と信じる人にも会いました（本当は、原材料の半分が酢だからです）。豆乳は、女性ホルモン様作用があると大ブームですが、それなら、男性の頭髪が生えたり子供の乳房が出たりしないと変ですよ？

健康な食品は良い「波動」を出すという説も見かけます。物理学で習う波動と違う未知

の力が、何故か測定できてその値で農薬使用が分かる、不健康な物に良い波動を送ると健康的になる、と言う無茶な説です。一時、有名外食店が無農薬の証明のため、測定器を導入したほどでした。装置を精査した月刊誌が「何も測定できない構造」と報じたものの、未だ自然食品店や書店には関連商品や本が多数あります。人気の「マクロビオテック」（玄米菜食健康法の一つ）の提唱者や、長者番付1位の健康食品会社も波動を謳ってますから、紅茶キノコと違って当面消えそうにありません。

他にも、「トルマリン農法」「遠赤外線で食品を浄化する食器」「××菌でガンが治る」など、農業・食料オカルトと呼ぶべき情報が巷にあふれ、そこに芸能人や人気作家、有名漫画家などが箔をつけています。名前や具体例は差し控えますが、ワイドショーや雑誌など至るところに出没しているこの問題に、もっと食品業界・教育関係者・研究者には敏感になって欲しいと思います。

最近、某町の勉強会で両親が、マカロニ状の素焼きを糸に通した物を買いました。「××菌を混ぜて焼いたセラミック首輪。菌の作用で肩こりが治るって。」「小学校でこれをプールに沈めて水質浄化してるのよ。」焼けば菌が死ぬ、こんな当たり前に町も気づきません。水質浄化は、単に汚れが素焼きの孔に吸着されるだけです。学校でこんな教育を受ける子供たちの将来が心配です。文部科学省科学技術政策研究所が平成14年度に発表した『科学技術に関する意識調査』によると、科学技術に関する基礎的な知識の正答率の国際比較で日本は15カ国中、下から3位でした。国民全体の科学技術への関心は低くなりつつあり、特に若者の関心は低い、とする内閣府大臣官房政府広報室の調査（平成15年2月）もあります。

リスコミの場では科学的事実を冷静に説明するのが肝心ですが、このままでは、学校やテレビや町の講習会で「勉強」した消費者との溝は深まる一方です。科学的説明と並行して、疑似科学的誤解を解く必要があります。パンフレット配布やホームページ、出前講座など様々な方法を使って払拭すれば、消費者被害が減って、よりよい社会の実現につながるのではないのでしょうか。

構造政策の理念と現実*



鈴村 源太郎

わが国の農業における構造問題は、農業政策が長年の課題としてきたところであるが、その非常にシンプルな政策理念とは裏腹に、現実の農業現場では、未だ様々な矛盾と問題を抱えている。先般の新農業基本法制定に向けた議論の過程では、その現代的意義が改めて問われ、それまでの個別経営体、組織経営体に加えて「多様な担い手」を含む重層的な構造展望が行われるなど、構造政策は大きく軌道修正がなされた。本書は現代の構造政策の理念を整理した上で、政策担当者の描く青写真と農業現場の状況との大きな乖離について、実証研究を重ねながら鋭く指摘している。

第1章では、わが国の農業構造政策に大きな影響を及ぼした伊藤喜雄氏の「あたらしい上層農」論を手がかりに、現在の農業構造論のバックグラウンドがいかなるものであったかを整理している。中型機械化体系に裏付けられ、上向展開を目指す生産力担当層として期待された「あたらしい上層農」は、当時の農業構造政策を牽引する主体でもあった。現代においては農業を取り巻く環境が一変し、「生産力の発展＝規模拡大が必ずしも競争の武器にはならない」ことを示しながらも、筆者は氏の理論の現代的意義を説いている。

第2章から第4章では、認定農業者制度を題材に、経営体育成政策が抱える構造的側面の課題に迫る。現在の認定農業者制度は1992年の「新政策」に端を発すると言えるが、「望ましい農業構造の確立」を謳った新政策では、他産業従事者並みの生涯所得を獲得できる「効率的かつ安定的な農業経営」の育成を通じて担い手への農地集積を加速度的に促進する構造展望を描いている。筆者は、ここで政策担当者が描く構図と実際の農業現場の状況が、今まさに大きく乖離しつつあるとみており、米価下落に象徴される稲作の経営環境の悪化

が「認定農業者数の確保＝農地の面的な保全」という自明の図式を大きく揺るがしつつあることを指摘している。

また、第4章では新潟県白根市における再認定農業者の経営改善計画書の分析から、再認定農業者の多くが経営面積規模の拡大よりも投下労働日数の拡大や施設の回転率、つまり経営の集約化による経営発展を志向している事実を析出するとともに、今後の経営体育成支援のためには、戦略的な経営計画が必要であることを示している。その上で、現在の経営改善支援センターについては、一定の経営水準に達しない「農家のレベルを引き上げる」という意味で「まだまだ大きな役割を有すると評する。

一方、第5章および第7章では現代における集落営農と特定農業法人の意義について論じている。集落営農に関しては、稲作のコスト削減効果と参加経営に生じる余剰労働による複合部門の充実化については実効性があるものの、集落営農組織自体の自立化の可能性については否定的な観測を行っている。また、特定農業法人については、稲作部門のみに特化して経営が自立するのは困難であるとし、筆者が「『法人』と『経営体』との間にある致命的なギャップ」の存在に言及せざるを得なかった点は興味深い。

この他、第6章では新基本法の農村政策について、政策の内的な不整合により農村振興が農地保全に結びつかない実態や、「稲作からの脱却」を標榜する農村振興政策が、いわゆる農地余りを促進しかねない矛盾を露呈している点などを指摘している。第8章では都市農業における農地保全の課題に触れている。都市農家の行動は兼業としての不動産貸付業に大きく規定され、そこにかかる都市計画税と固定資産税の負担が、農家経済の不安定要因となっていること、市街化区域のゾーニングに伴う宅地並課税農地の相続問題が、都市農地の保全に大きく影を落としていることなどが明らかにされている。

以上概観したように、本書はわが国農業が近年抱える構造問題について、幅広い角度からアプローチを行い、センシティブな諸課題について精緻な検討をなしている。わが国の農業構造を語る上で必読の書と言えよう。

* 安藤光義、『構造政策の理念と現実』、農林統計協会、2003年11月。

学会報告

日本フードシステム学会

清水 純一

2004 年度日本フードシステム学会は 2004 年 6 月 19 日～20 日の 2 日間、千葉県松戸市にある千葉大学園芸学部と聖徳大学を会場にして開催された。

初日には千葉大学を会場に「フードシステムにおける主体間関係の展開方向」と題したシンポジウムが開催された。

二日目には聖徳大学に場所を移し、二つのセッションと個別報告が行われた。

また大会前日の 6 月 18 日にはエクスカッションが実施されたが単なる見学に終わるのではなく、「地域から農と食と環境を考える」と題した地域シンポも開催された。

この意欲的なプログラムからもわかるように、本大会は同学会が発足して 10 年経過したことを踏まえ、新たな方向性を模索するという開催校の千葉大学斎藤修教授の意欲が色濃く反映されたものとなった。

特にシンポジウムでは座長 2 人（斎藤修、東京大学 中嶋康博）自身もそれぞれ報告を行い、都合 6 人もが報告するという異例なものとなった。

4 人程度の報告者でも総合討論の時間が不足し、続きは懇親会だというのが常なのでこの報告者の数では消化不良になるのではないかと危惧したが、中身が濃くレベルの高い議論が展開された。

参考までにシンポジウム各報告のテーマを書いておこう。座長解題の後の報告は以下の通り。

1. 「食品産業の経営戦略と農業との連携」（斎藤修）
2. 「食生活の変化とフードシステム」（中

嶋康博）

3. 「食品産業の国際化と東アジアフードシステムの形成」（東京大学 木南章）
4. 「食品産業の経営戦略の新展開」（日本大学 清水みゆき）
5. 「パルシステムの産直方針と食と農の運動」（首都圏コープ事業連合 山本信司）
6. 「情報システムの革新とフードシステム」（中央農業研究センター 河野恵伸）

紙幅の関係ですべての報告内容に触れることはとてもできないので今回の大会で特に目についた話題に関して紹介したい。

それは「クラスター」という概念である。この術語はシンポジウムの斎藤報告・木南報告、セッションにおける阿久根優子（名古屋市立大学）報告、および個別報告中 2 報告の中に登場した。

クラスター理論の提唱者はハーバード大学の経営学者ポーターである。彼はクラスターを「ある特定の分野に属し、相互に関連した、企業と機関からなる地理的に近接した集団」と定義し、イノベーションによる競争優位性の源泉と捉えている。

斎藤報告ではクラスターの形成が農業・食品産業サイドにおいてグローバリゼーションに対応する地域レベルでの競争力拡大のために必要だとしてこの議論を検討した。また木南報告では空間経済学と対比しつつ理論面に重点をおいて検討が行われ、東アジアフードシステムの形成との関連で議論がなされた。

浅学にしてこの概念のどこに新規性があるのか良くわからないが、学会の個別報告に付物の流行廃りを考えると、来年の学会ではクラスターが流行しそうな予感がする。

ところで、当学会にはあらゆる報告に質問し、服装も斬新で有名な名物の熟年婦人がおられる。今回も大いにご活躍された。だが不思議なことに、この方が誰でどういう経歴なのか誰も知らないという。かつて消費者運動に携わっていた方なのではないかと推測するのがせいぜいである。次の学会にも登場していただけるのか若干楽しみではある。

学 会 報 告

2004年度日本リスク研究学会 第17回春期講演シンポジウム

鈴木 由紀

2004年度日本リスク研究学会の第17回春期講演シンポジウムが、6月18日（金）、東京大学山上会館で開催された。

今回のシンポジウムは、法律の制定によって落ち着いたかに見えるわが国のダイオキシン類問題について、果たして健康リスクが解決したかどうかについて理解を深めることを目的としたものである。

まず、独立行政法人防災科学技術研究所の池田三郎氏により「リスク評価の枠組みにかかわる『リスク判定』プロセスの再考」が発表された。リスク分析学の展開の経過と今後の課題を検証する内容だった。まず、伝統的なリスク定義が「確率×影響の大きさ」であったのに対して1980年代には一歩進んで「起こりうる望ましくない出来事」の性格付けを考慮し、個人や社会の文化や価値観がリスクの構成要素と認識されるようになったことが指摘された。90年代には発ガン物質への関心の高まりから不確実性の問題が議論され、不確実性が多い場合、リスク評価者は専門家的判断よりも社会的判断を迫られるようになった。現在においては、いわゆる「予防原則」が環境リスク問題の解決策として浸透する中、伝統的リスク分析との整合性から混乱が生じていること、リスク評価・判定においても科学的客観的なプロセスだけでなく立証責任や弱者への公平性などの問題が密接に関連していることが指摘された。

続いて、財団法人実験動物中央研究所学術顧問林祐造氏が「ダイオキシン類の耐容一日摂取量(TDI)の算定」を発表した。リスクアセスメントの手順を追って、動物種別によるダイオキシンの蓄積性や感受性の著しい差など、ダイオキシン類の算定上の問題と現在の算定結果に至るまでの紆余曲折が説明された。

独立行政法人国立環境研究所米本純三・遠山千春氏からは「動物実験からみたダイオキシン類のリスク評価」と題してマウスやラットへの暴露実験の説明が行われた。その結果、胎仔期、授乳期の感受性が高いことが示された。

東京農業大学教授渡邊昌氏は「ダイオキシン類汚染の健康影響」との題で、低暴露量でも糖尿病など各種疾病との関係が有意に高いことを示した。

社団法人環境情報科学センター間正理恵氏からは「諸外国の研究と規制の動向」が報告された。わが国では1999年にダイオキシン類対策特別措置法施行規則が制定されて以降、ダイオキシンについて取りざたされる回数が減っている一方で、EUでは研究の積み上げと各種規制が着々と進行している現状が紹介された。たとえば、BoneTOXという研究プロジェクトでは胎児期の暴露の影響を研究しており、また、欧州食品安全機関(EFSA)ではCascadeというプロジェクトで、数量モデルと暴露評価の手法を検討しつつ、学生も含めたリスク評価の教育プログラムを実施している。このような欧州の進展は、そもそも一部の国々でモニタリングシステムがあったことに起因する。それと比較して、わが国では食品のダイオキシンレベルを監視したり、必要に応じて市場から撤去するシステムがないことが指摘された。

独立行政法人国立環境研究所の西村典子氏は「非ダイオキシン様PCBのリスク評価」と題して、コプラナーPCB(ダイオキシン類に類似した毒性を持つことから、特措法でダイオキシン類に分類されている物質の一種。)のTCDD(典型的なダイオキシン)様毒性与、PCB特有の非TCDD毒性の現れ方を、遺伝子欠損マウスなどを利用して研究した結果を報告した。その結果、従来指摘されていたダイオキシンやPCBの作用メカニズムが、AhR(細胞質内の受容体の一種)と結合することによって考えられていたのに対して、他のメカニズムが存在することが示唆された。今までは様々なダイオキシン類、PCB類の相対的毒性を、AhRとの親和性に基づき評価してきたが、今回の知見は従来の方法では正確なアセスメントが出来ない可能性を示唆しており、今後の研究が待たれる。

学会報告

第2回ベトナム学国際会議

岡江 恭史

世界中のあらゆる分野のベトナム研究者が一堂に会する第2回ベトナム学国際会議が、ハノイ国家大学とベトナム社会科学院*の主催で2004年7月14～16日にホーチミン市の統一会堂（旧南ベトナム大統領官邸）にて行われた。テーマは「発展と統合への道を進むベトナム：伝統と現代」である。

今回は約550人の参加があり、うち外国からの参加者が約120人（うち日本が最多の約30人）であった。発表言語は英語もしくはベトナム語であったが、外国人研究者の多くもベトナム語で発表した。なお私（岡江）自身にとってベトナム長期滞在中にこの国際学会で発表する機会を得たことは、ベトナム語による論文やプレゼン資料の作成に際してネイティブチェックが受けやすかったという面でも、非常に幸運なことであった。

14日午前の開幕式において、ハノイ国家大学 Phan Huy Le 教授（ベトナム歴史学会会長）が「ベトナム研究の発展と国際交流・協力」と題する基調講演を行った。この中で Le 教授は、中国の漢籍による研究からフランス植民地期に導入された近代科学、そして独立後のベトナム人自身による研究、ドイモイ後の国際化と、ベトナム研究の歴史を振り返った。また現代のベトナム研究に関しては、旧宗主国フランスはヨーロッパにおけるベトナム研究の先駆者であり中心であり続けているが近年停滞していること、以前はベトナム研究が盛んだったロシア・東欧では共産政権崩壊後には急速にベトナム研究が凋落したこと、アメリカではベトナム戦争終結後は不振だったベトナム研究が最近再び盛んになってきたこ

と、最近の傾向として日本・韓国・東南アジア各国の大学などでベトナム研究を行うところが急速に増えていることなどの指摘があった。特に日本は、現在最もベトナム研究者の層（世代的にも分野の面でも）が厚い国として評価があった。

14日の午後から16日にかけて、各分科会（「経済」「社会」「民族」「教育」「前近代史」「近代史」「文化（国民統合）」「伝統文化」「言語・文学」「地域研究」の10分科会）ごとの部屋に分かれて約300の個別報告があった。だがこの個別報告の中で、分野・方法論を問わず何らかの形で農業経済に関わる報告（農村経済・都市への労働力移動等も含む）は、私の知る限りわずか13報告のみであった。農村人口がなお8割近くを占めるベトナムの現状を考えれば、農業経済分野の研究の重要性はもっと認識されるべきであろう。

なお私自身は「銀行融資と紅河デルタ村落」と題してデルタ中央部ナムディン省での調査事例を報告し、近代的な金融制度の農村部への浸透を村落構造との関係で論じた。ベトナム語での質疑応答には苦勞したが、現地研究者と有意義な交流ができたと思う。

ちなみに、第1回ベトナム学国際会議は首都ハノイのバーディン会議場（国会議事堂）で1998年に行われ、今回は2009年に中部の中心都市ダナン市での開催を予定している。現在私はハノイ近郊のハイズオン省で畜産専門農協の調査を行っているが、第3回ベトナム学国際会議では是非この調査について報告したい。

* 国立研究所群を統括する政府機関。岡江の受入先である経済研究所もその傘下にある。

学 会 報 告

第40回東北農業経済学会秋田大会

久保 香代子

平成 16 年 9 月 2 日～3 日にかけて、秋田市において第 40 回東北農業経済学会秋田大会が開催された。

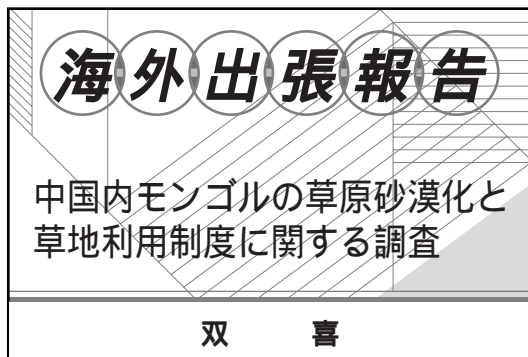
第 1 日目はシンポジウムが開催された。「大転換期における東北のコメと地域営農戦略」をテーマとして、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた検討内容を踏まえつつ、急速に進められているコメの流通再編、その中での東北のコメの位置づけ、農協改革の役割などを視野に入れながらの検討が行われた。工藤昭彦氏（東北大学）、中島寛爾氏（東北農業研究センター）の両座長の下、「21 世紀日本の農政改革の課題——食料・農業・農村基本計画の見直しの方向——」八木宏典氏（東京大学）、「流通再編と東北のコメ」小野雅之氏（山形大学）、「地域農業の変容と担い手像」佐藤了氏（秋田県立大学）、「農協の改革方向と役割」川村保氏（岩手大学）という四つの基調報告が行われ、淡路保氏（秋田県農協中央会）、高田元文氏（株）ヤマタネ、齋藤恭氏（岩手県農業研究センター）、芹田省一氏（秋田県農業法人協会）の各氏よりそれぞれの報告に対するコメントがなされた後、総合討論が行われた。

第 2 日目は、四つの会場にわかれ 40 課題の研究成果に関する個別報告が行われた。個別報告プログラムを一覧すると、今回のテーマとも関連した稲作経営に関する報告をはじめとして、農産物流通、食品のリスク管理、環境、諸外国の農業政策に関する報告等、非常に幅広い分野にわたる報告が行われていた。学会初体験（参加、報告ともに）の私としては、報告を聞きつつ雰囲気を楽しみ、緊張感

を高めつつ自らの報告を待っている状況であった。私は主に農産物流通等のテーマを中心に扱っている第 2 会場における報告を聴講したが、近年の食の安全に関する関心の高まりや地産地消の動きを反映してか、農産物直売施設に関する報告の多さが目を引くとともに、フロアーの行政担当者と思われる方からの熱心な質問が印象に残った。

当研究所からは、佐藤孝一氏による「農産物直売所における購買行動——流通コストの観点から——」、渡部岳陽氏による「水田農業構造改革の推移と展望」、松久勉氏による「東北における最近の人口動向」、會田陽久氏による「韓国の農業と対日農産物貿易の動向」の報告が行われていた。私は、吉井邦恒氏とともに「コメのカドミウム基準値に関する規制インパクト分析——フレームワークと費用分析を中心に——」というタイトルで、現地調査に基づくコメのカドミウム汚染防止対策の費用分析を報告した。私達は「食料農業の危機管理システムの構築に関する研究」（危機管理プロジェクト）において「食品・農産物の安全性に関するリスクの経済分析」という課題に取り組んでおり、コメのカドミウムの基準値を題材として、規制インパクト分析の手法を利用した分析を行おうとしている。今回は、規制インパクト分析には至らず、費用分析の一部を報告するにとどまった。報告後、実証試験が行われているファイトレメディエーション（植物に土壌中のカドミウムを吸収させることで土壌浄化をする技術）に関するコメントをいくつかいただいたが、水稻のように湛水管理によるカドミウムの吸収抑制ができない畑作物等への対応などファイトレメディエーションに関する関心（期待）の高さを感じたところである。

自らの報告が終わってようやく平常心に戻ったようであったが、その時にはすでに学会も終了してしまった。このようにして私の学会初体験は終わったのだった。



8月1日から8月28日にかけて、文部科学省科研費プロジェクト「草原の砂漠化と草地利用制度に関する計量経済研究」(代表者：鬼木俊次)の一環として中国内モンゴル自治区で現地調査を実施した。

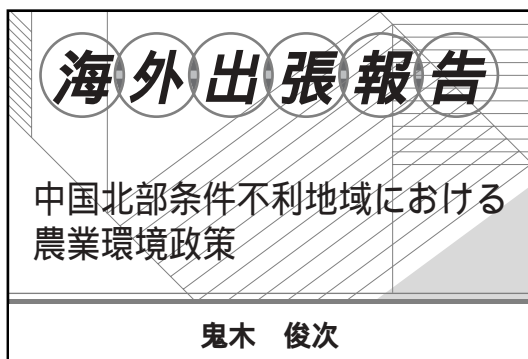
本プロジェクトでは研究対象地域を中国内モンゴル自治区の草原とモンゴル国の草原、すなわちモンゴル高原での草原地帯に限定し、両国がそれぞれ草原の砂漠化に対してどのような草地利用制度を実施してきたか、またその草地利用制度が草原の砂漠化防止にいかなる効果および影響をもたらしたのかを明らかにするとともに、両国の比較研究を行い、今後の草原地帯全体の退化・砂漠化防止に役立てようとするものである。

ここで中国内モンゴル自治区において実施した調査結果を簡単にまとめておこう。内モンゴル自治区の草原地帯では、草原の退化・砂漠化は深刻化し現地農牧民の生活や生産に甚大な悪影響を及ぼしているばかりでなく、黄砂が頻発する原因となっている。こうした草原の退化砂漠化に対し中国は様々な草地利用制度を実施してきた。まず、1980年代初期の家畜所有権と畜産経営権が集団所有・経営から個別農家所有・経営へ転換されるにつれて、草原の利用権も多くの場合集団の共同利用から農家の個別利用へと転換された。これを「草地の請負制度」と言い、その請負契約期間は最初の5年間から後に30年間へと伸ばされた。これは草地の請負期間を長期化することで利用者の草地の退化・砂漠化防止への投資を促そうというものである。また、草地の過放牧問題に対しても農家の家畜飼養頭

数を制限する制度を設けている。さらに2000年以降、「退牧還草」(家畜の放牧を止めさせて草地を自然草原に戻す)、「禁牧」(家畜の放牧を禁止する)や「囲封転移・生態移民」(草原を囲い込み、その中に居住していた農牧民と家畜を他の地域に移住させる。中国では移住される農牧民を生態移民、その移住先を生態移民村と呼ぶ)などの草地環境保全策を実施している。

これらの草地利用制度とその関連制度、特に2000年以降の草地環境保全策の実施が草地生態環境の保護や回復という側面で比較的良好な成果をもたらしつつあることは多くの新聞などで報じられている。ただし、その成果は中央政府と地方政府の補助金と強制的に押し進めてきた草地利用制度や草地環境保全策の結果であって、現地住民の自主的な取り組みは未だに見えてこないという問題がある。その理由は現地の農牧民の所得が低く経済的に草地環境保全へ投資する余裕がない上に、政府は現地の農牧民の所得増加という課題を後回しにしてきたからである。

中国政府は草地生態環境の保護や回復においてさらなる成果を挙げるには現地住民の自主的な取り組みが必要不可欠であり、今までの政府の一方的な強制政策を農牧民参加型政策へ転換させる必要があろう。現地住民である農牧民を砂漠化防止など草地環境保全へ自主的に取り組ませるには農牧民の所得増加という問題を砂漠化防止など草地環境保全と同様に重視することが重要である。農牧民の所得が上がれば草原の砂漠化防止や草地環境保全へ自主的に取り組むようになるし、官と民が一体になって取り組めば中国における草原の退化・砂漠化問題は解決に向けてさらなる成果が期待できよう。



2004年8月5日から14日まで、中国北部の条件不利地域における農業環境政策に関する調査のため、呼和浩特市および鄂尔多斯市を訪れた。滞在中に内蒙古大学で行われた日中共同シンポジウム「中国北方地域における環境保全型農牧業と循環型経済の発展」に参加し、研究報告を聞く機会を得た。シンポジウムでは中国北部の農業環境問題一般について様々な研究報告があったが、その中でも特に多かったのは砂漠化に関する報告であった。

中国の国土の約半分は年降水量400mm未満の乾燥・半乾燥地域であるが、現在、その多くが砂漠化の危機に直面している。すでに砂漠化した面積は日本の国土の約半分の面積に及び、さらに毎年、鳥取県とほぼ同じ面積が砂漠化しているということである。

シンポジウムで思ったことであるが、中国の砂漠化に関する研究は、植生や気象の観測など自然科学分野では進んでいるが、社会科学分野ではまだこれからである。中国の砂漠化は、自然現象によって起こっているだけではなく、家畜の過放牧、過耕作、農民の薪木の採取、人口の増加など社会的な現象によって起こっている。したがって砂漠化を防止するためには、社会科学分野の研究も積極的に推進する必要がある。

シンポジウムの後、我々は鄂尔多斯市で砂漠化対策に関する実態調査を行った。調査の目的は、現地の政府部局や農家を訪問し、砂漠化防止政策の現状と課題を把握することである。この地域では2000年より家畜の放牧制限措置（禁牧、休牧）が導入され、また放牧の制限に対する政府の補助金や砂漠化地域の

農民の移住などが実施されている。このような施策は荒廃した土地の植生を回復させるのに一定の効果を発揮しているようである。ただし政策の実施に当たっては現地の農家の所得が低下して、農民の貧困を悪化させないように注意しなければならない。もともとこの地域は人口の増加により、一人あたりの牧草地が減少し、貧困問題を招いたという経緯がある。貧困は農民に無理な生産を余儀なくさせ、砂漠化の間接的な原因にもなっている。もし放牧の制限や移住政策によって新たな貧困が生まれることになれば、長期的に砂漠化の進行を食い止めることは難しくなる。いかにして貧困と環境悪化の連鎖を断ち切ることができるかよく検討すべきである。そのためには学際的な調査・研究をさらに推し進める必要がある。

近年、わが国の中国に関する国際協力は環境保全や条件不利地域の開発に重点を置くようになってきた。農業・農村分野の協力が、現地の農民の経済と環境にどのような影響を及ぼすか、持続的な発展をもたらすにはどのような支援が必要なのか、注意深く検証しながら援助を進める必要がある。



過放牧による砂漠化：放牧禁止措置のため牧柵で囲われている場所（写真右中央）では植生が回復しつつある



標記の集中講座は、GTAP モデルの開発者である米パーデュー大学農学部（農業経済学科）の Thomas W. Hertel 教授のチームが毎年夏に世界各国から参加者を募り、本モデルに関する集中講座を 8 月に実施するものであり、1993 年以来、本年度で 12 回を数える。

GTAP (Global Trade Analysis Project) モデルとは、Hertel 教授が中心となって開発した、世界全体をカバーする、農業のみならず、経済全体を取り扱う一般均衡モデルであり、現在、世界 66 カ国・地域と 57 産業分類を包括し、二国間貿易を扱うことも可能なことから、パーデュー大学の開発当初からの普及戦略とも相まって、FTA の分析など、年々ユーザーが増加しつつある。

この集中講座に参加を希望する者は、GTAP モデル・ソフトウェアの購入者であり、かつ、5 月に開始されるインターネット上での講習（音声付きの Powerpoint による講義を聴き、毎週末に設定される締め切りまでに宿題を提出する）を受けることが必要である。また、夏期集中講座の参加者は 30 数名に限られている。本年の参加者は、アメリカの大学院博士課程に在籍中の学生や、国際機関、世界各国の研究所で働く研究者など、様々であり、19 カ国 33 名であった。

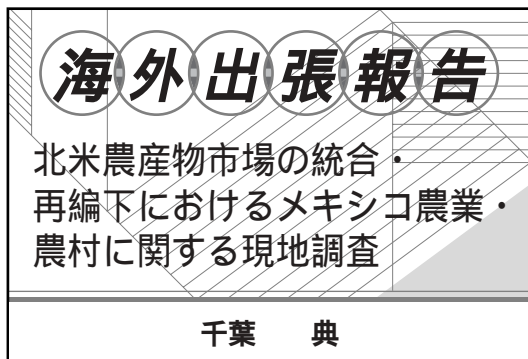
夏期集中講座は 8 月 7 日（土）に開始され、8 月 13 日（金）まで、日曜日も休みなく、8:30 から 21:00 まで、綿密なスケジュールに従って行われた。講座は、大きく分けて、2 種類に分類される。まず、Powerpoint によるプレゼンテーションを見ながら講師による講義を聴く授業と、実際に講義を聴きながら自

分で PC を操作しモデルを動かす授業である。

まず、7 日は、GTAP モデルの概観に関する講義が行われた。

8 日は、主にデータベースやモデルを均衡状態に閉じるための Closure に関する講義が行われた。9 日は、最終需要、Welfare（厚生総額）、関税削減を行った場合における結果の解釈等モデル結果の解釈などに関する講義が行われた。10 日は、引き続きモデル結果の解釈に関する講義が行われた後、技術進歩とモデルの関係を学ぶとともに、受講者を四つのグループに分け、最終日にこのグループからそれぞれ 2 人がチームになり、グループのテーマに応じたモデル分析の結果を 10 枚程度の Powerpoint にまとめ、発表するための作業を開始した。四つのグループに与えられたテーマは、(1)北中南米における FTA、(2)EU と南アフリカ間の FTAA、(3)不完全競争、(4)エネルギー、であり、その枠組みの中でより詳細な分析を行うものである。この作業は、主として夕食後 PC を使用して自主的に行われ、インストラクターが必要に応じ助言を行った。11 日は、10 日に与えられたテーマのうち、「不完全競争」と「エネルギー」に関する詳しい講義が行われた。12 日は、終日翌日の最終発表の準備を行った。13 日の最終発表は、私はインドネシア人と組んで、NAFTA と南米が FTA を締結し、その際、非熟練労働力の移動が困難な場合の影響の分析を行い、「繊維」セクターへの影響が大きいという分析結果の発表を行った。

本講座は、パーデュー大学のチームによりとてもよく組織されているものの、短期間で多くの事を学ぶため、集中力をとぎれさせないことと、適宜復習を行う事が一番の課題である。



平成 16 年 8 月 21 日から 29 日までの 9 日間、文部科学省科学研究費プロジェクト（代表者：村田 武 九州大学大学院農学研究院教授）の一環として、メキシコ現地調査に参加する機会を得た。今回の調査の中心的課題は、メキシコ農業の基盤的生産地域を構成する中央高地を対象として、主食であるトウモロコシの生産条件と市場環境が NAFTA の発効後どのように変化し、農業生産者がどのように対応しているかを探ることであった。

第 1 の調査地点は、メキシコ・シティの西北西約 500km に位置するグアダハラ市およびその周辺の農村地域であり、この地点における調査にはグアダハラ大学教授で日本農業研究ではメキシコの第一人者である Dr. Melba Falck に全面的な協力をいただいた。同市を州都とするハリスコ州では、伝統的自給経営から高度に近代化された資本主義的経営まで、多彩な形態の農業生産が展開しており、農業部門での規制緩和政策と NAFTA の発効以後に生じた販売機会の拡大とが、当該地域の農業に大きな影響を与えつつある。こうしたなかで、かつては一種の農業共同体として運営されていたエヒードは、農地がメンバーに分割され私有地化し、制度的にも経営の自由度が拡大している。私たちが訪ねた Ejido El Nuevo Refugio では、アガベ（テキーラの原料となる竜舌蘭の一種）とトウモロコシ等を主たる作物としており、世帯あたりの平均経営面積は 6ha 前後。トウモロコシはすべてハイブリッド品種で、1ha あたり 6 トンと全国平均を上回る高収量を維持している。また、収穫後の株などの圃場残渣を土地にす

き込む有機農法や、不耕起栽培などの技術にも挑戦しており、将来は輸出も視野に入れているという。ここでは、農業自由化の波に乗って経営の近代化と規模拡大を図る、意欲的な先進的農家の姿に触れることができた。

第 2 の調査地点は、メキシコ・シティの東南東約 100km 余、高速道路で 2 時間程度の距離にある、プエブラ市周辺の農村地域であった。この地域には、農民団体の ANEC が全国的に展開しているトウモロコシ加工プロジェクトを実施している協同組合があり、地元産の作物を原料に用いた“Nuestra Maíz”（私たちのトウモロコシ）というブランドで、メキシコの伝統食であるトルティーヤを製造・販売している。日本流に言えば「地産地消」プロジェクトといったところであろうか。この地域の農業は、少し山間部にはいると現在もなお畜力に多くを頼っており、伝統的な小規模農業が比較的多く残存している印象を受けたが、上記の「地産地消」トルティーヤの原料については、およそ半分がハイブリッド品種とのことで、近代的農業技術の影響力は着実に強まっていることを実感できた。

トウモロコシは、大豆に続く有力な遺伝子組換え作物のひとつであるが、メキシコでは商業栽培は未だ一般に広がるには至っていない。しかし、政策面では 2003 年にバイオセキュリティ法が国会に提出され、今回の出張はまさにその帰趨が注目されている時期であった。現地では、環境保護団体の意見等を聴取することができたが、制度的側面についてはなお流動的な要素もある。今後さらに調査・研究を進め、当所のプロジェクト研究「WTO 体制下における農業バイオ規制を巡る国際的摩擦の動向と整合化の方向の解明」の研究成果にも結びつけていきたいと考えている。



スリランカに行くのは初めてである。発展途上国を研究の対象としているにもかかわらず、今までに仕事で訪れたことのあるアジア諸国は、インド、ネパール、中国の3カ国でしかない。新しい国で新しい人に会うことはいつも心躍るものだ。

私はアジア生産性機構（Asian Productivity Organization, APO）の調査研究プロジェクト「地域社会再構築のための調査」にかかわっている。APOは日本を含むアジアの20カ国・地域が加盟する国際機関であり、農業だけでなく、工業やサービス産業まですべての産業分野における生産性向上に取り組んでいる。その重点分野の一つに「地域社会総合開発」がある。これは、日本でいえば「村おこし」のような活動で、就業機会の拡大による農村の貧困削減を目標とする。

加盟国のうち10カ国が参加して昨年度から始まったこの調査研究プロジェクトでは、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）に着目し、その附存量と村落開発のパフォーマンスの関係を解明することを課題とした。ソーシャルキャピタルは共同体を単位とした活動に影響を与えることが知られており、近年注目を集めている。調査は、それぞれの国で各国の研究者が現在実施中である。

現地調査のため、本年8月末にスリランカを訪問した。同国では、一村一品プログラムを実施している村落の中から30の村を選び調査対象としている。内訳は、稲作を主とする村10カ村、伝統工芸を主とする村10カ村、商品作物生産を主とする村10カ村である。

一村一品運動は、わが国の大分県を発祥と

する村おこし運動であることはよく知られている。現在では、アジア諸国にまで拡大し、様々な国で取り組まれている。

調査対象村を訪ねる。稲作を主とする10カ村の一つだという。まず、この村の「一品」はコメだということに驚いた。確かに、この村にとって稲作はもっとも重要な経済活動である。しかし、コメはスリランカの主食であり、国中の至るところで作られている。この村の作るコメが他とは違う特長を持っているわけでもない。聞くと、稲作を主とする村の一品は、すべてコメであることがわかった。それで、プログラムからの補助金は、灌漑用ため池の補修に使われていた。

次の村は、素焼きの壺作りを伝統工芸とする村である。この村の一品はいうまでもなく、この日用品向けの素焼き壺である。壺作りの村をいくつか見て回ったが、予想通り、作られている壺に大差はなかった。ただし、こちらはプログラムの補助金で、焼きがまの近代化や製品の改良への取り組みが始まっており、製品の差別化も試みるかも知れない。

この調査研究プロジェクトでは、ソーシャルキャピタルが、こうした村おこし活動の成功する確率を高めていることを実証したいと考えている。しかし、たとえ活動に成功しても、そこで作られる「一品」が従来と同じならば、所得向上の効果は限定的なものにとどまってしまう。これは、発展途上国の農村で企業家精神はいかにして生まれるのかという私の常々の疑問につながる課題である。



伝統的な素焼きの壺作り



標記の調査は経常研究「野菜生産・流通構造の日韓比較研究」の一環として実施したものである。

韓国の野菜生産の動向については、比較的統計が整備され、またその多くがインターネットによって公表されていることなどから、その概要は日本にいても、おおよそ窺い知ることができる。しかし、流通については、日本とはかなり異なった側面があり、かなり急速な変化が生じていると目されるにもかかわらず、かかる実態を端的に知ることができる情報は多くない。

このため、今回の調査は日程が限られていることもあり（調査日程は9月6日～9日）、韓国での野菜流通の展開を調査することに主たる目的を置くことにした。

まず、6日には、京畿道水原市にある農村振興庁を訪問。農業経営情報官室農産物流通研究室のイ・ビョンソ氏から韓国における野菜品目別の生産・出荷動向について教示いただき、あわせて関連資料を入手することができた。

翌7日には同情報官室のチェ・ヨンウ氏の案内により、「農協水原農産物総合流通センター」を視察した。この施設は農協系統組織が運営する卸売・小売をあわせて行う消費地立地型の農産物流通の拠点である。全国主要都市11カ所で営業するセンターの中の一つである（水原市の人口は103万人）。

水原センターは広大な駐車場に面した一階が食料品を中心に品揃えした小売店舗。面積（3,900坪）は大型量販店並みであり、青果物は国産品しか取り扱っていない。いうまでも

なく全国主要産地農協との直接取引による販売となっている。二階は農畜水産物卸売場であり、一般小売、外食、給食業者等へ相対で取引を行い、配送サービスも実施。あわせて二階には食料品のパッキング施設を備えている。また、センターは「品質管理室」を設置し、青果物の残留農薬および病原性細菌検査を行って、毎日店舗入り口にその結果を公表する取り組みを行っている。

8日にはソウル市の二つの研究所を訪問。農協中央会農協調査研究所のキム・ホンベ氏から、農協系統における野菜生産・流通振興の取組実態について、韓国農村経済研究院農業観測情報センターのキム・ビョンニユルおよびハン・ソクホの両氏からは野菜関連政策の動向および農協系統以外を含めた野菜生産・流通実態について、それぞれ情報収集を行った。

その結果、以下のような点が明らかとなった。韓国では近年、野菜振興政策は従来の生産施設投資中心のそれからソフト事業を含めた流通対応施策へと重点を移している。水原でみたような消費地立地型の流通施設のほか産地物流センターの設置が進められ、卸売市場を主体とした従来型の流通システムからの脱却が指向されている。小売流通の自由化への対応が意識された内容となっている。また、こうした動きと並行して農協系統組織では、これまで弱かった共同出荷組織の強化策が積極的に取り組まれる状況となっている。実需者との直接取引を円滑に行うためには産地の組織力を高めることが必要だからである。

なお、この調査は、当所で日本学術振興会外国人特別研究員として勤務されている柳京熙氏に調査先の選定・連絡から現地での案内、通訳をお願いすることで実施することができた。ここに同氏の協力に厚く感謝の意を表しておきたい。



第2回 EUREPGAP 審査報告

片山 寿伸

GAP（適正農業規範）は現在、英国へのりんご輸出の現場で、ごく当たり前のものとして我々生産者に要求されている。GAP そのものは「農家が農場内で守る決まり」であり、最も土に近い農業生産現場で要求される規範である。しかし、それは今後日本国内に限らず海外の土俵においても、否応無しに対決を迫られることになるであろう外国産農産物と国産農産物との生き残りをかけた販売競争の現場で、我々農家があらかじめ保有することが勝負自体の前提となるような最低限の装備でもある。

昨年3月7日、当社農園は初めてEUREPGAP 審査を受け、落第の判定を受けた。EUREPGAP そのものの内容および特徴、実際の審査および判定の詳細は、第14回食料・農業・農村政策審議会企画部会ヒアリング説明資料ならびに議事録を御参照頂きたい。

本年9月16日、第2回目の審査を受けたので、今回はこれについて報告したい。前回の審査は2001年9月版のチェックリストに基づいて行われたが、今回の審査では2003年9月版の新しいチェックリストが用いられた。合格基準は「必須項目の100%適合」と「必要項目の95%以上適合」で、前回と同様だった。チェック項目数は「必須項目」が前回の40項目から47項目に増え、「必要項目」が前回の122項目から97項目に減った。審査官は前回同様ニュージーランドから派遣され、主に前回の不合格部分が重点的にチェックされた。

昨年の審査で唯一「不適合」の判定を受けた「必須項目」は「薬剤散布者の防護」の項目であり、これは薬剤散布の時の格好を質問された際に私が「ゴーグルは視界が曇って危険なので使用しない」と言ったためである。

今回は、合羽・帽子・マスク・ゴム手袋・ゴム長靴に、さらにゴーグルを着用した写真をあらかじめ実際の薬剤散布の時に撮っておいた。これを見せると審査官は、「OK。だが夏は地獄だ。」と言った。おそらく自分でも真夏に合羽を着て汗だくになって薬剤散布をした経験があるのだ。また、トラクターを見た瞬間に、後輪が逆向きだと指摘した。冬に備え、バックでの除雪用にわざとタイヤを逆につけ換えたのだが、このような指摘がとっさに可能だということから、審査官自身、実際に農機具を操作し、自ら農作業を行った経験があることがうかがわれる。

今年の審査で印象に残ったのは、チェックリストには「適合」「不適合」「非該当」の判定項目しかないにもかかわらず、審査官の問いのほとんどが、イエスかノーかで答えられる種類の問いではなかったことである。実際の園地では、たとえば、こんな問いが発せられる。「この園地での収穫作業において衛生面で予想されるリスクを述べよ。」「このトラクターを運転するに際し、どのようなリスクがあり、それに対しどんな対処法をとっているか。」「この園地で薬剤散布をする際、だれがいつどのような目的で散布時期と散布薬剤を決定するのか。」「この園地では草が刈られたばかりのようだが、何のために草を刈るのか。」これらに対し、思いつく限りの事例と理由を私が具体的に述べ、その内容の過不足や妥当性を審査官が指摘する。審査は問いと答えの繰り返しで、これによって審査を受ける側が、自然にリスク分析の手法やIPM技術を体得できるようになっている。

もう一点印象に残ったのが、審査に合格する目的だけで行われる無駄な作業に対する批判である。たとえば、「環境問題」の項目中「野生生物及び自然保護方針」対策として、園地入り口に、野鳥を殺さない鳥害回避策の事例として、プラスチック製の二セカラスをぶら下げておいた。このような見せかけの審査対策はすぐに見抜かれ、「効果は疑問。過剰だ。馬鹿なことはやめるべきだ。」と手厳しかった。

1日かかりの審査の後、講評があった。まず、農薬保管庫の液体農薬の保管方法に関し、先行して社内で行った内部審査では、漏出した場合の貯留トレイの容量が不足だという指

摘があったにもかかわらず、是正措置がとられていなかったこと。園地の軽油貯留タンクの下部に設置された漏出防止トレイが常設式のため、降雨により結局は軽油が地面に漏出してしまいう危険性があること。農場訪問者の記録帖はあり、実際の記録もとられているのに、審査官本人に対し記録帖への氏名記載が要請されなかったこと。審査官本人に対し農場内で守るべき注意事項が説明されなかったこと。作業指示書の日付と作業記録の日付に食い違いがあったこと。農薬および肥料の在庫は、定時的に記録されてはいるが、入出庫の都度記録されるべきであること。農薬散布後のタンク内の余剰薬剤の量とその処理方法は、口頭では説明されたが、記録に残されていないこと。以上が主な「不適合」箇所であったが、液体農薬保管トレイの容量等は正可

能な項目は、即時是正した。是正措置確認後、審査官が本部機関へ「認証の推薦」を行い、本部審査を経て11月上旬合格通知が届いた。

参考資料等

(EUREPGAP の概略および前回の審査内容と審査結果)；
第14回食料・農業・農村政策審議会企画部会ヒアリング
説明資料

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/kikakubukai/14/02-3.pdf

第14回食料・農業・農村政策審議会企画部会議事録

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/kikakubukai/14/gijiroku.htm

幸書房 2004 年 8 月 1 日刊

「食の安全とトレーサビリティ (ISBN4-7821-0246-1)」P181
(青森県弘前市・農業生産法人)



果樹園地内の審査風景
写真中央は、審査官の Mr. Richard Bradley



果樹園地内の審査風景



S.S. (薬剤散布車) の審査風景



肥料保管庫の審査風景



定例研究会報告要旨

第 1961 回定例研究会報告要旨（7 月 20 日）

牛肉の国際貿易の構造変化とその影響

—— AGLINK モデルを利用した
シナリオ分析——

上林 篤幸

本報告は、OECD（経済協力開発機構）事務局が構築・利用している農産物需給部分均衡ダイナミックモデルである AGLINK モデルを利用して、先般北米で発生した BSE に対抗して日本を含む各国がとった禁輸措置が世界と日本の牛肉市場に与える影響を計量的に測定することを目的としている。1990 年代イギリスを中心としてヨーロッパで多く発生した BSE（牛海綿状脳症）は、世界に拡散し、2001 年 9 月に日本で初の発生事例が生じた。北米では、2003 年 5 月 20 日にカナダで北米初の発生事例が確認された後、2003 年 12 月 23 日、アメリカ合衆国で初の発生事例が確認された。この主要輸出国であるアメリカでの発生を受け、日本を含む多くの国々は直ちにアメリカからの牛肉の輸入を禁止する措置をとった。この結果、日本の牛肉市場は供給不足から高騰し、主要輸出国であるオーストラリアの牛肉輸出価格も高騰した。この禁輸措置により日本で最も影響を受けた分野は、外食、特にアメリカ産の特殊な部位を使用する牛丼販売業であり、コストや品質の面から国産や外国産で代替することはできないため、商品の販売停止などの措置を余儀なくされている。

小麦や大豆のように世界を一つに結ぶ国際市場は、牛肉の場合には存在しない。牛固有の病気である FMD（口蹄疫）の有無により、世界の牛肉市場は、FMD 清浄国であるカナダ、日本、韓国、香港、アメリカ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランドなどのいわゆる「太平洋諸国」の市場と、EU、南米など FMD 非清浄国である「その他諸国」の市

場に分割されており、別々に国際市場価格が決定されている。また、太平洋諸国では、NAFTA 諸国（カナダ、アメリカ、メキシコ）の市場統合が進んでおり、アメリカ、カナダの相互貿易および輸入国であるメキシコが他の両国からの輸入を増やしている。アメリカの BSE 発生は、太平洋諸国の貿易の流れを変えた大きな事件である。

この貿易構造の変化を分析するために今回の分析で使用する AGLINK モデルは、OECD が加盟国の協力を得て開発した世界食料需給モデルであり、ダイナミック部分均衡モデルである。AGLINK は多国間で多くの品目が補完・競合関係のなかで同時に需給が均衡する点に価格が決定される仕組みになっている。AGLINK を使用した世界食料需給見通しは、OECD により、毎年「OECD Agricultural Outlook」として公表されている。

今回の分析は、昨年公表された Outlook の現状推移見通し（BSE なし）をベンチマークとし、そのモデルを BSE 発生後に生じた国際牛肉市場の構造変化の実態を反映するよう改良した改良モデルを作成し、これを用いて同期間で予測を行い、これらの結果を対照させることにより、BSE 発生の影響の定量的測定を試みた。具体的なモデルの改良点のポイントは、BSE 発生によりアメリカの太平洋市場への輸出がストップし、元来太平洋市場への輸出によりその市場に大きな影響を与えていたアメリカが、太平洋市場から隔離され、代わってその価格が NAFTA 内の需給均衡により決定されるようになるとした点である。この結果、太平洋市場の供給が不足するため、国際価格が上昇する。シナリオでは、アメリカが完全に太平洋市場から退出する期間を、2004 および 2005 の両年と設定した。

ベンチマークとの比較によるシナリオ分析から得られた結果は、禁輸中の両年における太平洋市場価格の上昇と、これを受けた日本や韓国など主要輸入国内における価格の上昇と牛肉消費の減退、代わって、代替品の豚肉および鶏肉の消費の増加である。生産者の反応は、当期に肉牛をと殺し牛肉を販売することにより、当面の利益の確保に走る国もあれば、当面と殺は控え、飼養頭数を増やし、将来高値の果実を摘み取ろうと考える国など、その反応はさまざまである。

第 1962 回定例研究会報告要旨（7 月 27 日）

品目横断的政策に関する一考察 ——金泳三旧政権における『新農政』 との比較——

足立 恭一郎

品目横断的政策への転換，担い手・農地制度の見直し，農業環境・資源保全政策の確立に関する検討結果を主内容とする，食料・農業・農村基本計画「中間論点整理案」が 2004 年 7 月 21 日に発表された。

品目横断的政策と聞いて脳裏に浮かんだのは，10 年前（1994 年 6 月）に韓国で実施された「品目別施策から主体別施策へ」の政策転換。すなわち米麦，蔬菜，畜産などモノ別に実施されてきた韓国農政の基調を入（経営主体）別施策に切り替えた，金泳三旧政権の新農政であった。

新農政の目的は，UR 農業合意後の難局を，農業構造改革（国際競争力の強化），技術革新（高品質農産物の生産），流通刷新（生産者による規格・包装・集出荷一貫体制の確立），および輸出指向型農業の育成によって乗り切ることにある。

なかでも重視されたのは，農業構造改革＝モノから人への政策転換であった。55 歳以下の経営者能力のある，比較的規模の大きな農家に対する支援策（低利融資など各種優遇措置，規模拡大・機械化・施設化等の支援，株式会社を除く法人経営の育成など）を充実させ，韓国農業の国際競争力を強化することに農政の基軸が据えられた。別言すればそれは「護送船団方式から選別的支援方式へ」の農政の大転換だった。

平成 15 年 12 月 9 日に発表された農林水産省「農政改革の推進について」にも，これまでの「護送船団的な政策」（品目別政策による支援）を改めて「メリハリの効いた政策」（プロ農業経営に着目した支援）に転換することが謳われている（同じ記述が第 3 回食料・農業・農村政策審議会企画部会の「資料 6」7 ページにもある）。

日韓両国の政策転換の発想は似ている。大

きな違いは品目別施策から主体別施策，護送船団方式から選別的支援方式への政策転換に際し，韓国では国際的な社会・経済的与件変動による影響の緩和対策が措置されなかったのに対し，日本の場合は，諸外国との生産条件格差の是正対策（直接支払制度の導入等の工夫）や，収入・所得の変動による影響の緩和対策の導入が検討されている点である。

与件変動による影響の緩和対策がなかった韓国では，1997 年末に顕在化した経済危機により，「ウォンの暴落→飼料・肥料・農薬・石油等輸入価格の暴騰」，「倒産→失業の増加→需要の冷え込み→国内農畜産物価格の暴落」，「と」の負の相乗効果→農家負債の急増が生じ，韓国農業は閉塞状況に陥った。そして皮肉にも，農家負債は規模が大きいほど，経営主が若年層であるほど，政府が推奨する技術および資本集約的作目であるほど，巨額になってしまった。

この反省の上に立って金大中前政権の農政を主導した金成勳農林部長官は，農政の軸足を親環境農業路線に移すことを決断し，大統領に進言して 1998 年 11 月 11 日に「親環境農業元年」宣布を行った。——「量的価値観に基づく旧来型の農政を続けるかぎり韓国農業に勝ち目はないが，非価格競争力（親環境農業が有する安全・健康などの質的競争力）を高めることにより，韓国農業は“国民に支持される農業”になりうる」というのが金成勳長官の農政哲学であった。

中間論点整理案では国際的な社会・経済的与件変動による影響の緩和対策が提案されているが，同提案が農家 1 戸当たり耕地面積で日本の 120 倍以上の規模を有する米国や労賃水準で日本の 30 分の 1 以下の中国など海外諸国との競争力格差を是正し，かつ，国民の支持が得られる対策になっているかどうか慎重に検討する必要があるように思われる。

第 1963 回定例研究会報告要旨（9月7日）

科学技術のリスク認知と その社会的受容に影響を及ぼす心理的要因

（大阪学院大学情報学部）田中 豊

リスク認知は、「人間に特有なリスク推定の認知プロセス」と定義され、近年、リスク認知の様々な特徴やバイアスが報告されている。確率のとらえ方には客観的確率と主観的確率とがあり、我々の決定行動は、客観的確率ではなく主観的確率に基づいている。

専門家と一般の人々とは、それぞれ異なる次元でリスクの程度を判断し、その結果として異なるリスク認知を持っている。専門家の判断は科学的・客観的な指標をもとに行われるのに対して、一般の人々の判断は特定の出来事の目新しさや鮮明さ、事故が生じた場合のカタストロフィーの程度、制御性、未来の子孫への脅威などにより強く結びついており、より直感的な判断に頼っている。しかし専門家の判断が、常に専門家同士で一致し、妥当であり、誤りがないというわけではない。双方が自分の判断基準こそ正しいと主張し、相手を理解できないと感じ、相手を見下げるような態度を取れば、両者の間に噛み合った建設的な議論はできず、相互の不信はますます大きくなる。

様々な科学技術およびその産物、あるいはリスクを伴う活動などに対するリスク認知の構造を、因子分析を用いて分析した結果、「恐ろしさ因子」と、「未知性因子」の2因子が見出されている。そしてこのリスクの2因子構造は、米国や日本、ヨーロッパなど様々な国の人々を対象とした場合にも、同様に確認されている。

種々の科学技術およびその産物の社会的受容においては、リスク認知、ベネフィット認知、信頼などの心理的要因が重要である。信頼の要因に関して、この20～30年の間に、情報源としての政府が、人々の間で著しく信頼を失っている。また政府や事業者に対する信頼は、容易に低下し得るが、一方で、信頼

を増すのは難しい。

原子力施設の社会的受容に関して、一般論の状況と、立地の状況とでは、社会的受容におけるリスク認知およびベネフィット認知の重要性は異なる。

近年実施された世論調査の結果より、一般の人々が食品の購入や安全性を考える上で、遺伝子組換え食品を使用しているかどうかは、最も重視する項目ではないが、重視する項目の一つであると言える。

バイオテクノロジーに対する認知地図の研究より、バイオテクノロジーの種類や適用対象により、そのリスクやベネフィットが大きく異なって認知されることが明らかにされている。そしてたとえば同じクローン作成や遺伝子組換えであっても、適応対象が植物、動物、人間の順で、より危険であり、またより利益が小さいと認知されている。

遺伝子組換え技術の社会的受容は、遺伝子組換え技術が植物、動物、人間、のいずれに適用される場合であっても、リスク認知、ベネフィット認知、企業や研究者に対する信頼、生命倫理観、の四つの心理的要因から主として説明される。またこれら四つの要因のうち、どれが最も重要な要因であるかは、遺伝子組換え技術を適用する対象により異なる。

国家が先進国へと発展し、科学技術が進歩し、生活が安全かつ豊かになるにつれ、比較的軽微なリスクを過大視するようになり、あたかも重大なリスクであるかのように考えるという、パラドックス的な状況も見受けられる。

政府や専門家と、国民との間の乖離が大きくなれば、結局は両者にとって不本意な結果を招く。一般国民のリスク認知など、人々の心理的な側面を踏まえた政策でなければ、先進国であり民主主義国家である我が国では、十分な効果を上げることは難しい。

バイオテクノロジー、遺伝子組換え農作物、遺伝子組換え食品などのリスク認知や社会的受容に関する心理学的・実証的な研究は少なく、今後、早急に積み重ねる必要がある。

第 1964 回定例研究会報告要旨（9月14日）

食の安全と安心に関する消費者意識調査

鈴木 由紀

昨今、消費者の食への不安はますます高まっている。そこで、矢部光保氏が実施した「食の安全と安心に関するアンケート調査」結果を分析して、食品不安に関して消費者をどういうグループに分類できるか調べた。消費者をグループに分けられれば、リスクコミュニケーションの推進に応用できるからである。

インターネット経由で回収された 2,157 名の回答表を元に、クロス分析と因子分析を行った。まず、二つの設問をクロスさせるクロス分析では、次の 4 点が分かった。

1. 政府、科学者、生産者、企業（レストランやファストフードや食品表示など）への不信感が高い人ほど、GMO などへの不安を抱く。ただし、有機食品等のラベルに関しては、これを信頼感する人の方が GMO などへの不安が高い。

2. 野菜の見た目を気にする人は、鮮度を重視し GMO に対して受容的だが、見た目を気にしない人は、安全性を重視し環境問題への不安が高く、GMO を好まない傾向にある。おそらく、後者は見た目がよい野菜を「薬漬けで不自然」、見た目が悪い野菜を「無農薬で安全な証拠」と考えているのではないかと見られる。

3. その人が普段野菜を買う店の種類によって、食品の安全性や環境問題への関心の程度がかなり異なる。スーパー利用者は、鮮度重視で GMO 受容かつ環境問題への関心が低い。一方、生協や産直（有機野菜の宅配・通販）や自然食品店を利用する人は安全重視で、GMO や環境問題に不安感を抱いていた。一方、野菜が手に入る人（自家菜園等）は環境問題を楽観視していた。

4. 年代別に不安感の違いがある。若者は添加物と環境破壊が不安。中年は GMO が不安。高齢者は全般的に不安感が低めとなった。

さらに因子分析を行ったところ、次の 5 因子が抽出された。社会不信因子（企業や科学者、政府などを疑う気持ち）、科学懐疑因子（先端的な農業科学技術への否定）、安全健康志向因子（栄養成分表示や原料を気にする）、価格無関心因子（安い物を探さない）、環境不安因子（環境は人間に容易に破壊されるという考え）であった。

消費者を年齢別、居住地別など様々なグループに分けて因子得点の平均値を比較したところ、特に「野菜を購入する店の種類」で分類した時に明瞭な差が出た。具体的には、スーパー利用者では、科学懐疑因子が - 0.13、安全健康志向が - 0.11 など、五つの因子全てにマイナス値（安心感）またはゼロに近い値（平均的）であった。一方、産直（有機野菜の宅配・通販）利用者は、科学懐疑因子が 0.50 とかなり高い他、全ての項目に正の高い数値を示した。社会や科学への強い不信感や健康・安全・環境に関する防衛志向、そして金銭を惜しまない志向の現れである。生協利用者は、全体的に正の値だが、社会不信因子はゼロに近いため、時間をかけて企業や政府と話し合えば、両者の信頼回復は可能と見られる。

また、大学卒や若者は社会不信因子が高く、女性、中年、短大や専門学校卒、農山漁村居住者は科学懐疑因子が高かった。郡部居住者は環境不安因子が高かった。このため、リスクコミュニケーションにおいては、従来の全方位型の資料に併用して、産直利用・中年・女性・短大や大学卒・地方在住者の志向や要望を調査分析し、それをふまえたパンフレットやテキストを作成して、不信感や不安感の解消に役立ててはどうかと思われる。

さらに、科学者や政府や企業に不信感を抱く人ほど食品不安に反応していることから、リスクコミュニケーションにおいては、従来から行われている科学的説明の積み重ねに加えて、行政・科学・企業不信の人に「心を開いてもらう」努力が必要であることが示唆された。今後は、このような不信感の強い消費者の持つ「不安感」の出所（情報源）や、具体的な内容の調査分析を進める予定である。

第 1965 回定例研究会報告要旨（9 月 28 日）

新たな経営安定対策に関する予備的考察

——直接支払制度を中心に——

吉井 邦恒

現在，食料・農業・農村政策審議会企画部会において，食料・農業・農村基本計画の見直しについて議論が行われており，8 月 10 日には，「中間論点整理」が取りまとめられた。本報告では，「中間論点整理」の主要テーマの一つである新たな経営安定対策（品目横断的政策への転換）について，諸外国の制度を検討しながら予備的な考察を行った。

1．アメリカの直接支払い

アメリカでは，1996 年農業法で導入された直接固定支払いが，2002 年農業法においても直接支払い（名称は Direct Payment に変更）として継続され，支払単価の引上げ，対象作物の拡大等によって制度の拡充が図られるとともに，直接支払いの基準面積の更新が認められた。面積更新措置は，対象作物の拡大に伴う実務上の必要性からやむを得ない面もあるが，現行の作付実績や今後の作付計画を勘案して，基準面積を最近の生産実績にあわせた者が 4 割程度いた点に注目すべきであろう。現在の生産と関連づけられない支払いという緑の政策の要件との整合性の点から面積更新には問題があるように思われる。

アメリカの直接支払制度への加入率は，対象面積ベースで 97 ～ 98 % ときわめて高くなっている。加入者の遵守要件として，保全および湿地保護，支給対象面積の農地は農業または農業に関連する活動に利用すること，土壌浸食からの農地保護，雑草の管理等があげられる。

2．EU の単一支払制度

EU では 2003 年の CAP 改革により，作物別に各年の作付面積に応じて支払われていた補償的 direct payment に代えて，生産と結びつか

ないデカップリング型の支払いである単一支払制度（Single Payment Scheme）へ，2005 年から 2007 年までの間に移行することとなった。単一支払制度は，穀物ごと，家畜ごとにある現行の直接支払いを，農業者ごとに 1 本の支払い制度に統合するもので，農業者に過去の基準期間の支払実績に基づく平均作付面積を支払受給権として割り当て，支払受給権に一定の単価を乗じた額を支払う方式である。ただし，全面的なデカップリングへの移行による耕作放棄地の増加防止等のため，特定の農産物の生産と結びついた現行の直接支払いを部分的に維持してもよいこととされており，農作物の場合，最大で，支払総額の 25% を従来方式に充てることが可能である。

単一支払制度の導入に伴い，作付けの自由化が認められる一方で，セット・アサイドは継続され，支払受給権の対象となっている土地も，果樹・野菜等を除き，農業生産に利用することとされている。単一支払いを受け取るためには，Cross Compliance として，環境保全，動植物衛生，動物の健康等 19 の EC 指令/規則（法定管理要件）と，土壌保全，過放牧の制限，景観保全等良好な農業・環境上の条件（GAEC）の二つを遵守しなければならない。

3．まとめ

アメリカの直接支払いの単価水準は市場価格の 10 ～ 15 % 程度であるが，EU の場合，英国（イングランド）の例で，面積当たりでみてアメリカの 2 ～ 5 倍程度となる可能性がある。

アメリカ，EU とも直接支払いの対象となる土地は，農業や農業関連の活動へ利用が制限されるとともに，環境保全等に関する多くの遵守要件が課されている。

また，アメリカ，EU とも，デカップリング型の直接支払いだけで農業経営の安定化が図られているわけではなく，直接支払いの他に，品目別に生産に結びついた下支え制度を堅持している点に留意する必要がある。



特別研究会報告要旨

【危機管理プロジェクト研究】

特別研究会報告要旨（2004 年 7 月 6 日）

カドミウムに関する健康リスク評価と 対策の動向

（（社）環境情報科学センター）間正 理恵

農林水産省のHPの「食品中のカドミウムに関する情報」というページには、必要な情報が掲載され、更新も早い。それを見ると、カドミウムによる食品の汚染、中でも米の汚染が国際基準であるコーデックス食品規格との関連で問題となっているらしいことがわかる。

1962年に設置されたコーデックス委員会（CAC）の一部会として、食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）が設置されており、食品添加物・汚染物質の国際基準案の作成などを行っている。健康リスク評価や暴露評価などの科学的なリスク評価は、独立した機関であるFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）が行う。

CACにおける汚染物質一般原則では、汚染防止のための手段をとること、汚染の低減効果の評価をすること、リスク管理を行うこと（基準策定はその一手段）が定められている。また、食品規格制定の一般原則として、健康影響がある場合に、汚染物質の摂取量に占める割合が大きい食品に対してのみ基準を設定すること、その際「ALARAの原則」といって合理的に達成可能な範囲で出来るだけ低い水準とすることとされる。基準成立までには、八つのステップがあり、CCFACの勧告をCACが検討する中でステップが進んでいく。

カドミウムについては、1972年頃からリスク評価が開始されていた。食品中の基準値には1998年から検討課題となっている。最近の第36回CCFAC（2004年3月）では、果実、

肉、大豆についての基準値検討が中断され（寄与の少ない食品群であるため）、精米、小麦、葉物野菜などの基準値原案のステップ5での採択がCACに勧告された。精米の基準値原案は、日本からの科学的な論拠を伴った提案に基づき、それまでの0.2mg/kgから0.4mg/kgに変更されたものであったが、6/28～7/3にジュネーブで開催されたCACでは、米の基準値原案は採択されず、次回のCCFACで継続して検討されることとなった。

カドミウムの健康影響としては、神通川流域におけるイタイタイ病がよく知られている。大正時代ごろから神通川流域において稲作の被害とともに、女性の神経痛のような病気が知られていた。栄養不良や新しい骨の病気などと発表されたこともあった。しかし、昭和34年に河川水からカドミウムが検出され、さらに患者の遺灰から高濃度のカドミウムが検出され、また、すでに海外で知られていた慢性カドミウム中毒の症状とイタイタイ病の症状とが一致した。その後、米国NIHからの助成金による動物実験が行われ、カドミウムが腎臓に障害を及ぼし、カルシウムの排出を促進することが確認された。現在ではイタイタイ病のような激しい症例は見られないが、慢性のカドミウム中毒によると考えられる低分子タンパク尿を特徴とする腎臓障害はいくつかの汚染地域で指摘されている。

カドミウムは、1817年と比較的最近になって発見された物質で、亜鉛と性質がよく似ている。亜鉛鉱に1%程度まで混在して産出するため、亜鉛の鉱業所や精錬所の周辺でカドミウム汚染が生じた。現在の日本は、世界一のカドミウム生産国であり、消費国でもある。カドミウムの8割ほどはニッケルカドミウム電池に使用され、電池の7割が輸出される。国内のニカド電池の回収率は14%程度で、1997年の単年度だけで1,750トンのカドミウムが行方不明になっているとする指摘もある。2003年来、欧州連合等ではニカド電池の禁止も視野に入れた電池のリサイクル法案が審議されている。

（文責：久保香代子）

【多面的機能プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨（2004年7月12日）

生物多様性条約の成立過程を とおしてみた生物多様性保全の意義

（法政大学人間環境学部）藤倉 良

1. 生物多様性条約成立の背景

生物多様性に関する条約（生物多様性条約）は、1992年に採択され、30カ国目が批准して90日を経た1993年12月に発効した。条約に基づいて採択された最初の議定書であるカルタヘナ議定書も2003年9月に発効した。

条約が成立した背景には、世界各地で生物が絶滅の危機に瀕しているという危機感があった。「持続可能な発展」を達成するためには、生物種の絶滅を食い止めることこそが緊急の課題と言える。

生物多様性条約では、生物多様性は、生態系、種、遺伝子の三つのレベルの多様性からなっていると考えられる。

条約の究極の目的は種の多様性を守ることにあるが、そのためには、生態系の多様性を維持していかなければならない。また、遺伝子の多様性が低下した種は、絶滅の可能性が高まる。三つのレベルの多様性は、それぞれ独立して保全することはできない。全ての多様性をセットで守ろうとするのが生物多様性の考え方である。

2. 条約の問題点

日本など先進国には条約を自然保護の条約と理解する人が多いが、開発途上国では遺伝資源開発に関する条約であると受け止められている。自国の遺伝資源開発に期待を持つ開発途上国の意見が強く反映されたためである。

条約を貫く基本的な考え方は、人間による生物の持続可能な利用にある。前文でも「社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上および芸術上の価値」が強調されている。求められているのは、人類が存続してゆくために必要な生物多様性の「保全」(conservation)であり、利用が念頭におかれている。現状に手を触れないまま「保護」

(protection) するための規定は多くない。

条約の目的も、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の3点であり、いずれも利用を前提としている。そして、目的を達成するための三つの手段として、遺伝資源を取得するための機会の提供、技術移転、資金供与が規定された。

3. カルタヘナ議定書

条約は締約国に「バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響を与えるおそれのあるものの利用および放出に係る危険」を規制、管理、制御することを求め、バイオテクノロジーにより改変された生物で、生物の多様性に悪影響を及ぼす可能性があるものの移送、取扱い、利用に関する手続きを定めた議定書の必要性について検討することを求めている。これらに基づいて作成されたのが「パイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」である。

しかし、緊急に措置を講じなければならないほどの重要な問題が、バイオ技術に内在することは確かめられていない。条約が定める最初の議定書の課題として、パイオセーフティーがあえて取り上げられたのは、条約が確かな科学的知見ではなく、政治的意図によって動かされているからであるとする指摘も存在する。

4. グローバルガヴァナンスと生物多様性

生物多様性は地球環境問題であるといわれる。しかし、この問題を地球環境ガヴァナンスの観点から整理しようとすると、何が問題になるのか、なりうるのかが分からない。これこそが、地球環境問題としての生物多様性がはらむ問題点であろう。

まず、絶滅がなぜ悪いのかについて、明確な答えがまだない。トキの全滅は良くないのかもしれないが、税金をかけてまでトキを守る必要があるのか。琵琶湖がブラックバスで溢れて、何が悪いのか。遺伝子組換えの議論は、本当に生物多様性の問題として取り扱うべきなのか。そもそも、生物多様性という問

題はそのような次元で論じるべきことなのか。

このような問題に関して、科学的知識はあまりにも少なく、不確実である。問題の本質がわからないから、どこからどのように取り組んでよいのかも分からなくなる。

本当に地球環境問題なのかも明らかでない。諫早湾の埋め立ては地球環境問題ではなく、長崎県の問題ではないのか。生物多様性保全のために、本当に条約が必要だったのかという疑問は残る。

日本では、条約の制定をきっかけとして政府機関や市民団体、N G O、企業など幅広い主体が、生態系や種の多様性維持に向けて動き始めた。生物多様性の概念を広めたという意味で、この条約が日本の自然保護に及ぼした影響は大きい。しかし、地球規模の観点から見れば、条約を今後、如何に運用すべきか、どのような方向に向かわせるべきかという、大きな課題が残されている。

特別研究会（講演会）報告要旨（2004年7月15日）

オーストラリア農業政策の手法

（オーストラリア農水林業省副次官）
ドン・バンフィールド

オーストラリアの農業政策は、25～30年間に劇的に変化した。

1970～80年代には、農業者への価格変動の影響を最小限とすることを目的とし、（他国と比べて介入水準は低かったものの）政府が直接的に農業に介入していた。具体的には、価格関連介入、投入補助金、羊毛等の緩衝在庫制度、関税等の国境措置などの施策が行われていた。

1980年代に大きな政策変更があり、政府は農業政策で直接的な介入をやめ、農業者自身が価格変動に直面し市場のシグナルに即して意思決定をする仕組みとした。新しい政策への移行は容易ではなかったが、政府は農業者自身の技術向上・トレーニング支援、自ら財政的リスクを管理するための手法の提供、研

究開発の支援などの役割を担うこととなった。この財政リスク管理手法の代表例は農業経営預託スキームで、豊作時に預託し困った際にそれを使用する仕組みである。

現在の制度では、政府の直接の関与は極めて例外的な状況に限定される。たとえば、この4～5年間連続している早魃のような農業者がリスク管理できないような災害に際しては限定的・短期的な支援措置が行われる。この場合も支援措置は生産から切り離されたデカップルされている。農業分野での重要な構造調整も行われてきたが、この場合でも政府の支援措置は財政的カウンセリング、バランスがとれた決定が出来るようリスク評価への支援などで、基本的に短期的措置である。

今オーストラリアでは天然資源の管理の問題がますます重要となっている。環境問題に関する農業者の自覚を喚起することに重点を置き、段階的アプローチで臨んでいる。乾燥地帯での塩害、水質汚染などの環境問題への農業者の自覚を促すとともに、自らの農地だけでなく農村コミュニティ全体の環境、更に広い範囲で河川水系全体の管理に気をつけるよう促している。

オーストラリアでは、日本と異なり、水は極めて貴重な資源で、その管理は重要な問題である。水資源が農業に過剰に配分された結果、水資源の浪費だけではなく、水質汚染・環境問題の悪化など不幸な結果を招来した。農業の種類別の1メガリットル当たりの生産額を見ると、農業の種類により大きな差があることが明確になる。ワイン用ブドウ栽培で1,700ドル強に対し、酪農・羊飼育など牧草地農業では100ドル未満などである。水制度の改革により農業者に「水は有償で買うもの」とコスト意識を持たせ、効率的な使用を促すとともに、節約を促している。また適切な対価を支払えば水へのアクセスを保障することにもなる。さらに土地と水を別の権利として権利移転出来るようにした。このような仕組みを通じて農業者自身に水資源の使い方を考えさせ、最も効率の良い水使用を促している。

日本と同様、オーストラリアでも急速に農業者の高齢化が進行している。農業地帯での

高齢化は非常に深刻で、農業地帯は若年層を失いつつある状況である。羊毛・小麦など生産性が低い部門では特に高齢化が深刻である。これに対して、野菜・ワインなど生産性の高い部門では若年層の増加が見られる。また、生産性の高い農業の営まれる地方都市では高齢化は進行していないとの興味深い調査結果が出ている。

注・オーストラリア農水林業省バンフィールド副次官は、同国政府のプログラムで東アジア諸国を訪問する中、7月15日当研究所で講演した。

(文責 伊藤正人)

特別研究会(講演会)報告要旨(2004年7月30日)

農業・食料政策に関する OECD の活動成果と今後の展開

(OECD 食料農業水産局次長)
ケン・アッシュ

国際機関である OECD の役割は経済学的な情報を各国政府に提供すること。政策に関する意思決定は各国政府が行うことである。このような立場で業務を行っている。

2005/06 年の OECD の食料農業分野の作業計画は、3 分野に分けられる。

第 1 は各国農業政策の改革に関連したテーマ。OECD 全加盟国の政策を毎年モニターし(モニタリングレポート)、計量的に評価(PSE)、政策事項を検証し、結果を公表する。これまでの分析で、各国の国内政策では依然として価格・生産関連の措置が支配的で、農村開発、環境保全、食料安全保障、食品安全、生物多様性の維持等の目的はあまり大きな地位を占めていないこと、更に、これら他の目的の政策も多くの場合価格・生産関連の施策として実施されていることなどを明らかにしてきた。

食料経済の研究では、農家と川下、消費者との間の相互関係の変化が経済や市場にどの

ような影響を与えているかを分析する。一つの例は小売業の集中で、少数の大規模流通業者が市場支配力を有している点。二番目は民間が独自に規格基準を作っている点。興味深いことであるが、同時に懸念も有している。国の作る基準が科学的なものであるのに対して、民間が作る規格基準は消費者選好、品質等に基づくもの。大手流通業者が流通全体の 40 % 以上を支配しており、これら民間の作る規格基準の影響力は強い。

ブラジル、中国、インド、南アフリカなどの非加盟国の問題の研究。これらの国の政策、現状、OECD 諸国にとっての影響などを分析、指標化する。

第 2 は農業と貿易の分野。WTO 交渉でも重要な課題である輸出競争が大きなテーマである。輸出補助金だけでなく、輸出信用、食料援助、アメリカの不足払い制度、オーストラリア・ニュージーランド・カナダ等の輸出国家貿易などの輸出補助金的要素を研究する。

第 3 は環境および持続可能性の問題。これまでの農業環境指標の収集、生産貿易と環境の関係分析等は総じて描写的であり、データに基づき従来よりも分析的で説明出来るものにならなければならないと認識している。

分野横断的な問題として取り上げたいのはどのように効率的・効果的な政策の選択を行うかとの課題。市場のメカニズムに基づく検証を行う。先進国の事例を基にして作業をしても開発途上国、すべての WTO 加盟国に対して政策オプションを助言することが出来よう。

多面的機能に関する作業はすでに大部分達成された。OECD は従来宗教的・哲学的だった概念を経済学的に分析し枠組みを明らかにして国際的に貢献した。今後は、たとえばどのような場合に非政府組織からの多面的機能の供給が考えられるのか、生産関連助成措置で多面的機能の供給が促進される場合とはどのようなケースか、また取引費用の観点からターゲットされた直接支払いが最適の施策でなく、例外的に価格支持・関税などが適切という場合がどのような場合か等を研究する。

また、今後 2 年間の作業計画ではないが、加盟国の間で食品安全が重要な関心事項となっている今日、OECD としてもう一度「食品

安全」をテーマとして取り上げるべきと考ええる。FAO, WHO は, OECD が食品安全に関する経済分析を行えば両機関の業務を補完し有用と考えており, 将来この経済分析に取り組みたいと考えている。

注・ケン・アッシュ氏はカナダ出身で, 同国食料農業省を経て, 99 年に OECD に入り, 現在食料農業水産局次長。訪日の機会に, 7 月 30 日当研究所で講演し, OECD の当面の業務について紹介した。

(文責 伊藤正人)

共催研究会報告要旨(2004 年 9 月 2 日)

日本農業の発展を支えるもの

江川 章

(東京農業大学) 松田藤四郎

1. 「新たな農業経営者に求められる資質——農業への新規参入者を例として——」(江川)

ここでは, 農業への新規参入(家族経営の参入問題)を題材に, 新規参入者と受け入れ側とのマッチングと, 農業参入と地域参入とのバランスに着目して, 担い手再生産のあり方を探る。

農業への新規参入者が農政で明確に位置づけられたのは, 1986 年農政審報告が, 農業後継者の新しい像を, 新規学卒就農者だけでなく離職就農者や新規参入者も含めて示した時であった。1990 年代以降, 新規参入者は増加傾向にあるが, 農家子弟の新規就農青年に対するその割合は 3 ~ 4 % であり, 担い手層として過度に期待するのは早計である。ただし, 地域によっては新規参入者を担い手層として期待しう状況も出現している。

新規就農支援策は, ほとんどの道府県で採られているが, 市町村レベルではまだ限られている。農業参入の先進地では, 公的部門が経営資源をセットで準備したり, 研修を少ない費用負担で段階的に行う一方, 民間部門は経営の実践的指導, 地域の信用媒介やネットワーク活用に力を発揮している。

地域参入においては, 公的部門で U・I ターン策として就職・住居面での支援を積極的に行うものが見られ, 民間部門では地域住民との交流から地域づくりへの参加を推進する例もある。

農業新規参入の実現とその後の展開は, 新規参入者と受け入れ側のどちらか一方が他方に従属的に適合していく過程ではなく, 両者がお互いに影響を及ぼしながら, ともに変化していく過程である。参入者自身の努力はもちろん, その資質を向上させる受け入れ側の姿勢や支援が重要である。

2. 「新たな農業者教育への提言」(松田)

21 世紀の農業者像として求められるのは, 新しい農法への挑戦, 生物企業の高度管理能力, 自立・協調・博愛精神の涵養, 国際市場分析能力, 農政改革への提言・実行能力である。

これに対して, 農業教育機関の現状を見ると, 農業高校, 大学農学部系, 農林水産省系農業教育施設, 民間研修教育施設が, 特色を持って教育を分担している。しかし, そこには体験実習の不足, 農業経営者教育の不足, 農学の専門・細分化の進行, 就農率の低さ, 定員充足率の低さ, 教員・カリキュラムの不十分性など, 問題点も存在している。

新たな農業教育のために推進されるべきは,

第 1 には学校教育の改善であり, 具体的には, 農業者教育プログラムの編成, 体験学習の拡充, 課外活動の人格形成効果の重視, が挙げられる。

第 2 に, 教育・研究(農業試験場)・普及の三位一体による農業教育の充実も目指されなければならない。

第 3 に, 残された課題として, 高学歴化の下での農業高校への社会的ニーズの検証, 道府県農業者大学校の伝統であった師弟同行教育の新概念の追求, 就農率が低い理由の吟味, が必須である。

注・本研究会は(財)食料・農業政策研究センターと共催で開催した。

(文責 千葉 修)

特別研究会（講演会）報告要旨（2004年9月7日）

構造改革の促進

——ニュージーランドの農業における経験——

（ニュージーランド農林省事務次官）

マリ・シャーウィン

ニュージーランド農業は、牧草地（羊、肉・乳牛など）中心だが、近年園芸（キウイ、リンゴ、ワイン用ブドウが主要産品）の重要性が増大している。林業は国土の7%を占め、ラジアタ松が主体。

農業は経済の鍵となる産業。加工部門を含めてGDPの20%を占め、農産物の90%は輸出されている。酪農品は95%が輸出向けである。農林業全体で総輸出額の60%を占める。

農業政策は大きく変化してきた。60年代政府の支援はほぼゼロで、農産物は英国に送られ加工されていたが、70年代以降、英国のEEC加盟等の外的ショックに対応して加工部門の強化等のため価格支持・原材料費補助金等農業に対して多額の直接的な助成が行われた結果、農業の競争力は急速に失われた。

農業助成は様々の悪影響をもたらした。農業政策が農業生産に焦点を当てすぎ、市場のニーズから乖離した。また、助成を契機として生産に適さない土地にまで農業生産が拡大され、環境に悪影響が生じた。補助金が地価に跳ね返り地価が上昇した。農家が政府への依存を強め、ニュージーランド農業の特徴である革新性が失われてしまった。

農業に代表される問題は各経済分野共通の問題で、84年には深刻な経済危機に陥っていた。84年に選出された労働党政権は、直ちに大幅な経済改革に着手し、農業分野では、価格支持を撤廃し、補助金も廃止した。食肉検査その他の衛生検査は農業者負担とされ、農家助言サービス、普及サービスは農業者負担、のち民営化された。様々の税の優遇措置も撤廃、優遇的な資金・優遇金利も撤廃された。改革により多数の農家の離農が予想されたことから、政府は経営維持が困難な農家の離農を助成するため補助金供与等の措置を用意したが、同措置の利用は予想より少なかった。

ただ、こうした措置を用意することは今後の方向に関する政府の明確なサインとして重要な役割を果たしたと考える。改革により農地価格は低下、農家所得も減少したが、のちに回復した。改革により農業の部門間の資源の再配分が行われ、採算性の低い羊は大幅に減少（7千万頭→4千万頭）したが、収益性が比較的高い酪農、鹿、山羊、園芸、林業などは拡大した。改革により農林省の役割も変わった。多くの業務が廃止または民営化され、職員数も改革前の7,500人から1,000人未満となった。残った主要な業務は、貿易自由化促進のための対外貿易交渉、基準・規格（SPS、食品安全）、資源保全・環境などである。また、農業が経済活動・輸出の主要部門であることを背景に、バイオセキュリティの維持（輸入・国産農産物の検疫）は国としての重要な業務と認識している（輸入検疫は規模的にビジネスとして成立しないとの点も考慮）。

改革の教訓は、介入は始めるよりやめるほうが難しく、改革には強力かつ継続的な政治支援が必要ということ。改革は経済全域にわたり幅広く実施されることが重要である。また、改革は自発的に行われたもので貿易相手国からの圧力による改革ではない。様々の規制が自国に大きなコストをもたらしており、規制を撤廃した方がよい効果をもたらすと考え自主的改革を行った。継続的な規制緩和でメリットを受けるのは農家自身である。

改革の成果としては、健全なマクロ経済、先進国の中で有数の高い成長、農業関連のサービス部門の成長、価格シグナルの明確化、公共部門の効率化と対応能力の向上などがあげられる。

注：ニュージーランド農林省シャーウィン事務次官は、外務省主催「APEC 構造改革ハイレベル会合」へ参加のため訪日され、9月7日当研究所で講演した。

（文責 伊藤正人）

【ライフスタイルプロジェクト研究】
特別研究会報告要旨（2004年9月27日）

「農村地域開発における地域社会の役割」

EUの農村地域開発政策とローカル・ガバナンス

（茨城大学）柏 雅之

農村地域開発における地域社会の役割

——フランスの事例より——

（東北大学）石井 圭一

EUの共通農業政策においては、価格支持を削減し、その分、構造調整施策、条件不利地域政策、農業環境政策、さらには食品の品質や安全性の保証、動物愛護から成る農村地域開発、すなわち「第2の支柱」の予算配分を増やすという改革が進められている。また、90年代に共同体主導により開始されたLEADER（農村経済発展の行動連携）事業では、市町村、集落、あるいは地域内外のボランティア集団が主体となり、ボトムアップの手法がとられ、加盟各国ではそれぞれ特徴のある展開が見られる。今回の研究会では、イギリス、フランスの調査研究に基づき、農村地域開発における地域社会の役割について考察した。

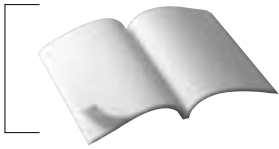
まず柏報告では、EU農村地域開発政策の潮流を1988年の構造基金改革を起点にとらえる。同改革の趣旨は、80年代に新規加盟した南欧諸国と旧来の加盟諸国の間の経済格差を是正することであったが、同時にEUと加盟国、あるいは国と地方という行政主体間のパートナーシップ原則が導入された。パートナーシップは、1993年の共通農業政策改革以降、行政と民間との間でも可能になり、これにより農村地域開発における住民参加がより活発になり、事業内容も多様化している。これら一連の流れは、農業部門への直接支援から統合的アプローチによる農村開発へのシフトとして見ることができる。LEADER事業は、その第1段階であるLEADER（1991～93年）の成果が欧州委員会により高く評価され、第2段階のLEADER（94～99年）、さらに現段階のLEADER+（2000～2006年）では採択地域範囲が大幅に拡大している。北部イ

ングランドのLEADERの事例では、当初、県が事業主体であるローカルアクショングループ（LAG）の主導権を握り、旧態依然たるトップダウン方式に陥ったが、この反省から全国的なNPOである農村コミュニティ評議会（RCC）が運営に関与することになり、以来、住民による自己点検などを通じてソーシャルキャピタルが形成されている。総じてLEADERには短期的に目に見える成果ではなく、長期的視野に立った地域経営主体形成を望むべきである。

続く石井報告では、フランス独特の零細な基礎的自治体（コミューン）の実態把握に基づき、条件不利地域、山間地域の調査事例に即してコミューンまたはコミューン共同体による公共サービス内容、財務の実態、EU農村地域政策と自治体行政の関係についての分析がなされた。フランスでは周辺諸国と異なり国による市町村合併促進策が功を奏せず、いまなお全国に3万7千弱ものコミューンがあり、農村部では数百人規模の零細コミューンが多数を占めている。零細コミューンはフランスの「文化遺産」と言われるほど歴史的・文化的な特質を有し、数の安定性を保っているとはいえ、公共サービス提供に際しては隣接コミューン間の共同（コミューン共同体）がなされ、さらにLEADER事業などEU、政府、州による農村振興政策の受け皿的役割、すなわち総合計画や事業計画の企画立案は広域行政単位である「ペイ」が担うなど、地域振興に関わる組織は重層的に存在し、補完的に機能している。これはまさに補完性（subsidiarity）原則に依拠した行政機構の編成であると言える。

以上の報告を受けて、LEADER事業の実態や政策評価、また、日本の中山間地域への援用に関して、活発な質疑応答、意見交換がなされた。

（文責 市田知子）



研究活動一覧

「研究活動一覧」は当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を読者の皆様にタイムリーに提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては直接担当研究員までお問い合わせ下さい。

【研究論文および雑誌記事等】

研究員名	表 題	発表誌、巻・号	発表年月
相川良彦	定年帰農文学について——芥川賞との対比でみる 2004 年度農民文学賞の世界——	文化連情報 316	2004. 7
相川良彦	文法諸形式からみた「農業雑誌短歌」の心情分析	農民文学 2004 朱夏号	2004. 8
明石光一郎（共著）	改正 JAS 法の虚偽表示抑止効果についての考察	食料・農業の危機管理に関する社会科学的アプローチ（危機管理プロジェクト研究資料 1）	2004. 6
明石光一郎	日本の農業交渉力に関する一考察——対中セーフガードを事例にして——	東北農業経済研究 22（2）	2004. 8
足立恭一郎	（書評）本城昇『日本の有機農業——政策と法制度の課題——』	土と健康 362	2004. 7
市田知子	国産牛肉「トレーサビリティ・システム」の安全性保証と品質保証	食料・農業の危機管理に関する社会科学的アプローチ（危機管理プロジェクト研究資料 1）	2004. 6
市田知子	ドイツの牛肉トレーサビリティ事情	デーリイマン 54（9）	2004. 9
江川 章	農業研修の動向と今後の課題	農林水産政策研究所レビュー 13	2004. 9
香月敏孝	果実の流通コストと価格形成——みかんを中心に——	農林水産政策研究所レビュー 13	2004. 9
河原昌一郎	中国の農業法制について	食品流通システム協会会報 59	2004. 8
河原昌一郎	中国の食品安全制度の動向	農林経済 9638	2004. 9
木下順子（共著）	消費者不安をともしなう食品関連新技術導入による農産物需給への影響分析——乳牛の乳量増加ホルモン剤（rbST）の事例——	食料・農業の危機管理に関する社会科学的アプローチ（危機管理プロジェクト研究資料 1）	2004. 6
小島泰友	アーカンソー州とカリフォルニア州を中心とするコメ生産・流通の実態	東京穀物商品取引所 コメ研究会報告書・参考資料	2004. 7
小島泰友	コメの価格変動と季節変動性	東京穀物商品取引所 コメ研究会報告書・参考資料	2004. 7
近藤 浩	米国動物衛生行政のトレーサビリティシステムをめぐって	農林水産政策研究所レビュー 13	2004. 9
櫻井武司	アフリカ——国際共同研究の動向と課題——	『21 世紀の国際共同研究戦略の構築』（国際農林水産業研究センター編）	2004. 7
佐藤京子・西尾 健	戦後から現在までのわが国の食品安全に関する事例とその変遷および特徴	食料・農業の危機管理に関する社会科学的アプローチ（危機管理プロジェクト研究資料 1）	2004. 6

研究員名	表 題	発表誌，巻・号	発表年月
清水純一・佐藤孝一 (他共著)	農協の農業融資に関する調査	総研レポート 16(4)	2004. 8
鈴村源太郎	認定農業者の経営改善支援	全国農業新聞 8月6日	2004. 8
高橋克也	生産流通情報におけるフードチェーンの情報ニーズと開示対応	農林統計調査 9月号	2004. 9
立川雅司	Changes in the Trade Pattern and Regulations of Genetically Modified Soybean	Farming Japan 38(4)	2004. 8
橋詰 登	中山間地帯における人口動態と農村構造の将来展望	平成 15 年度中山間地域整備手法検討調査報告書(日本アグリビジネスセンター)	2004. 3
橋詰 登	中山間地域の農業集落が消えていく	デーリイマン 54(9)	2004. 9
林 岳	直接支払いの効果と多面的機能の定性的評価の必要性	ニューカントリー 9月号	2004. 8
林 岳(共著)	勘定体系による農道整備事業の評価	日本計画行政学会第 29 回大会報告要旨集	2004. 9
林 岳	地域における第 1 次産業の持続可能な発展に関する分析——北海道地方を事例とした環境・経済統合勘定の構築・推計——	環境経済・政策学会 2004 年大会報告要旨集	2004. 9
藤栄 剛	新規参入者の定着過程に関する計量分析——就農・自立——	平成 16 年度日本農業経営学会大会報告要旨	2004. 7
藤栄 剛(共著)	全国アンケート調査結果からみた合鴨稲作への取組の特徴	合鴨通信 39	2004. 7
堀越孝良	明治期における食品安全制度の概要——食肉政策を中心として——	食料・農業の危機管理に関する社会科学的研究アプローチ(危機管理プロジェクト研究資料 1)	2004. 6
薬師寺哲郎	我が国の食料品の流通コストは高いのか——産業連関表にみる商業マージン率——	農林経済 9636	2004. 8
矢部光保・嘉田良平 (他共著)	食の安全と安心に関する消費者意識の計量分析——トレーサビリティと遺伝子組換え食品に関するインターネット調査——	食料・農業の危機管理に関する社会科学的研究アプローチ(危機管理プロジェクト研究資料 1)	2004. 6
山本昭夫・伊藤正人	FAO 植物遺伝資源条約の発効を迎えて(第 1 報)——植物遺伝資源条約と生物多様性条約——	育種学研究 6(3)	2004. 9
山本昭夫・伊藤正人	FAO 植物遺伝資源条約の発効を迎えて(第 2 報)——「るつば」としての生物多様性条約——	育種学研究 6(3)	2004. 9
吉井邦恒・吉田泰治・勝又健太郎	農林水産省の政策評価と政策体系化——食料・農業・農村政策に関する政策ツリーの提案——	「公共政策の決定に伴う多元的総合評価システムの構築に関する学際的基礎研究」研究成果報告書(平成 14 - 15 年度科学研究費補助金基礎研究(B)(2))	2004. 7
吉井邦恒・吉田泰治	農業共済金が地域経済へ与える影響について——産業連関分析による試算結果——	月刊 NOSAI 56(9)	2004. 9

【口頭発表および講演】

講演者	演 題	講演会名	発表年月日
會田陽久	韓国の農業と対日農産物貿易の動向	第 40 回東北農業経済学会秋田大会	2004. 9. 3

明石光一郎	予防原則批判論文の検討	日本農業経営学会	2004. 7.18
足立恭一郎	食・農・環境の腐蝕	特殊講義（埼玉大学経済学部）	2004. 9. 9
河原昌一郎	中国の農業政策について	日本農業機械工業会国際委員会セミナー	2004. 9.10
久保香代子・吉井邦恒	コメのカドミウム基準値に関する規制インパクト分析——フレームワークと費用分析を中心に——	第40回東北農業経済学会秋田大会	2004. 9. 3
櫻井武司 ほか	Farmers' Climate Risk Management and Household Vulnerability in the Dry Savannah of West Africa —— Case of Study of Southern Mali ——	International Symposium on Food Production and Environmental Conservation in the Face of Global Environmental Deterioration（日本農業気象学会）	2004. 9. 8
櫻井武司 ほか	Improved Seeding Strategies in Response to Variability in the Start of the Rainy Season in Mali, West Africa	International Symposium on Food Production and Environmental Conservation in the Face of Global Environmental Deterioration（日本農業気象学会）	2004. 9. 8
清水純一	農協の農業融資に関する調査結果の概要	農協の農業融資に関する調査報告会（農林中金総合研究所）	2004. 7.20
立川雅司	遺伝子組換え作物を巡る内外の情勢について	「遺伝子組換え食用作物の栽培規制のあり方」意見交換会基調講演（岩手県農林水産部）	2004. 7. 9
立川雅司	Japanese Agricultural Cooperatives —— Legacies and Challenges ——	XI World Congress of Rural Sociology（Working Group 23）	2004. 7.26
立川雅司	Towards a Sociology of Trust on Food —— Basis of Our Trust on Domestically-Produced Food ——	XI World Congress of Rural Sociology（Working Group 23）	2004. 7.27
西尾 健	食料・農業・農村の展望	千代田フォーラム	2004. 5.19
橋詰 登	センサスデータを用いた農業構造分析の視点と手法	平成16年度近畿農政局統計専門職員研修	2004. 9.13
林 岳	農林水産業における環境会計導入の課題	農業生産活動の環境影響評価に関するFS研究会	2004. 8. 5
松久 勉	東北における最近の人口動向	第40回東北農業経済学会秋田大会	2004. 9. 3
山本昭夫	FAOのITPGR（植物遺伝資源条約）と利益配分	MRIのABSセミナー——ABS（遺伝資源アクセスと利益配分）の利益配分をどのように具体化するか？——（三菱総合研究所）	2004. 9.14
吉井邦恒	政策評価と経営管理について——日米の農業保険をめぐって——	組合等経営指導者養成研修会（全国農業共済協会）	2004. 7. 5
吉井邦恒・吉田泰治	共済金が地域経済に与える効果——産業連関分析に基づく地域経済への影響——	平成15年産水稻等農業共済金が地域経済に与えた効果の研究成果報告会（全国農業共済協会）	2004. 7.27
吉井邦恒 ほか	わが国の食料安全保障戦略分析のための数理モデルの構築	第23回日本自然災害学会学術講演会	2004. 9.13
渡部岳陽	水田農業構造改革の推移と展望	第40回東北農業経済学会秋田大会	2004. 9. 3

外国からの訪問

■ 来訪者 中国江西省「農業綜合開発および農業生産経営」訪日交流研修団 17 名

日 時 平成 16 年 9 月 22 日 10:00 ~ 12:00

対応者 西尾健所長，香月敏孝地域振興政策部長

目的・内容

喻雲（Yu Yun）中国江西省農業綜合開発弁公室副主任を団長とする標記研修団は，中日文化經濟交流協会の協力により，9 月 13 日～10 月 3 日に来日。その目的は，日本における農業行政管理，農村地域振興と農業構造改善の政策，農業組織形態，農産物の販売，農業技術の推進と普及，農場の経営管理，農業産業化等に関する視察，研修および日中官公庁や農業関係組織との交流の実施である。当所への来所もその一環である。この研修団は，中国江西省の省，県，市の農業開発関係の責任者等から構成されている。

事前にわが国の農業構造の特徴についての説明が依頼されたのを受け，当所では下記の講演とそれに関連した質疑応答，意見交換を実施した。当方から農業構造改革が順調に進展していない日本の状況を説明したところ，訪問団からは江西省では水田経営面積が日本と比較して約半分であり，むしろ規模が倍で，しかも兼業稲作として成り立っている日本農業のあり方に驚く，といった感想が寄せられた。

講演

「日本の農業経営，農業生産構造の特徴」（香月地域振興政策部長）

意見交換の後，当所の西尾所長から挨拶を行って，今後日中両国間での研究を含む多様な交流が重要であるとの共通の認識を持つことができた。





農林水産政策研究

第6号 (2004.3)

- 地域における第1次産業の持続可能な発展に関する分析 林 岳
ベトナム農村金融における集落の役割 岡江 恭史
諸外国における農産物セーフガード発動の現状と課題 勝又健太郎

第7号 (2004.12)

- 中山間地域における農業集落の存続要件に関する分析 橋詰 登
農業所得税申告書の利用可能性に関する一考察 恒川 磯雄
中国の食糧政策の動向 河原昌一郎

農林水産政策研究叢書

第5号 (2004.3)

- EU 条件不利地域における農政展開 —— ドイツを中心に —— 市田 知子

農林水産政策研究成果情報

No.3 (平成 15 年度, 2004.6)

農林水産政策研究所年報 平成 15 年度 (2004.7)

PRIMAFF Annual Report 2003 (2004.12)

世界食料需給プロジェクト研究資料

- 第3号 (2004. 3) 国際食料需給の計量分析と資源制約問題
第4号 (2004. 3) 資源制約下における世界主要国の農業問題

ライフスタイルプロジェクト研究資料

- 第1号 (2004. 1) 人口移住・地域再生方策と農の教育及び福祉機能

循環利用プロジェクト研究資料 (2004. 3)

- 循環利用政策と環境評価

危機管理プロジェクト研究資料

- 第1号 (2004. 6) 食料・農業の危機管理に関する社会科学的アプローチ

行政対応特別研究 (FTA・WTO) プロジェクト研究資料

- 第1号 (2004.10)

平成16（2004）年12月27日 印刷・発行

農林水産政策研究所レビュー No.14

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒114-0024 東京都北区西ヶ原2丁目2-1

電話 東京（03）3910-3946

FAX 東京（03）3940-0232

ホームページアドレス <http://www.primaff.affrc.go.jp/>

印刷・製本 株式会社 高山